

**米ドル建実績配当型
合同運用指定金銭信託
(商品名:米ドル建投資パートナーシップ
ファイナンスデジタル証券
(2026 年第 1 号))**

**契約締結前交付書面
兼
商品説明書
(目論見書)**

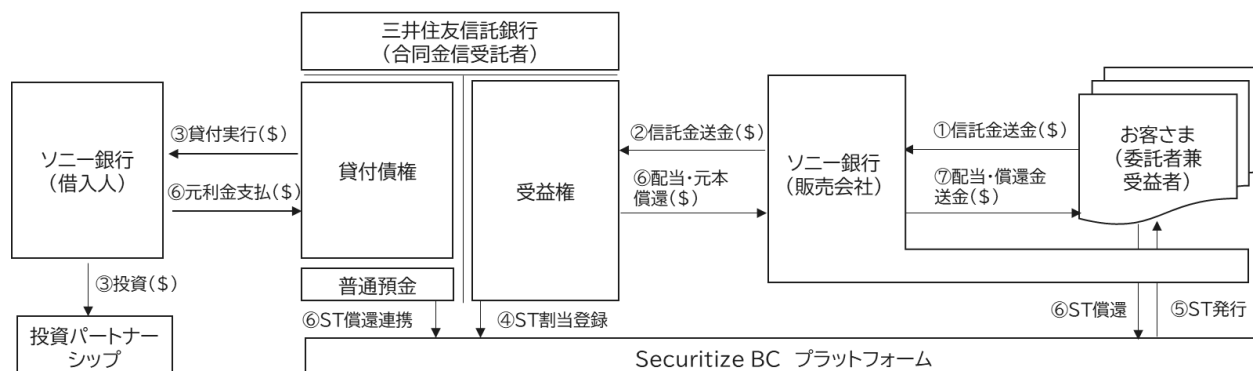
本書面は、ソニー銀行株式会社(販売会社)が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づく情報提供として、また、三井住友信託銀行株式会社(受託者)が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条の 2 で準用する金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づく情報提供として、お客さまに交付する書面です。また、お客さまが本商品を購入された場合において、本書に添付する本商品の信託約款は、後日、三井住友信託銀行株式会社(受託者)からお客さまに交付する取引報告書とあわせて、ソニー銀行株式会社(販売会社)が金融商品取引法第 37 条の 4 の規定により、また、三井住友信託銀行株式会社(受託者)が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項で準用する信託業法第 26 条の規定により、お客さまに提供すべき情報を記載した書面を兼ねます。
あわせて、本書面は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

販売会社:ソニー銀行株式会社
受託者 :三井住友信託銀行株式会社

この届出目論見書により行う「米ドル建実績配当型合同運用指定金銭信託(商品名:米ドル建投資パートナーシップファイナンスデジタル証券(2026 年第 1 号))」の募集については、発行者である三井住友信託銀行株式会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により、有価証券届出書を、2026 年 7 月 13 日に提出しており、2026 年 7 月 29 日にその届出の効力が発生しております。

本商品へのご投資を検討されるお客さまへ

- 本商品は、受託者¹としての三井住友信託銀行株式会社(以下「三井住友信託銀行」といいます。))が、お客さまから信託された米ドル建金銭を、ソニー銀行株式会社(以下「ソニー銀行」といいます。))向けの米ドル建信託貸付(以下「本貸付」といい、信託財産に属する貸付金を「信託貸付金」といいます。))等で運用する、実績配当型合同運用指定金銭信託(以下「本合同金信」といいます。))の信託受益権(以下「本受益権」といいます。))です。



- 本商品は、Securitize Japan 株式会社(以下「Securitize」といいます。))が開発するブロックチェーン(分散型台帳)技術を活用したコンピュータシステムを用いて、電子記録移転有価証券表示権利等(以下「セキュリティトークン」または「ST」といいます。))として管理され、その発行、譲渡および償還にかかる財産的価値の記録および移転が一連の電子的な処理によって行われるという特性を有しています。一般的な信託受益権とは異なるリスクがありますので、ご注意ください。詳細は、本書面 17 ページ「Ⅱ. 電子記録移転有価証券表示権利等(セキュリティトークン)」について」をご確認ください。
- 本商品の募集に際しては、お客さまに予定配当率を明示しますが、運用実績により、実際に支払われる収益配当額が予定配当率に基づき計算された金額を下回る可能性があり、予定配当率に基づく支払いが保証されているものではありません。また、収益配当額は、予定配当率に基づき計算された金額を上限として支払われ、当該金額を超える収益配当は行われません。
- 本商品は、預金商品とは異なり、元本の償還および配当の支払いを保証するものではなく、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。本商品には、次ページ以降に記載のとおり、元本が毀損するおそれがあります。本商品に生じる損失は、本商品を購入されたお客さまに帰属します。

¹ …下線の用語は、本書面 40 ページ「Ⅷ. 用語集」にて定義を記載しております。

- ・ 本商品へのご投資を検討されるお客さまは、本書面 22 ページ「Ⅳ.募集要項」にて募集条件等をご確認のうえ、お申込みください。
- ・ 本商品は、金融商品取引法第 37 条の 6(同条が準用される場合を含みます。)に基づくクーリングオフの適用はありません。
- ・ お申込みに際しては、本書面の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

本商品のリスクに関するご説明

以下では本商品のリスクについて記載しています。

信用リスク	本商品は、以下の場合に元本が毀損し、または、収益配当金が予定配当率に基づき計算された金額を下回るおそれがあります。 ・ ソニー銀行の信用リスク 本合同金信の運用先であるソニー銀行に法的倒産手続き等が発生した場合 ・ 三井住友信託銀行(銀行勘定)の信用リスク 本合同金信の余資運用対象である米ドル普通預金等における運用先である三井住友信託銀行(銀行勘定)に法的倒産手続き等が発生した場合
本商品の流動性・譲渡制限に関するリスク	・ 本商品は、お客さま(受益者)につき相続が開始した場合を除き、いかなる場合でも譲渡、質入、譲渡担保その他の担保提供等(譲渡等)の処分をすることはできません。 ・ また、本合同金信は、特別解約事由に該当し、かつ解約不能事由に該当しない場合で、三井住友信託銀行(受託者)がやむを得ないと認めた場合を除き、お客さま(受益者)は、中途解約の請求を行うことはできません。したがって、お客さま(受益者)は、本商品を希望する時期に償還することはできません。 ・ 本合同金信の運用財産である信託貸付金が弁済されずに、信託貸付金の売却処分代金により本商品の元本償還が行われる場合、本商品および信託貸付金の流通市場がないため、買い手が限定され、売却できないことがあり、売却価格や売却時期に影響を及ぼすおそれがあります。 ・ 三井住友信託銀行(受託者)は、信託約款第 26 条第 5 項に基づき、信託契約の変更に異議があるお客さまから買取請求を受けた場合を除き、いかなる場合であっても本商品を買取る義務を負いません。
本商品の信託配当および元本償還に関するリスク	本商品について、信託配当および元本償還は保証されません。本合同金信の運用財産である信託貸付金の利払いおよび元本返済の金額が減少した場合には、本商品の信託配当および元本償還が減少または行われないことがあります。

信託期間延長リスク	信託期間満了予定日において、ソニー銀行が債務の履行を行なわなかった場合には、ソニー銀行からの信託貸付金の回収または売却処分に必要な期間まで、本商品の信託期間が延長されるおそれがあります。この場合、信託貸付金の処分価格によっては、本商品について、元本が毀損し、または、配当金が予定配当率に基づき計算された金額を下回るおそれがあります。
セキュリティトークンに関するリスク	・ 本商品の売買その他の取引にあたっては、Securitize が運営、管理するブロックチェーンネットワークの存在を前提とする情報システムが用いられており、かつ、本商品はブロックチェーンネットワークおよびコンセンサス・アルゴリズム（ブロックチェーンネットワークにおける合意形成の方法）を用いて、権利の移転や記録の管理が行われるため、<u>サイバー攻撃</u>により不正アクセスが行われた場合等には、本商品に係る情報が流出し、または本商品に係る記録が改ざんされ若しくは消滅する可能性があります。その結果、本商品の実体法上の権利関係と記録に乖離が生じ、技術的な理由によりブロックチェーンネットワークおよびコンセンサス・アルゴリズムにおける本商品に係る記録を、改ざん等が発生する前の時点の記録に戻すことが困難となるおそれがあります。かかる場合には、実体法上の権利者に対する本商品の信託配当および元本償還が行われなくなる、実体法上の権利者が本商品を譲渡することができなくなる、または本商品の譲渡に係る記録ができなくなること等により、損害を被る可能性があります。 ・ その他上記以外の原因により本商品の記録の管理に用いるブロックチェーンネットワーク若しくは受益権を管理する三井住友信託銀行（受託者）が管理するシステムや利用する通信回線に重大な障害が生じた場合またはソニー銀行のシステム障害等により、権利の移転や記録の管理を Securitize が運営、管理するブロックチェーンネットワークまたは三井住友信託銀行（受託者）が管理するシステムに通常どおり連携できなくなった場合には、本商品の信託配当および元本償還、譲渡および譲渡に係る記録等に大幅な遅延が生じ、またはこれらができなくなり、損害を被る可能性があります。 ・ 本商品の権利の帰属に係る記録の管理はブロックチェーンネットワークの存在を前提とする情報システムを通じて行われることから、本商品の保有者の情報は情報システム上登録されます。当該

	情報は三井住友信託銀行(受託者)および三井住友信託銀行(受託者)が業務を委託するソニー銀行によって適切に管理される予定ですが、サイバー攻撃により不正アクセスが行われ、当該情報の漏洩や不正利用等の事態が生じるおそれがあります。 ・ 本商品は、「Securitize PF」上に記録されます。したがって、「Securitize PF」が三井住友信託銀行(受託者)の期待どおりに利用できない場合または「Securitize PF」からの提供データに何らかの事由により誤りがあった場合、本商品等の保有、譲渡や決済等に関して影響が生じることにより、損害を被る可能性があります。また、「Securitize PF」は、Securitize によって運営および管理され、また、「Securitize PF」において本商品を表示する財産的価値(トークン)の記録および移転に係るトランザクションを承認するノードは、Securitize のみが保有します。そのため、Securitize が管理するシステムや利用する通信回線に重大な障害が生じた場合またはその信用状況等が悪化し三井住友信託銀行(受託者)の期待どおりに業務を行うことができない場合等は、本商品の保有、譲渡や決済等に関して影響が生じることにより、損害を被る可能性があります。
円換算に関するリスク	本商品は、お客さまから信託された米ドル建金銭を、米ドル建で運用し元本償還金および収益配当金を米ドル建でお支払いしますが、お客さまがお受け取りになられた元本償還金および収益配当金をその後円換算する場合、外国為替相場の変動により、当初信託時の米ドル建信託金の円換算額を下回る(円貨ベースで元本割れとなる)おそれがあります。
その他のリスク	将来、本商品にかかる法制度や課税制度の変更等が行われた場合、本商品の元本が毀損し、または、配当額が予定配当率に基づき計算された金額に不足するおそれがあります。

お客さまにご負担いただく費用に関するご説明

本商品に関してお客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。なお、以下の費用の総額については、お申込み時点では確定しないため明示することができません。

(1)お客さまが直接的に負担する費用

申込手数料	本商品のお申込みに関して、三井住友信託銀行(受託者)およびソニー銀行(販売会社)に対して支払う手数料その他の対価はありません。
為替手数料	ありません。
中途解約手数料	ありません。
残高証明書発行 手数料	ご指定日付時点の残高証明書の発行をご希望される場合、1通ごとに所定の手数料がかかります。

(2)お客さまが間接的に負担する費用

本合同金信の 信託報酬	三井住友信託銀行(受託者)は、信託財産の中から信託報酬を受領します。各計算期間の信託報酬は、各計算期間の初日における信託元本の額に対して0.14%(年率)を乗じ、直前の計算期日(同日を含みます。ただし、初回は信託設定日(同日を含みます。))とします。)から各計算期日(同日を含みません。))までの実日数を乗じ 365 で除す方法により計算した金額(セント未満は切り捨てます。)となります。 また、本合同金信内に残余収益がある場合、当該残余収益は信託報酬として受領します。
本合同金信の 募集取扱手数料	三井住友信託銀行(受託者)は、信託財産の中からソニー銀行(販売会社)に対して、本商品の募集の取扱いにかかる手数料を支払います。各計算期日における募集の取扱いにかかる手数料は、各計算期間の初日における信託元本の額に対して1.238%(年率)を乗じ、直前の計算期日(同日を含みます。ただし、初回は信託設定日(同日を含みます。))とします。)から各計算期日(同日を含みません。))までの実日数を乗じ 365 で除す方法により計算した金額(税込)(セント未満は切り捨てます。)となります。
本合同金信の	三井住友信託銀行(受託者)は、信託財産の中からソニー銀行

信託事務委任 手数料	(販売会社)に対して、本商品の信託事務委任にかかる手数料を支払います。各計算期間の信託事務委任にかかる手数料は、各計算期間の初日における信託元本の額に対して 0.016% (年率)を乗じ、直前の計算期日(同日を含みます。ただし、初回は信託設定日(同日を含みます。))とします。)から各計算期日(同日を含みません。)までの実日数を乗じ、365 で除す方法により計算した金額(税込)(セント未満は切り捨てます。)となります。
その他の費用	公租公課その他信託事務の処理に必要な費用を信託財産から支払います。なお、これら費用は実費相当額となるため、お客さまの本商品のお申込み時点において上限額および計算方法を明示することができません。

目次

I.「米ドル建投資パートナーシップファイナンスデジタル証券(2026 年第 1 号)」について	11
1. 本商品の特徴	11
2. 本商品の仕組み	14
(1) スキーム	14
(2) ソニー銀行について	15
(3) 三井住友信託銀行について	15
(4) 本合同金信の役割について	16
II. 電子記録移転有価証券表示権利等(セキュリティトークン)について	17
1. 電子記録移転有価証券表示権利等(セキュリティトークン)とは	17
2. 電子記録移転有価証券表示権利等(セキュリティトークン)の概要	17
3. 電子記録移転有価証券表示権利等(セキュリティトークン)の注意事項	19
III. 関係法人が担う役割等	21
IV. 募集要項	22
V. 本商品のリスク等について	27
1. 本商品のリスク	27
2. ご留意事項	30
VI. お手続き・手数料等に関する事項	32
1. お手続き等	32
(1) お申込前にお客さまにご確認いただく書面	32
(2) お申込金の取扱い	32
(3) 収益配当金および元本償還金のお支払い	32
(4) お客さまへの報告事項	33
(5) 信託期間中のご照会・各種変更について	34
2. 本商品の費用・税金	34
(1) お客さまが直接的に負担する費用	34
(2) お客さまが間接的に負担する費用	34
(3) 課税上の取扱い	35
VII. 関係法人の概要	36
1. ソニー銀行株式会社(販売会社)の概要	36
2. 三井住友信託銀行株式会社(受託者)の概要	37
3. Securitize Japan 株式会社(セキュリティトークンプラットフォーム提供者)の概要 ...	38
4. ソニー銀行(販売会社)および三井住友信託銀行(受託者)における個人情報の取扱いに 関する補足事項	39
VIII. 用語集	40
個人情報の利用目的について	43
三井住友トラストグループの個人情報保護宣言	44

ソニー銀行株式会社プライバシーポリシー	45
信託約款.....	51
有価証券届出書抜粋	66

I. 「米ドル建投資パートナーシップファイナンスデジタル証券(2026年第1号)」について

1. 本商品の特徴

実績配当型合同運用指定金銭信託の信託受益権です

- ・ 本商品は、お客さまから信託された米ドル建金銭を、他のお客さまの米ドル建信託金と合同して運用する実績配当型合同運用指定金銭信託(合同金信)の信託受益権です。
- ・ お客さまは合同金信の委託者兼受益者となり、その運用成果は、各お客さまの米ドル建信託金の額に応じて按分され、元本償還金および収益配当金として、三井住友信託銀行(受託者)よりお受け取りいただきます。
- ・ 元本償還金および収益配当金を米ドル建でお受け取りいただきます。

セキュリティトークンとして発行される信託受益権です

- ・ 本商品は、Securitize が開発するブロックチェーン技術を用いたコンピュータシステムにより、セキュリティトークンとして管理され、その発行、譲渡および償還にかかる財産的価値の記録および移転が一連の電子的な処理によって行われるという特性を有しています。一般的な信託受益権とは異なるリスクがありますので、ご注意ください。詳細は、本書面 17 ページ「II. 電子記録移転有価証券表示権利等(セキュリティトークン)について」をご確認ください。

主にソニー銀行向けの米ドル建信託貸付金で運用し、予定配当率を明示する実績配当商品です

- ・ 本商品は、予定配当率をあらかじめ明示する実績配当商品です。
- ・ 本商品は、ソニー銀行向けの米ドル建信託貸付金および、三井住友信託銀行(受託者)が三井住友信託銀行(銀行勘定)に開設した米ドル普通預金等で運用するため、ソニー銀行又は三井住友信託銀行(銀行勘定)に法的倒産手続き等が発生した場合などにおいては、実際の収益配当は予定配当率に達しないことがあります。

ソニー銀行は調達した資金を GIC Private Limited および米ソニー・ミュージックグループ(Sony Music Group)との音楽カタログ資産の投資パートナーシップへ投資します

- ・ 音楽カタログ資産とは、過去に制作・公開された楽曲に紐づくさまざまな著作権を指します。主にソングライター(作詞家・作曲家)が生み出す歌詞やメロディーに紐づく出版権、アーティスト(シンガーなど)が生み出す歌が録音された原盤(録音物)に紐づく原盤権などがあります。これらの権利からは、音楽配信やストリーミング、放送、広告利用などを通じて著作権の使用料(ロイヤリティー収入)が発生するため、近年では、こうしたロイヤリティー収入が長期的な視点で安定した価値創出を目指す投資対象として注目されています。
- ・ お客さまは本商品の購入を通して、間接的に世界中のさまざまなアーティストを応援することができます。なお、本商品は、お客さまの米ドル建信託金を、ソニー銀行向けの米ドル建貸付などで運用する合同運用指定金銭信託の信託受益権であり、音楽著作権や音楽カタログ資産を直接保有・運用する商品ではありません。

収益配当は年1回の各計算期日の 2 営業日後の日に行い、元本償還は信託期間満了予定日の 2 営業日後の日に行います

- ・ 計算期日である毎年 10 月 18 日(当日が営業日でない場合にはその翌営業日)および信託期間満了予定日において、損益の計算を行い、その 2 営業日後の日収益配当を行います(初回の収益配当日は 2027 年 10 月 20 日を予定しています。)
- ・ 元本償還は、原則として信託期間満了予定日の 2 営業日後の日一括して行います(元本償還日は 2027 年 10 月 20 日を予定しています。)

ソニー銀行が販売会社、三井住友信託銀行が受託者となります

- ・ ソニー銀行(販売会社)は三井住友信託銀行(受託者)から委託を受けて、本商品の販売会社として、募集取扱業務を行います。
- ・ お客さまは、ソニー銀行(販売会社)のログイン後ウェブサイトページより、本商品取得のお申込を頂きます。本商品に関するご照会や信託期間中の各種届出事項の変更等については、ソニー銀行(販売会社)までお問合せください

い。なお、お問合せ先は、36 ページ「Ⅶ. 関係法人の概要 1. ソニー銀行株式会社(販売会社)の概要」をご確認ください。

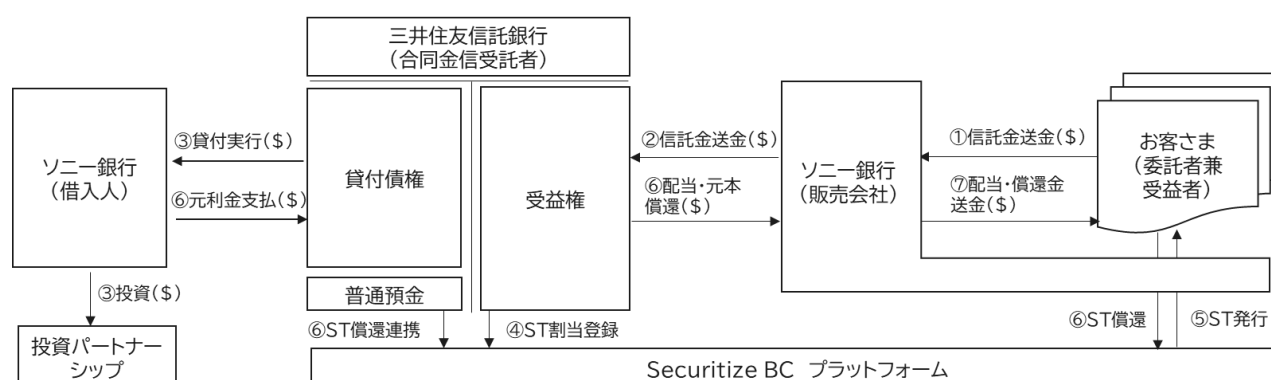
- ・ 三井住友信託銀行(受託者)は、忠実義務、善管注意義務をもって信託財産を運用・管理します。

2. 本商品の仕組み

(1) スキーム

- ・ 本商品は、お客さまの米ドル建信託金を、ソニー銀行向けの米ドル建信託貸付金および三井住友信託銀行の米ドル普通預金等で運用する、実績配当型合同運用指定金銭信託の信託受益権(本受益権)です。
- ・ お客さまが取得する本受益権は、Securitize が開発するブロックチェーン技術を用いたコンピュータシステムにより、セキュリティトークンとして管理され、その発行、譲渡および償還にかかる財産的価値の記録および移転が一連の電子的な処理によって行われます。
- ・ セキュリティトークンの詳細は、本書面 17 ページ「Ⅱ. 電子記録移転有価証券表示権利等(セキュリティトークン)について」をご確認ください。

(スキーム図)



〈資金およびセキュリティトークン発行償還の流れ〉

- (1) ソニー銀行(販売会社)は、お客さま(委託者兼受益者)がソニー銀行に開設する米ドル普通預金口座から、信託金相当額の金銭(米ドル建)を引き落としします。
- (2) ソニー銀行(販売会社)は、三井住友信託銀行(受託者)にお客さまの米ドル建信託金を送金します。
- (3) 三井住友信託銀行(受託者)は、ソニー銀行(販売会社)から送金されたお客さまの米ドル建信託金を原資に、ソニー銀行(借入人)に対して本貸付を実行します。また、お客さまの米ドル建信託金の一部は、三井住友信託銀行の米ドル普通預金等で運用します。ソニー銀行(借入人)は、本貸付により調達した資金を、GIC Private Limited および米ソニー・ミュージックグループ(Sony Music Group)との音楽カタログ資産の投資パートナーシップへの投資を資金使途として投資します。
- (4) 三井住友信託銀行(受託者)は、Securitize のセキュリティトークンプラットフォーム

フォーム上で、お客さまの本受益権の権利をセキュリティトークンとして登録する処理を行います。なお、登録処理には、秘密鍵と呼ばれる専用の乱数パスワードを用いますが、お客さまの秘密鍵は、デジタル証券総合取引約款に基づきソニー銀行(販売会社)がお預かりし、ソニー銀行(販売会社)は三井住友信託銀行(鍵管理者)との間で秘密鍵等の管理に関する事務の委託契約を締結することで、三井住友信託銀行(鍵管理者)が委託契約の範囲においてお客さまの秘密鍵の管理を行います。なお、秘密鍵の預託および管理の委託に伴いお客さまが負担する費用はありません。

- (5) お客さまは、Securitize のセキュリティトークンプラットフォームから発行された本受益権(セキュリティトークン)を取得します。なお、お客さまは、ソニー銀行のログイン後サイトウェブページを通じて、本受益権の保有状況をご確認いただけます。
- (6) 三井住友信託銀行(受託者)は、信託貸付金の利息および元金(米ドル建)と、普通預金の利息および元金(米ドル建)等を原資に、お客さま(委託者兼受益者)に対する本受益権の収益配当金および元本償還金相当額(米ドル建)をソニー銀行(販売会社)に送金します。これに伴い、お客さまのセキュリティトークンは、Securitize のセキュリティトークンプラットフォーム上で、償還処理が行われます。
- (7) ソニー銀行(販売会社)は、三井住友信託銀行(受託者)から送金された資金(米ドル建)を、お客さまの米ドル普通預金口座に送金します。

(2)ソニー銀行について

- ・ 本商品は、お客さまの米ドル建信託金を、主にソニー銀行向けの信託貸付金で運用します。
- ・ ソニー銀行が 2025 年 11 月 4 日時点で、信用格付業者より取得している信用格付は、以下のとおりです。

信用格付業者	格付内容
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	長期発行体格付:A 短期発行体格付:A-1
株式会社格付投資情報センター(R&I)	発行体格付:AA

- ・ ソニー銀行に関する財務内容等については、ソニー銀行のウェブページ等にてご確認ください。

(3)三井住友信託銀行について

- ・ 本商品は、お客さまの米ドル建信託金の一部を、三井住友信託銀行の米ドル普通預金等で運用します。

- ・ 三井住友信託銀行が 2026 年 3 月 31 日時点で、信用格付業者より取得している信用格付は、以下のとおりです。

信用格付業者	格付内容
株式会社日本格付研究所(JCR)	長期発行体格付:AA
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	長期発行体格付:A
株式会社格付投資情報センター(R&I)	発行体格付:AA-
ムーディーズ・ジャパン株式会社(Moody's)	長期発行体格付:A1

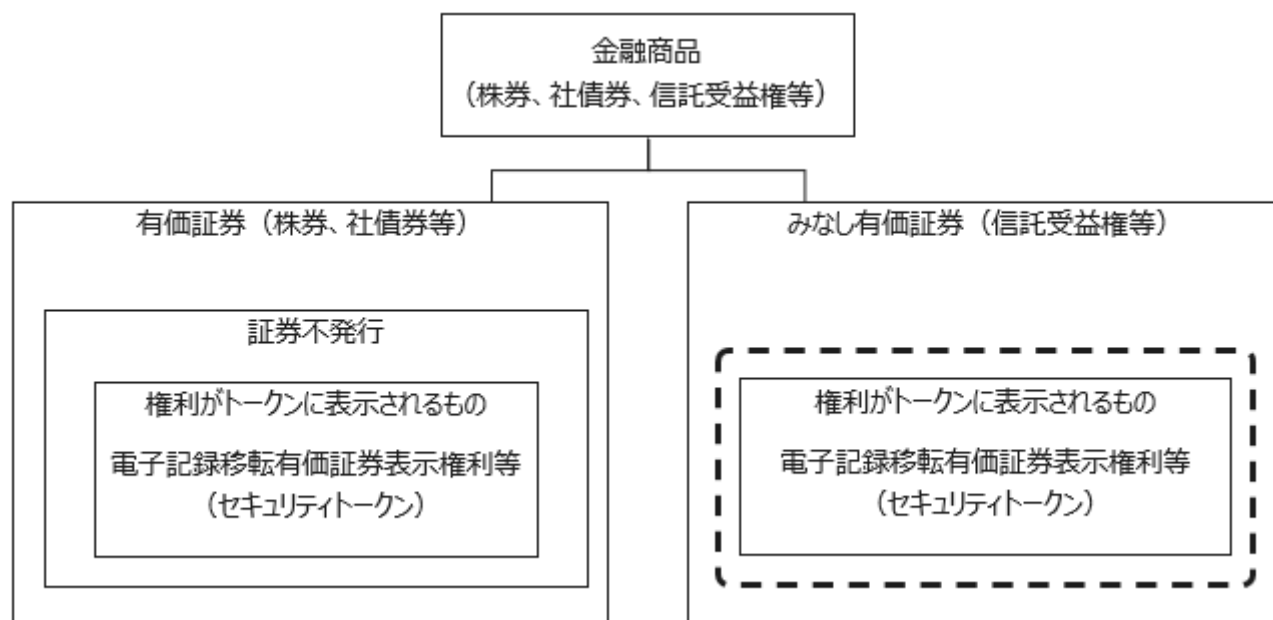
(4)本合資金信の役割について

- ・ 本合資金信は、米ドル建信託金の適切な運用・管理を信託の利用目的とし、同一約款に基づく多数のお客さまから信託された金銭を1個の運用団にまとめて運用・管理します。

Ⅱ. 電子記録移転有価証券表示権利等(セキュリティトークン)について

1. 電子記録移転有価証券表示権利等(セキュリティトークン)とは

- 電子記録移転有価証券表示権利等(セキュリティトークン)とは、2020年5月施行の改正金融商品取引法により新しく定義された概念です。有価証券とみなされる権利(原権利。信託受益権を含みます。)がデジタル化されたものを指し、具体的には、ブロックチェーン技術を利用したコンピュータシステム上で、それらの権利についての発行、譲渡および償還にかかる財産的価値の記録および移転が、一連の電子的な処理によって行われる仕組みを持ったものをセキュリティトークンといいます。



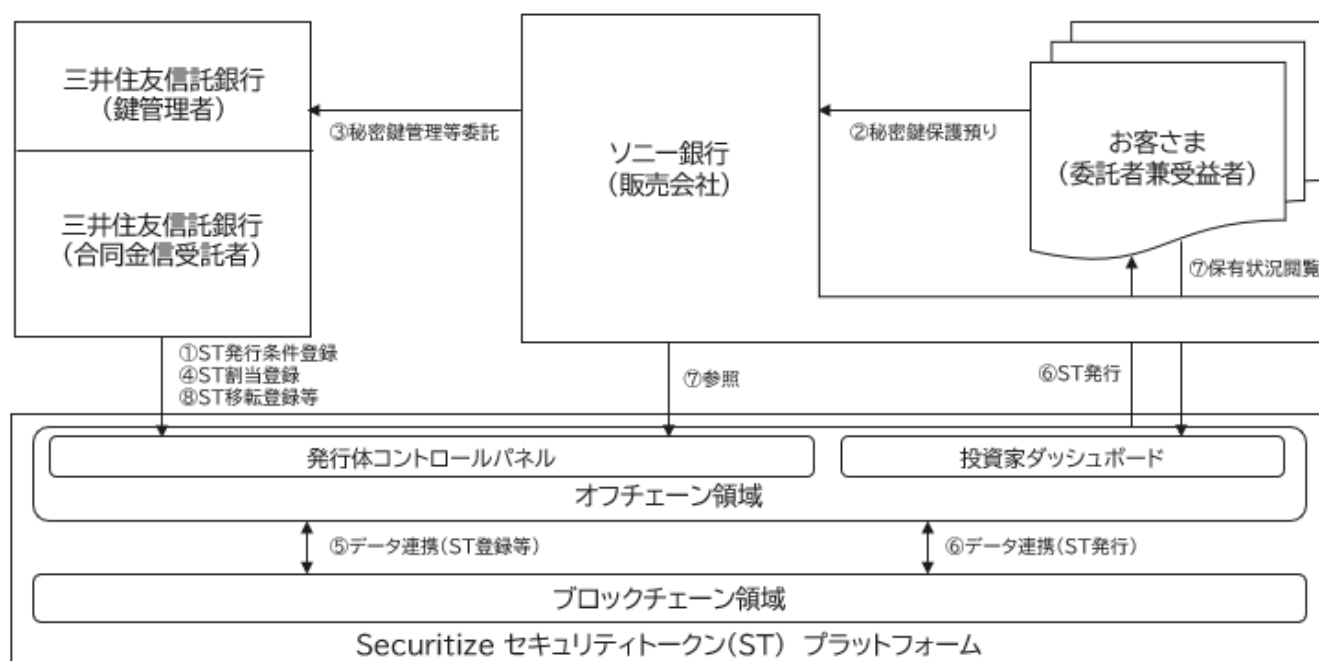
2. 電子記録移転有価証券表示権利等(セキュリティトークン)の概要

- 本商品は、信託法に従って設定される信託の受益権です。
- 本受益権は、電子記録移転権利に該当する、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第1号に掲げる権利であり、金融商品取引法第5条第1項および金融商品取引法施行令第2条の13第8号に定める特定

有価証券です。また、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第1条第5号イに定める内国信託受益権です。

- ・ 本受益権は、Securitize が開発するブロックチェーン技術を活用した電子情報処理組織(コンピュータシステム)を用いて移転することができる財産的価値に表示される、金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第17号に定める電子記録移転有価証券表示権利等(セキュリティトークン)です。
- ・ ブロックチェーン技術を活用したコンピュータシステムを用いて移転することができる財産的価値に表示される本受益権の移転記録等には、秘密鍵とよばれる取引の都度ランダムに生成される専用の乱数(パスワード)が利用されます。お客さまの秘密鍵は、ソニー銀行(販売会社)がデジタル証券総合取引約款に基づきお預かりし、また、ソニー銀行(販売会社)は三井住友信託銀行(鍵管理者)との間で秘密鍵等の管理に関する事務の委託契約を締結することにより、三井住友信託銀行(鍵管理者)が委託契約の範囲内において、お客さまの秘密鍵の管理を行います。
- ・ お客さまは、ソニー銀行のログイン後サイトウェブページを通じて、本受益権の保有状況をご確認いただけます。

(セキュリティトークンの概要図)



〈セキュリティトークンの概要〉

- (1) 三井住友信託銀行(受託者)は、Securitize のセキュリティトークンシステムのオフチェーン領域である発行体コントロールパネルに、本受益権にかかる発行条件を登録します。

- (2) お客様の本受益権の購入時に、ソニー銀行(販売会社)は、デジタル証券総合取引約款に基づき、お客様の秘密鍵をお預かりします。
- (3) ソニー銀行(販売会社)は、三井住友信託銀行(鍵管理者)に、秘密鍵等の管理に関する事務を委託します。
- (4) 三井住友信託銀行(受託者)は、受益権の発行にあたり、発行体コントロールパネルに、お客様の本受益権をセキュリティトークンとして登録する処理を行います。
- (5) 発行体コントロールパネルに登録されたセキュリティトークンの情報は、ブロックチェーンに連携され、お客様の本受益権の権利の情報が記録されます。
- (6) お客様の権利の情報が、ブロックチェーンに記録されることにより、セキュリティトークンとして発行されます。
- (7) セキュリティトークンの情報は、オフチェーン領域にデータ連携され、お客様は、ソニー銀行(販売会社)のログイン後ウェブサイトページ(投資家ダッシュボード)から、本受益権の保有状況をご確認いただけます。なお、ソニー銀行(販売会社)は、発行体コントロールパネルの参照権限を保有します。
- (8) 本受益権の譲渡が発生した場合は、三井住友信託銀行(受託者)は、発行体コントロールパネルに当該譲渡に関する情報を登録し、セキュリティトークンの記録の書き換えを行います。

3. 電子記録移転有価証券表示権利等(セキュリティトークン)の注意事項

- ・ 本受益権は、Securitize が開発するコンピュータシステムにて、その財産的価値の記録および移転が行われます。このため、サイバー攻撃により不正アクセスが行われた場合には、本受益権に係る記録が改ざんされもしくは消滅する可能性があります。その結果、本受益権の実体法上の権利関係と記録に乖離が生じ、技術的な理由によりその事態が発生する前の時点の記録に戻すことが困難となるおそれがあります。この場合、お客様が本受益権の配当を受けられない可能性および予定されていた時期に本受益権が償還されない可能性があります。
- ・ 不正アクセス以外の原因によりブロックチェーンネットワークの重大な障害または三井住友信託銀行(受託者)が管理するシステムの重大な障害が生じ、本受益権の権利の移転や記録の管理が通常どおり連携できず、適時に修正できなかった場合には、財産的価値の記録やお客様の本受益権の配当および元本償還に大幅な遅延が生じる可能性があります。

- ・ 利用する通信回線に重大な障害が生じ、本受益権の権利の移転や記録の管理をブロックチェーンネットワークまたは受託者が管理するシステムに通常どおり連携できなくなった場合には、お客さまの本受益権の配当および元本償還に大幅な遅延が生じる可能性があります。
- ・ 本受益権は、Securitize のセキュリティトークンプラットフォーム上に記録されることから、セキュリティトークンプラットフォームがその記録等を行う三井住友信託銀行(受託者)の期待どおりに利用できない場合またはセキュリティトークンプラットフォームからの提供データに何らかの事由により誤りがあった場合、本受益権の権利の保有等に関して影響が生じることにより、損害を被る可能性等があります。また、セキュリティトークンプラットフォームは、Securitize によって運営および管理され、また、セキュリティトークンプラットフォームにおいて本受益権を表示する財産的価値の記録等にかかる処理を承認するノード(コンピュータ等)は、Securitize のみが保有します。そのため、Securitize が管理するシステムや利用する通信回線に重大な障害が生じた場合またはその信用状況等が悪化し、三井住友信託銀行(受託者)の期待どおりに業務を行うことができない場合等は、本受益権の権利の保有等に関して影響が生じることにより、損害を被る可能性があります。
- ・ 本受益権の取引は、ブロックチェーンネットワークの存在を前提とする情報システムが用いられており、本受益権の権利の移転や権利の帰属に係る記録の管理を通じて行われるため、情報システム上にお客さまの情報が登録されます。その情報は適切に管理されますが、サイバー攻撃により不正アクセスが行われた場合には、その情報の漏洩や不正利用等の事態が生じるおそれがあります。

Ⅲ. 関係法人が担う役割等

- ・ 本合同金信スキームにおいて、関係法人が担う役割およびその内容は以下のとおりです。

名称	役割	内容
ソニー銀行	本合同金信の販売会社	お客さまに対する本合同金信に係る本受益権の取得および勧誘
	本合同金信の運用先	本合同金信からの借入
	本合同金信の信託事務等の受任者	お客さまの照会窓口業務、その他受託者が指定する信託事務等の受任
	本受益権(セキュリティトークン)の秘密鍵の保護預かり先	お客さまのセキュリティトークン化された本受益権の秘密鍵の保護預り
三井住友信託銀行	本合同金信の受託者	信託財産の運用・管理
	本合同金信にかかる本受益権(セキュリティトークン)の管理者(本受益権の秘密鍵の保護預りを含む)	本合同金信の本受益権(セキュリティトークン)の管理(本受益権の秘密鍵の保護預りを含む)
	本合同金信の余資運用先	信託財産の余資運用先
Securitize	セキュリティトークンのプラットフォーム提供者	本受益権にかかるセキュリティトークンの財産的価値を記録するプラットフォームの提供

IV. 募集要項

- ・ 本商品の概要は以下のとおりです。

項目	内容
商品名	米ドル建実績配当型合同運用指定金銭信託 (商品名:米ドル建投資パートナーシップファイナンスデジタル証券(2026年第1号))
商品コード	3048202601001
販売会社	ソニー銀行
受託者	三井住友信託銀行
お申しいただける方	ソニー銀行に円普通預金口座および米ドル普通預金口座を保有する国内在住の個人 ※ ソニー銀行に米ドル普通預金口座を開設されていないお客さまは、抽選日前営業日までに米ドル普通預金口座を開設のうえ、お申し込み金額分を米ドル普通預金口座へご入金ください。 ・ 18歳以上、75歳未満の方 ・ お客さまの資産運用の目的が「一定の割合までであれば、元本割れリスクを許容しつつ、資産運用を検討する。」または「元本割れリスクを許容して、資産運用を検討する。」であること
信託の目的	お客さまのための信託金の管理・運用
主な運用対象	ソニー銀行向けの米ドル建信託貸付金および三井住友信託銀行の米ドル普通預金等
募集金額	1,000 万米ドル
お申込単位	1 口以上、1 口単位、最大 100 口(1 口は 1,000 米ドルとします。)
募集期間	2026 年 7 月 29 日～2026 年 9 月 28 日
抽選日	2026 年 10 月 5 日
信託設定日	2026 年 10 月 19 日
信託期間満了予定日	2027 年 10 月 18 日 ※ 当日が営業日でない場合にはその翌営業日とします。 ※ なお、信託元本の交付(入金)日は本書面 24 ページの「信託元本の交付」をご確認ください。

信託期間(予定)	1 年(信託設定日から信託終了日まで) ※ なお、当初予定される信託終了日(信託期間満了予定日)から信託期間が延長される場合があります。詳細は、本書面 27 ページ「V. 本商品のリスク等について」をご確認ください。
計算期日	毎年10月18日および信託終了日(初回の計算期日は2027年10月18日(信託期間満了予定日)) ※ 当日が営業日でない場合にはその翌営業日とします。
計算期間	直前の計算期日(同日を含みません。ただし、初回は信託設定日(同日を含みます。)とします。)から当該計算期日(同日を含みます。)までの期間
信託終了事由	この信託は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、それぞれ以下に定める日に終了します。 (1) 信託期間満了予定日が到来した場合には、当該日。ただし、同日において信託貸付金の全部または一部について回収がなされていない場合には、(i)信託貸付金が全額弁済される日、(ii)信託貸付金の換価処分が完了する日のいずれか早く到来した日 (2) 信託期間満了予定日が到来する前に、信託貸付金が全額弁済された場合、または、信託貸付金の全部の換価処分がなされた場合には、当該日 (3) 信託約款第17条第2項に基づき、この信託契約が解約される場合には当該日 (4) 信託約款第17条第3項に基づき、この信託契約が終了される場合には当該日 (5) 信託約款第17条第5項に基づき、この信託が解除されたとみなされる場合には当該日 (6) 信託約款第26条第5項に基づき、受益者が三井住友信託銀行(受託者)に対して本受益権の買取請求をした場合には当該買取りの請求があった日の直後の計算期日 (7) 三井住友信託銀行(受託者)が、経済情勢の変化その他相当の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能または著しく困難であると認めた場合には、当該事由が発生した日 (8) その他法令に基づきこの信託が終了する場合には当該日
予定配当率	3.5% 予定配当率は、予定分配額を計算するための年率・税引前の係

	数です。本商品は実績配当商品であり、予定配当率に基づく収益配当をお約束するものではありません。
予定分配額	予定分配額は、以下の算式により計算される単位予定配当額にお客さまが保有する口数を乗じた金額をいいます。 (単位予定配当額) 一口当たりの信託元本額×予定配当率×直前の計算期日(同日を含みます。初回は信託設定日(同日を含みます。))から当該計算期日(同日を含みません。))までの実日数÷365(セント未満を切り捨てます。) ※ 一口当たりの信託元本額は、当該計算期日にかかる計算期間の初日における一口当たりの元本の額とします。 なお、本商品は実績配当商品であり、予定分配額の収益配当をお約束するものではありません。各計算期日における合同運用財産収益勘定に属する金銭について、租税、諸経費、信託報酬、繰延収益分配額(信託約款第13条第4項に規定する繰延収益分配額をいいます。)(もしあれば)の支払い処理をした後の合同運用財産収益勘定に属する金銭が予定分配額に満たない場合には、実際の収益配当は予定分配額を下回ることとなります。また、当該支払い処理をした後の合同運用財産収益勘定に属する金銭が予定分配額を超える場合においても、収益配当は予定分配額を超えることはありません。
収益配当金の交付	各計算期日の2営業日後の日に収益配当金を交付します。 ※ 計算期日から収益配当金の交付日までの期間については、付利されません。
信託元本の交付	信託期間満了予定日の2営業日後の日に一括して交付します。 ただし、信託期間満了予定日において、信託貸付金の全部または一部について回収がなされていない場合には、信託貸付金が全額弁済されるまで、または信託貸付金の換価処分に必要な期間に応じて、本商品の信託期間が延長されるおそれがあります。また、信託終了事由に該当する場合、信託期間満了予定日に限らず信託終了し、原則として、信託終了日の2営業日後の日に信託元本を交付します。 ※ 信託終了日から信託元本の交付日までの期間については、付利されません。
申込方法	ソニー銀行(販売会社)のログイン後サイトウェブページにてお申込みください。

	お申込み後、三井住友信託銀行およびソニー銀行による抽選があります。 抽選の結果につきましては、お客さまのご登録のメールアドレス宛にご連絡いたします。 お申込金は、出金期限である 2026 年 10 月 8 日までにソニー銀行に開設されたお客さま名義の米ドル普通預金口座から引き落としの方法により出金し、三井住友信託銀行(受託者)が指定する口座に入金いたします。お客さまの預金口座の残高不足により出金期限までにお申込金の出金ができなかった場合、信託設定日において米ドル建信託金の交付が行われず、信託契約が解除されたものとみなされます。 なお、出金日から信託設定日までは付利されません。予定どおり、信託設定日に信託が設定される場合、お申込金は信託設定日に米ドル建信託金に振り替えられます。
申込手数料	本商品のお申込みに関して、三井住友信託銀行およびソニー銀行に対して支払う手数料その他の対価はありません。
中途解約	本商品は、原則として中途解約ができません。ただし、お客さまは、特別解約事由に該当し、かつ解約不能事由に該当しない場合で、三井住友信託銀行(受託者)がやむを得ないと認めたときには、例外的に中途解約の請求を行うことができます。その場合、お客さま(お客さまが死亡したときは、お客さまの相続人)は、ソニー銀行(販売会社)の求めに応じ、特別解約事由を証する書面を提出する必要があります。 〈特別解約事由〉 (1)お客さまが死亡したとき (2)お客さまが天変地異その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき (3)お客さまが破産手続開始の決定を受けたとき (4)お客さまが疾病等により生計を維持できなくなったとき (5)その他これらに準ずる事由があるものとして三井住友信託銀行(受託者)が認めるとき 〈解約不能事由〉 (1)中途解約の請求時点で、本合同金信が信託約款第 5 条第 2 項に基づき管理運用している普通預金等の残高が、解約請求の金額(信託受益権の元本金額)を下回る場合 (2)三井住友信託銀行(受託者)が中途解約の請求を受けてから、解約請求の金額(信託受益権の元本金額)を支払うまでに、本合同金

	信が信託約款第 5 条第 2 項に基づき管理運用している普通預金等の残高が解約請求の金額(信託受益権の元本金額)を下回ることが見込まれる場合 本商品は、いかなる場合でも一部解約をすることはできません。 三井住友信託銀行(受託者)は、信託約款第 26 条第 5 項に基づき、信託契約の変更に異議があるお客さまから買取請求を受けた場合を除き、いかなる場合であっても本商品を買取る義務を負いません。
譲渡・担保提供等	本商品は、いかなる場合でも譲渡、質入、譲渡担保その他の担保提供等の処分をすることはできません。なお、お客さま(受益者)につき相続が開始したことに伴い、本商品の相続人への承継が行われた場合には、本商品の譲渡が行われることがあり、その際の手続は信託約款第 19 条の定めるところによります。
信託報酬	各計算期間の信託報酬として、各計算期日にかかる計算期間の初日における信託元本の額に 0.14% を乗じ、直前の計算期日(同日を含みます。ただし、初回は信託設定日(同日を含みます。)とします。)から各計算期日(同日を含みません。)までの実日数を乗じ 365 で除す方法により計算された金額(セント未満は切り捨てます。)を信託財産の中から受領します。 また、本合同金信内に残余収益がある場合、当該残余収益を信託報酬として受領します。
公租公課・その他の費用	信託財産に関する公租公課および信託費用は、信託約款第 11 条および第 13 条に基づき、信託収益から支払います。なお、三井住友信託銀行(受託者)が、信託事務の処理に必要な諸費用について信託財産から前払いを受ける必要があると判断した場合には、お客さまに対する通知を行うことなく、当該前払いを随時信託収益から受けることができるものとし、この場合、三井住友信託銀行(受託者)は、信託法第 48 条第 3 項本文に定める通知を行うことを要しないものとしします。
投資者保護基金・預金保険の適用	本商品は、投資者保護基金および預金保険の対象ではありません。
元本補填・利益補足	本商品は、元本補填、保証および利益の補足を行いません。
通帳・証書の発行	本商品は通帳および信託証書を発行しません。

V. 本商品のリスク等について

1. 本商品のリスク

本商品に関してお客さまにご負担いただくリスクは以下のとおりです。

種類	リスクの内容
信用リスク	本商品は、以下の場合に元本が毀損し、または、収益配当金が予定配当率に基づき計算された金額を下回るおそれがあります。 ・ ソニー銀行の信用リスク 本合同金信の運用先であるソニー銀行に法的倒産手続き等が発生した場合 ・ 三井住友信託銀行(銀行勘定)の信用リスク 本合同金信の余資運用対象である米ドル普通預金等における運用先である三井住友信託銀行(銀行勘定)に法的倒産手続き等が発生した場合
本商品の流動性・譲渡制限に関するリスク	・ 本商品は、お客さま(受益者)につき相続が開始した場合を除き、いかなる場合でも譲渡、質入、譲渡担保その他の担保提供等(譲渡等)の処分をすることはできません。 ・ また、本合同金信は、特別解約事由に該当し、かつ解約不能事由に該当しない場合で、三井住友信託銀行(受託者)がやむを得ないと認めた場合を除き、お客さま(受益者)は、中途解約の請求を行うことはできません。したがって、お客さま(受益者)は、本商品を希望する時期に償還することはできません。 ・ 本合同金信の運用財産である信託貸付金が弁済されずに、信託貸付金の売却処分代金により本商品の元本償還が行われる場合、本商品及び信託貸付金の流通市場がないため、買い手が限定され、売却できないことがあり、売却価格や売却時期に影響を及ぼすおそれがあります。 ・ 三井住友信託銀行(受託者)は、信託約款第 26 条第 5 項に基づき、信託契約の変更に異議があるお客さまから買取請求を受けた場合を除き、いかなる場合であっても本商品を買取る義務を負いません。
本商品の信託配当および元本償還に関するリスク	本商品について、信託配当および元本償還は保証されません。本合同金信の運用財産である信託貸付金への利払いおよび元本返済の金額が減少した場合には、本商品の信託配当および元本償還が減少または行われないことがあります。

るリスク	
信託期間 延長リスク	信託期間満了予定日において、ソニー銀行が債務の履行を行なわなかった場合には、ソニー銀行からの信託貸付金の回収または売却処分に必要な期間まで、本商品の信託期間が延長されるおそれがあります。この場合、信託貸付金の処分価格によっては、本商品について、元本が毀損し、または、配当金が予定配当率に基づき計算された金額を下回るおそれがあります。
セキュリティ トークン に関するリ スク	・ 本商品の売買その他の取引にあたっては、Securitize が運営、管理するブロックチェーンネットワークの存在を前提とする情報システムが用いられており、かつ、本商品はブロックチェーンネットワークおよびコンセンサス・アルゴリズム(ブロックチェーンネットワークにおける合意形成の方法)を用いて、権利の移転や記録の管理が行われるため、サイバー攻撃により不正アクセスが行われた場合等には、本商品に係る情報が流出し、または本商品に係る記録が改ざんされ若しくは消滅する可能性があります。その結果、本商品の実体法上の権利関係と記録に乖離が生じ、技術的な理由によりブロックチェーンネットワークおよびコンセンサス・アルゴリズムにおける本商品に係る記録を、改ざん等が発生する前の時点の記録に戻すことが困難となるおそれがあります。かかる場合には、実体法上の権利者に対する本商品の信託配当および元本償還が行われなくなる、実体法上の権利者が本商品を譲渡することができなくなる、又は本商品の譲渡に係る記録ができなくなる等により、損害を被る可能性があります。 ・ その他上記以外の原因により本商品の記録の管理に用いるブロックチェーンネットワーク若しくは受益権を管理する三井住友信託銀行(受託者)が管理するシステムや利用する通信回線に重大な障害が生じた場合またはソニー銀行のシステム障害等により、権利の移転や記録の管理を Securitize が運営、管理するブロックチェーンネットワークまたは三井住友信託銀行(受託者)が管理するシステムに通常どおり連携できなくなった場合には、本商品の信託配当および元本償還、譲渡および譲渡に係る記録等に大幅な遅延が生じ、またはこれらができなくなり、損害を被る可能性があります。 ・ 本商品の権利の帰属に係る記録の管理はブロックチェーンネットワークの存在を前提とする情報システムを通じて行われることか

	ら、本商品の保有者の情報は情報システム上登録されます。当該情報は三井住友信託銀行(受託者)および三井住友信託銀行(受託者)が業務を委託するソニー銀行によって適切に管理される予定ですが、サイバー攻撃により不正アクセスが行われ、当該情報の漏洩や不正利用等の事態が生じるおそれがあります。 ・ 本商品は、「Securitize PF」上に記録されます。したがって、「Securitize PF」が三井住友信託銀行(受託者)の期待どおりに利用できない場合または「Securitize PF」からの提供データに何らかの事由により誤りがあった場合、本商品等の保有、譲渡や決済等に関して影響が生じることにより、損害を被る可能性があります。また、「Securitize PF」は、Securitize によって運営および管理され、また、「Securitize PF」において本商品を表示する財産的価値(トークン)の記録および移転に係るトランザクションを承認するノードは、Securitize のみが保有します。そのため、Securitize が管理するシステムや利用する通信回線に重大な障害が生じた場合またはその信用状況等が悪化し三井住友信託銀行(受託者)の期待どおりに業務を行うことができない場合等は、本商品の保有、譲渡や決済等に関して影響が生じることにより、損害を被る可能性があります。
円換算に関するリスク	本商品は、お客さまから信託された米ドル建金銭を、米ドル建で運用し元本償還金および収益配当金を米ドル建でお支払いしますが、お客さまがお受け取りになられた元本償還金および収益配当金をその後円換算する場合、外国為替相場の変動により、当初信託時の米ドル建信託金の円換算額を下回る(円貨ベースで元本割れとなる)おそれがあります。
その他のリスク	将来、本商品にかかる法制度や課税制度の変更等が行われた場合、本商品の元本が毀損し、または、配当額が予定配当率に基づき計算された金額に不足するおそれがあります。

2. ご留意事項

項目	内容
信託金の資金使途	・ 本合金信は、お客さまからの信託金を原資として、ソニー銀行(借入人)に対して米ドル建貸付等を実行します。
利益相反に関する事項	〈三井住友信託銀行(受託者)に関する事項〉 ・ 信託貸付金と、ソニー銀行が別途三井住友信託銀行から借り入れた貸付金(もしあれば)が回収等に際して競合する場合があります。その場合は、弁済期限が到来している貸付金それぞれの残高で按分比例します。 〈ソニー銀行(販売会社兼運用先)に関する事項〉 ・ ソニー銀行は、本商品の販売会社と運用先を兼ねます。 ・ ソニー銀行が信託貸付金により調達する金額は、本商品のお申込状況により変動する可能性があります。ソニー銀行の利益相反管理方針の詳細は、ソニー銀行のウェブページをご確認ください。 ・ ソニー銀行(運用先)の信用状況に関しては、決算公告等の公開情報をもとに、お客さま自身をご判断ください。
募集の中止または信託設定の中止に関する事項	・ 信託設定日までの間に以下の事態が発生した場合には、本商品の募集または信託設定を中止する場合があります。その場合、お客さまのお申込金はお客さまの口座に払い戻します。 (1) 金融情勢における著しい変化の発生(または発生するおそれ)により、当初予定していた条件での設定が不適當である場合 (2) その他やむを得ない事由が発生した場合
その他一般事項	・ 本商品は預金等ではなく、元本の保証はありません。また、予定配当率を保証するものではなく、予定配当額を超える収益配当はなされません。 ・ 本商品は投資者保護基金および預金保険の対象ではありません。なお、三井住友信託銀行およびソニー銀行(子会社および関連会社を含みます。)は、本商品に関し、本合金信において一切の信用補完や流動性補完を行いません。 ・ 本商品は、金融商品取引法第37条の6(同条が準用される場合を含みます。)に基づくクーリングオフの適用はありません。 ・ 本書面に基づきソニー銀行がご提案する本商品について、お客さま自らその採否をご判断ください。 ・ 本商品の責任財産は、本合金信の信託財産のみに限定され

	ており、三井住友信託銀行(受託者)の固有財産および本合 金信以外の信託財産には一切及びません。 ・ 本書面に基づきソニー銀行がご提案する本商品について、お 客さまがお申込み等されない場合であっても、ソニー銀行およ び三井住友信託銀行との他のお取引についてお客さまが不利 益な取扱いを受けることはありません。 ・ ソニー銀行および三井住友信託銀行は、お客さまが本商品に お申込み等されることを、お客さまとの他のお取引の条件と することはありません。 ・ 本書面に記載のデータは、ソニー銀行および三井住友信託銀 行が信頼できると判断した情報等に基づくものですが、その情 報の正確性・確実性についてソニー銀行および三井住友信託 銀行が保証するものではありません。 ・ 本書面は、作成日において入手可能な情報等に基づいて作成 したものであり、今後の金融情勢・社会情勢等の変化により、 内容が変更となる場合があります。 ・ 本書面に記載された内容は、現時点における条件を示したも のであり、実際に取り組むことができない場合や条件が変更 となる場合があります。予めご了承ください。 ・ 本商品は、18 歳未満および 75 歳以上のお客さまは、お申込 みいただけません。
--	--

VI.お手続き・手数料等に関する事項

1. お手続き等

(1)お申込前にお客さまにご確認いただく書面

項目	内容
契約締結前交付書面兼商品説明書(目論見書)(「個人情報における利用目的について」等を含む)(本書面)	本商品の概要をご説明し、信託約款をお示しする書面です。本書面は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項が準用する信託業法第25条(信託契約の内容の説明)に基づき、受託者としての三井住友信託銀行の商号および信託契約の内容の説明を兼ねるものですので、必ず内容をご確認ください。 39 ページ「4. ソニー銀行(販売会社)および三井住友信託銀行(受託者)における個人情報の取扱いに関する補足事項」、43 ページ「個人情報の利用目的について」および 45 ページ「ソニー銀行株式会社プライバシーポリシー」は、個人情報の保護に関する法律第21条第1項に基づく書面です。

(2)お申込金の取扱い

項目	内容
出金方法	お申込金は、ソニー銀行に開設したお客さま名義の米ドル普通預金口座からの引き落としの方法により出金し、三井住友信託銀行(受託者)が指定する口座に入金いたします。
出金期限	2026 年 10 月 8 日 ※ お客さまの預金口座の残高不足によりお申込金の出金ができなかった場合、信託設定日をもって当然に信託契約が解除されたとみなされます。なお、出金日から信託設定日までは付利されません。予定どおり、信託設定日に信託が設定される場合、お申込金は信託設定日に米ドル建信託金に振り替えられます。

(3)収益配当金および元本償還金のお支払い

項目	内容
収益配当金のお支払い	各計算期日(2027 年 10 月 18 日を初回として、以降毎年 10 月 18 日および信託終了日(ただし、同日が営業日でない場合には、その翌営業日))の 2 営業日後の日に支払います。
元本償還金のお	信託期間満了予定日(2027 年 10 月 18 日。ただし、同日

支払い	が営業日でない場合には、その翌営業日)の 2 営業日後の日に支払います。 ただし、本商品の信託期間満了予定日において、信託貸付金の全部または一部について回収がなされていない場合には、信託貸付金が全額弁済されるまで、または信託貸付金の換価処分に必要な期間に応じて、本商品の信託期間が延長されるおそれがあります。 また、信託終了事由に該当する場合、信託期間満了予定日に限らず信託は終了し、原則として、信託終了日の 2 営業日後の日に信託元本を交付します。
お受取方法	収益配当金および元本償還金等の支払いは、お客さまの指定口座に送金する方法により行います。

(4)お客さまへの報告事項

項目	内容
信託設定に関する事項	信託設定日以降遅滞なく、信託設定の内容を記載した取引報告書を電磁的方法により閲覧、ダウンロードできます。
信託期間満了に関する事項	信託期間満了予定日の約 2 週間前に、信託期間満了に関するお知らせを電磁的方法により閲覧、ダウンロードできます。
配当に関する事項	各計算期日以降遅滞なく、配当に係る計算書を電磁的方法により閲覧、ダウンロードできます。
最終計算に関する事項	信託終了日以降遅滞なく、最終計算書を電磁的方法により閲覧、ダウンロードできます。
信託財産の状況に関する事項	各計算期日以降遅滞なく、信託財産状況報告書を電磁的方法により閲覧、ダウンロードできます。
その他の事項	信託約款に定めのあるもの以外は、信託法に定める受益者(お客さま)に対する通知を行いません。ただし、法令等に受益者(お客さま)への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが法令等に違反するものについては、この限りではありません。

(5)信託期間中のご照会・各種変更について

項目	内容
本商品に関するご照会	ソニー銀行のカスタマーセンターにご連絡ください。なお、ご連絡先は、36 ページ「Ⅶ. 関係法人の概要 1. ソニー銀行株式会社(販売会社)の概要」をご確認ください。
各種変更に関するご連絡(氏名・住所のご変更等)	
中途解約のお申出	
その他の事項	

2. 本商品の費用・税金

(1)お客さまが直接的に負担する費用

項目	内容
申込手数料	本商品のお申込みに関して、三井住友信託銀行(受託者)およびソニー銀行(販売会社)に対して支払う手数料その他の対価はありません。
為替手数料	ありません。
中途解約手数料	ありません。
残高証明書発行手数料	ご指定日付時点の残高証明書の発行をご希望される場合、1 通ごとに所定の手数料がかかります。

(2)お客さまが間接的に負担する費用

項目	内容
本 合 同 金 信 の 信託報酬	三井住友信託銀行(受託者)は、信託財産の中から信託報酬を受領します。各計算期間の信託報酬は、各計算期間の初日における信託元本の額に対して 0.14%(年率)を乗じ、直前の計算期日(同日を含みます。ただし、初回は信託設定日(同日を含みます。)とします。)から各計算期日(同日を含みません。)までの実日数を乗じ、365で除す方法により計算した金額(セント未満は切り捨てます。)となります。また、本合同金信内に残余収益がある場合、当該残余収益は信託報酬として受領します。
本 合 同 金 信 の 募集取扱手数料	三井住友信託銀行(受託者)は、信託財産の中からソニー銀行(販売会社)に対して、本商品の募集の取扱いにかかる手数料を支払います。各計算期日における募集の取扱いにかかる手

	数料は、各計算期日の初日における信託元本の額に対して1.238%を乗じ、直前の計算期日(同日を含みます。ただし、初回は信託設定日(同日を含みます。))とします。)から各計算期日(同日を含みません。))までの実日数を乗じ、365で除す方法により計算した金額(税込)(セント未満は切り捨てます。)となります。
本 合 同 金 信 の 信 託 事 務 委 任 手 数 料	三井住友信託銀行(受託者)は、信託財産の中からソニー銀行(販売会社)に対して、本商品の信託事務委任にかかる手数料を支払います。各計算期間の信託事務委任にかかる手数料は、各計算期間の初日における信託元本の額に対し0.016%(年率)を乗じ、直前の計算期日(同日を含みます。ただし、初回は信託設定日(同日を含みます。))とします。)から各計算期日(同日を含みません。))までの実日数を乗じ、365で除す方法により計算した金額(税込)(セント未満は切り捨てます。)となります。
その他の費用	公租公課その他信託事務の処理に必要な費用を信託財産から支払います。なお、これら費用は実費相当額となるため、お客さまの本商品のお申込み時点において上限額および計算方法を明示することができません。

(3)課税上の取扱い

- 以下の情報は、本書面作成時点におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

項目	内容
個人のお客さま	- 原則として、お客さまが受領する収益配当金については、利子所得として、20.315%の税金(国税 15.315%(復興特別所得税を含みます)および地方税 5%)が源泉分離課税されます。 - 少額貯蓄非課税制度(マル優制度)はご利用できません。 - 本商品は実績配当型の合同運用指定金銭信託であり、投資信託に適用される税制の適用はございません。また、少額投資非課税制度(NISA)等の適用はございません。 - 為替差益は、雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者で、為替差益を含めた給与所得と退職所得以外の所得が年間 20 万円以下であれば所得税の確定申告は不要です。為

	替差損は、黒字の雑所得から控除できます。 ・ 詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。
--	--

VII.関係法人の概要

1. ソニー銀行株式会社(販売会社)の概要

項目	内容
商号等	ソニー銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 578 号
所在地	〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 6 号
代表者	代表取締役社長 南 啓二
資本金	385 億円(2026 年 6 月 30 日現在)
設立年月日	2001 年 4 月 2 日
業務概要	銀行業務および金融商品取引業務
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人日本STO協会
ソニー銀行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会
対象事業者となっている認定投資者保護団体	当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。
ソニー銀行のお問合せ先	ソニー銀行 カスタマーセンター 固定電話から:0120-365-723(フリーダイヤル) 携帯電話から:0570-011-723(ナビダイヤル) フリーダイヤル・ナビダイヤルをご利用いただけない場合:03-6730-2700 営業時間 平日9:00~17:00(土日祝日および12月31日~1月3日は休業)
登録金融機関業務の内容および方法の概要	〈内容の概要〉 ・ 金融商品取引法第 33 条第 2 項 1 号に掲げる有価

	証券(電子記録移転権利を含みます)に係る同号に定める行為 ・ 金融商品取引法第33条第2項第2号に掲げる有価証券に係る同号に定める行為 ・ 金融商品取引法第33条第2項第3号に掲げる有価証券に係る同号ハに定める行為 ・ 金融商品取引法第33条第2項第4号に掲げる有価証券に係る同号ロに定める行為 ・ 金融商品取引法第33条第3項第2号に定める行為 ・ 金融商品取引法第33条の2に掲げる有価証券等管理業務として行う金融商品取引法第2条第8項第16号及び第17号に定める行為 ・ 金融商品取引法第33条の2に掲げる投資助言・代理業として行う金融商品取引法第2条第8項第13号に定める行為 〈方法の概要〉 ソニー銀行では、インターネットを経由した同社所定の手続に従い、お取引をお申込みいただいた上で、お取引の注文を受け付けております。なお、本商品のお取引にあたっては、本受益権の管理等に関して、ソニー銀行のデジタル証券総合取引約款に同意いただくことが必要となります。
--	---

2. 三井住友信託銀行株式会社(受託者)の概要

項目	内容
商号等	三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局(登金)第 649 号
所在地	〒100-8233 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
代表者	取締役社長 米山 学朋
資本金	3,420 億円(2026 年 6 月 30 日現在)
設立年月日	1925 年 7 月 28 日
業務概要	信託業務、銀行業務、不動産売買の媒介・証券代行等の

	併營業務、登録金融機関業務
三井住友信託銀行が加入している金融商品取引業協会	日本証券業協会 一般社団法人資産運用業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
三井住友信託銀行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人信託協会 連絡先 信託相談所 電話番号0120-817-335または03-6206-3988
対象事業者となっている認定投資者保護団体	ありません。
三井住友信託銀行のお問合せ先	三井住友信託銀行 資産金融部 受託第二チーム 電話：03-6256-5160 (受付時間 平日 9:00~17:00)
公告の方法(公告の期間を含みます。)	法令に別段の定めがある場合を除き、日本経済新聞に掲載する方法により、三井住友信託銀行所定の公告の期間、公告を行います。なお、三井住友信託銀行は、公告の方法を変更することがあります。
信託業務に関する外部監査の有無	ありません。

3. Securitize Japan 株式会社(セキュリティトークンプラットフォーム提供者)の概要

項目	内容
商号	Securitize Japan 株式会社
所在地	〒103-0022 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 日本橋三井タワー6F
代表者	代表取締役 ジェイ・フランシスコ・フローレス
資本金	50 百万円(2026 年 6 月 30 日現在)
設立年月	2018 年 9 月
業務概要	デジタル証券の発行・管理プラットフォームの提供

4. ソニー銀行(販売会社)および三井住友信託銀行(受託者)における個人情報の取扱いに関する補足事項

- ・ 本商品では、登録金融機関であるソニー銀行(販売会社)が、三井住友信託銀行(受託者)から委託を受けて、募集取扱業務を行っています。本商品の募集取扱業務においてお客さまから提供された個人情報は、ソニー銀行(販売会社)および三井住友信託銀行(受託者)の双方が取得し、自ら利用いたします。具体的には、本商品の募集取扱業務の委託先としてのソニー銀行(販売会社)を介して三井住友信託銀行(受託者)が取得するとともに、ソニー銀行(販売会社)も自ら利用するために取得いたします。お客さまから取得した個人情報を、三井住友信託銀行(受託者)は、本書添付の「個人情報の利用目的について」に記載された利用目的のために利用し、また、ソニー銀行(販売会社)は、本書添付の「ソニー銀行株式会社プライバシーポリシー」に記載された利用目的のために利用します。
- ・ なお、ソニー銀行(販売会社)および三井住友信託銀行(受託者)は、本商品の募集取扱業務においてお客さまから取得した個人情報の取扱いの一部又は全部を、本商品を表示する財産的価値(トークン)の記録、移転、または計算を行うために、Securitize に委託します。また、ソニー銀行(販売会社)および三井住友信託銀行(受託者)は、それぞれが保有しているお客さまの金融取引・投資取引の記録(お客さまの氏名、住所等の属性情報や本商品の購入以外の取引に関する記録を含みます。)を、双方の委託先である Securitize を介して、双方に開示・提供し、いわゆる適合性の原則(お客さまの投資目的、投資経験、財産の状況などに照らして不適当な勧誘を行ってはならないという原則)その他の法令上のルールが遵守されているかを確認し、また、これを事後的に検証する目的を含め、三井住友信託銀行(受託者)においては本書添付の「個人情報の利用目的について」に記載された利用目的のために利用することがあり、また、ソニー銀行(販売会社)においては本書添付の「ソニー銀行株式会社プライバシーポリシー」に記載された利用目的のために利用することがあります。
- ・ ソニー銀行(販売会社)および三井住友信託銀行(受託者)は、それぞれが保有しているお客さまの氏名、住所その他の届出事項の変更、死亡または行為能力の変動などの個人情報の取扱いの全部又は一部を、本商品を表示する財産的価値(トークン)の記録、移転、または計算を行うために、Securitize に委託します。また、ソニー銀行(販売会社)および三井住友信託銀行(受託者)は、当該個人情報を、双方の委託先である Securitize を介して、双方または双方の関連会社に開示・提供し、お客さまとの本商品のご契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のために利用することがあります。

Ⅷ.用語集

用語	用語の定義
委託者	信託により、財産の運用・管理の委託をする者をいいます。
オフチェーン	ブロックチェーンの領域外で発生するプラットフォームや操作をいいます。
合同金信（合同運用指定金銭信託）	複数のお客さまから信託された金銭を、信託約款に指定された範囲で、合同して運用・管理する仕組みをいいます。
コントロールパネル	システムの各種操作を行うための機能が一覧にまとめられた画面をいいます。
サイバー攻撃	コンピュータのネットワーク上で、特定のコンピュータシステムやネットワークそのものなどに対して行われる電子的な攻撃をいいます。
受益者	信託した財産が生み出した経済的利益を受ける権利を有する者をいいます。
受託者	信託により、財産の運用・管理の委託を受けた者をいいます。
信託	委託者が、受託者に対して財産を名義ごと移転し、受託者が委託者の設定した目的に従って受益者のためにその財産の管理・処分その他必要な行為をすることをいいます。
信託財産	信託契約に基づき、受託者に属する財産をいいます。信託財産は、受託者によって管理され、信託目的に基づき運用されます。
信託受益権	信託した財産が生み出した経済的利益を受ける権利をいいます。
信託貸付金	合同運用指定金銭信託等の信託の信託財産に属する貸付金をいいます。 本商品においては、本信託の受託者としての三井住友信託銀行が、お客さまから信託された米ドル建金銭を、ソニー銀行に対して本貸付を行うことによって取得する貸付金をいいます。
信託報酬	信託財産の運用・管理にかかる役務提供の対価として、受託者が信託財産から受領する報酬をいいます。
ダッシュボード	データが収集、加工され、視覚的に分かりやすく一覧にまとめられた画面をいいます。

電子記録移転有価証券表示権利等	金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利であって、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限りです。)に表示されるものをいいます。本書では、セキュリティトークンと呼ぶことがあります。
投資者保護基金	証券会社が破綻した場合に投資家を保護するための制度です。証券会社は、証券会社自身の財産と顧客の財産を、分別して管理することが法律上義務付けられています。したがって、証券会社が破綻しても顧客の財産には直接的な被害は及ばないのが原則ですが、証券会社が分別管理を怠っていた場合など、顧客の財産が被害を受ける可能性はゼロではありません。そのような事態が起きた際、投資者保護基金が顧客 1 人につき 1,000 万円まで補償するようになっています。国内で営業する証券会社には、投資者保護基金への加入義務があります。 従来、基金は、「日本投資者保護基金」と「証券投資者保護基金」がありましたが、平成 14 年 7 月に統合され、「日本投資者保護基金」となっています。
登録金融機関	内閣総理大臣の登録を受け、信託受益権の取得勧誘等を含む有価証券関連業等を行う金融機関をいいます。
プラットフォーム	サービスやシステム、ソフトウェアを提供・運営等するために必要な基盤となる標準環境をいいます。
ブロックチェーン(分散型台帳)	ネットワーク上に分散する多数のノード(コンピュータ等)でトークンの移転等を相互認証し、暗号技術を用いて実質的に改ざん不可能な態様で台帳を共有する技術基盤をいいます。セキュリティトークンプラットフォームでは、取引の記録方法として、基本的にブロックチェーン技術が使用されています。
預金保険	金融機関が、預金保険料を預金保険機構に支払い、万が一、金融機関が破綻した場合に、一定額の預金等を保護するための保険制度です。 預金者が、預金保険制度の対象金融機関に預金等をする、預金者、金融機関および預金保険機構の間で自動的に保険関係が成立します。このため、預金者は、預金保険の手続を行う必要はありません。 預金保険制度の原資となる保険料は、対象金融機関が、前年度の預金量等に応じて、毎年、預金保険機構に納付します。 わが国の預金保険制度は、「預金保険法」(昭和 46 年制定)に

	より定められており、政府・日本銀行・民間金融機関の出資により設立された預金保険機構が、制度の運営主体となっています。
予定配当率	本商品の募集開始時に金融情勢等を考慮してお客さまに明示する、お客さまに対する収益配当額の目安となる利率をいいます。 ただし、お客さまに対する収益配当額は本合同金信の運用状況次第で変動する可能性があり、予定配当率に基づく収益配当額の支払いが保証されているものではありません。また、収益配当額は、予定配当率に基づき計算された金額を上限として支払われ、当該金額を超える収益配当は行われません。

個人情報の利用目的について

当社におけるお客さま等に関する個人情報、個人番号および特定個人情報(以下、個人番号および特定個人情報を「特定個人情報等」といいます)の取扱いについて、以下のとおりご案内いたします。

当社は「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、お客さまの個人情報を下記1.の業務において、下記2.の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

当社は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「マイナンバー法」)等に基づき、お客さまの特定個人情報等を下記4.の利用目的の範囲内においてのみ利用いたします。

お客さまの個人情報および特定個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示いたします。

なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外での利用はいたしません。

当社は、ご本人にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためにみに利用するなど、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

当社は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、ご本人より中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

1. 業務内容

- ① 金銭信託、金銭信託以外の金銭の信託、年金信託、団体信託、財形信託、公益信託、特定贈与信託、証券信託、従業員持株信託、金銭債権信託、不動産信託、動産信託等の信託業務
- ② 信託契約代理業務、信託受益権売買等業務、証券代行業務、相続・遺言業務、会計の検査、財産の取得・処分または賃借の代理業務、公社債もしくは株式の元利金または配当金支払いの取扱い業務、株式払込金の受入業務、債権取立の代理業務、債務の履行、不動産の仲介、販売提携、分譲、鑑定、管理等の併営業務
- ③ 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ④ 公共債・投資信託の窓口販売業務、保険の窓口販売業務、金融商品仲介業務、投資助言業務、投資運用業務等の登録金融機関業務、確定給付・確定拠出年金の運営管理に関連する業務、社債業務等、法律により信託銀行等が営むことができる業務およびそれに付随する業務
- ⑤ 子会社等グループ会社の経営管理・経営指導、その他当社が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

2. 個人情報の利用目的

当社および当社の関連会社や提携会社の金融商品、信託商品およびサービスに関し、下記利用目的で利用いたします。また、不動産の仲介事業に際しては、下記利用目的に加えて、売却希望等を受けて不動産情報の広告を行うために利用することがあります。

ただし、年金業務、団体信託業務、証券代行業務等において、企業、団体等から委託を受けて、その従業員、構成員、退職者、株主等の個人情報を取扱う場合には、それぞれの委託契約の内容等に従い、各受託業務を遂行するためにこれらの個人情報を必要な範囲に限定して利用いたします。

- ① 各種金融商品、信託商品およびサービスの申込、相談の受付のため
- ② 各種金融商品、信託商品およびサービスに関する各種ご提案のため(ダイレクトメールおよび電話、電子メール等によるものを含む)
- ③ 犯罪収益移転防止法等法令に基づくご本人さまの確認等や、金融商品、信託商品およびサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ④ 預金取引、融資取引、信託取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ⑤ 預金、融資等のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑥ 適合性の原則等に照らした判断等、商品およびサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑦ 与信事業に際して個人情報加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑧ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を遂行するため
- ⑨ お客さまとのご契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑩ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品、信託商品およびサービスの研究や開発のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬ その他、当社および子会社等グループ会社の経営上必要な各種リスクの把握および管理、ならびに当社の業務においてお客さまとのお取引・ご契約(信託契約、委託契約等を含む)を適切かつ円滑に履行するため
- ⑭ 当社のホームページや、当社が提供するWEBサービス等から取得した閲覧履歴等の情報を分析して、お客様のニーズに応じた商品・サービスに関する広告のご提供、各種ご提案のため(ダイレクトメールおよび電話、電子メール等によるものを含む)

3. 法令等による利用目的の限定

特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。具体的には以下のとおりです。

- ① 銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等その他特別の非公開情報は、適切な業務運営の確保その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

4. 特定個人情報等の利用目的

当社はマイナンバー法等に基づき、お客さまの特定個人情報等を下記の利用目的の範囲内においてのみ利用いたします(マイナンバー法で認められている利用目的以外では利用いたしません)。お客さまから直接書面に記載された特定個人情報等を取得させていただく場合は、あらかじめ利用目的を明示させていただきます。

- ① 金融商品取引に関する法定書類作成事務の遂行のため
- ② 信託取引に関する法定書類作成事務の遂行のため
- ③ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務の遂行のため
- ④ 国外送金等取引に関する法定書類作成事務の遂行のため
- ⑤ 証券代行業務に関する法定書類作成事務の遂行のため
- ⑥ 株式等または信託受益権の譲渡の支払取引に関する法定書類作成事務の遂行のため
- ⑦ 不動産業務に関する法定書類作成事務の遂行のため
- ⑧ 年金業務に関する法定書類作成事務の遂行のため
- ⑨ 教育資金管理契約または結婚・子育て資金管理契約に関する法定書類作成事務の遂行のため
- ⑩ 先物取引に関する法定書類作成事務の遂行のため
- ⑪ 金地金等取引に関する法定調書作成事務の遂行のため
- ⑫ 保険会社による生命保険契約・損害保険契約等に関する法定調書作成事務の遂行のため
- ⑬ 預金口座付番に関する事務の遂行のため

個人情報および特定個人情報等のお取り扱いに関するお問い合わせ、ご相談、苦情等につきましては下記までご連絡ください。			
当社のお問い合わせ窓口について			
「お客様サービス室」〒100-8233 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 電話 0120-328-682(フリーダイヤル) 受付時間 平日 9:00~17:00			
加盟する団体におけるお問い合わせ窓口について			
当社は、次の認定個人情報保護団体の対象事業者となっております			
(1) 信託業務、銀行業務等 一般社団法人信託協会(信託相談所) 【苦情・相談窓口】電話 03-6206-3988 または 0120-817335	(3) 登録金融機関業務 日本証券業協会(個人情報相談室) 【苦情・相談窓口】電話 03-6665-6784		
(2) 銀行業務等 全国銀行個人情報保護協議会 【苦情・相談窓口】電話 03-5222-1700 またはお近くの銀行とりひき相談所	(4) 投資運用業、投資助言・代理業に係る業務 一般社団法人資産運用業協会(苦情相談室 個人情報担当) 【苦情・相談窓口】電話 03-3663-0505		
	(5) 金融先物取引業に係る業務 一般社団法人金融先物取引業協会(個人情報苦情相談室) 【苦情・相談窓口】電話 03-5280-0881		

※当社の個人情報保護にかかる取扱いのより詳しいご説明(第三者提供の停止手続、共同利用の内容、開示等の手続等)をお求めの場合は、資料をご用意しておりますので、お申出ください。また、当社ホームページ(<https://smtb.jp/>)にも同様の資料を公開しています。

三井住友トラストグループの個人情報保護宣言

わたくしたち、三井住友トラストグループは、お客さまや株主さまの個人情報、個人番号および特定個人情報（以下、個人番号および特定個人情報を「特定個人情報等」といいます。）の保護に万全を期するため下記の取組方針を定め、これを遵守することを宣言いたします。

記

1. 関係法令等の遵守

当グループ各社は、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等お客さまの個人情報、特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令・ガイドラインやその他の規範を遵守いたします。

2. 適正取得

当グループ各社は、お客さまの個人情報および特定個人情報等を業務上必要な範囲で適正かつ適法な手段により取得いたします。

3. 利用目的

当グループ各社は、個人情報および特定個人情報等の利用目的を通知または公表し、法令に定める場合を除いて利用目的の範囲内において利用し、それ以外の目的には利用いたしません。特定個人情報等については、法令で定められた範囲内でのみ利用いたします。

4. 委託

当グループ各社は、個人情報および特定個人情報等の取扱いを委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう、委託先（再委託先以降を含む）を適切に監督いたします。

5. 第三者への提供

当グループ各社は、法令で定める場合を除き、お客さまからお預かりしている個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。

ただし、合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報を提供する場合、別途定める特定の者との間で共同利用する場合は、お客さまの同意をいただくことなく、お客さまよりお預かりしている個人情報を第三者に提供することがあります。

なお、特定個人情報等につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で定める場合を除き、ご本人の同意の有無にかかわらず第三者に提供いたしません。

6. お客さまからのお問い合わせ等への対応

当グループ各社は、個人情報の開示・訂正等の手続きを定め、個人情報および特定個人情報等の取扱いについてのご質問・ご意見や内容照会・訂正等のお申し出につきまして迅速かつ的確に対応いたします。

7. 安全管理措置

当グループ各社は、個人情報および特定個人情報等の管理にあたっては、漏えい等を防止するため組織的・人的・物理的・技術的な安全管理措置を適切に講じ、個人情報保護に必要な責任体制を整備いたします。

8. 継続的な改善

当グループ各社は、個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムを継続的に見直し、改善に努めます。また、すべての役員・社員が個人情報保護の重要性を理解し、個人情報および特定個人情報等を適切に取り扱うよう教育いたします。

2024 年 10 月 1 日

三井住友トラストグループ
三井住友信託銀行株式会社

ソニー銀行株式会社プライバシーポリシー

運用開始:2005 年 4 月 1 日

改定日:2025 年 10 月 1 日

ソニー銀行株式会社
代表取締役社長 南 啓二

1. 序文

ソニー銀行(以下「当社」といいます)は、ソニーフィナンシャルグループの一員として、「感動できる人生を、いっしょに。」をビジョン(ありたい姿)として掲げ、お客さまの生きる土台である“健康寿命”と経済的な健全性である“資産寿命“に加え、「自分らしく生きる」ことを”感動寿命”と定義し、お客さまそれぞれの寿命を育むため、多様な事業を展開し、この多様性を強みとした持続的な価値創造と長期視点での企業価値の向上を目指しています。

「人」に寄り添った事業活動を展開していくためには、お客さま、株主、社員、ビジネスパートナーなどのステークホルダーの皆さまよりお預かりする個人情報に関して、個人の人権を尊重し、ライフサイクル全般を通じた公正な取扱いと安全管理を実施する環境を構築・提供していくことは欠かせません。当社は、個人情報の取扱いがステークホルダーに与える影響に十分配慮して倫理的な行動を行っていくとともに、透明性を確保しながらアカウンタビリティを遂行することを通じて皆さまとの信頼を築くよう努めていきます。また、当社は、個人情報を取扱う際に、個人情報の保護に関する法律その他個人情報保護に関する諸法令、これらの法令に関し個人情報保護委員会その他所管官庁が公表するガイドライン類に定められた義務、ならびに本ポリシーを遵守します。

なお、個々の商品・サービスなどのプライバシーポリシーなどで、当社が本プライバシーポリシーと異なる内容をお示しした場合には、当該商品・サービスなどについてはかかる内容が本プライバシーポリシーに優先します。

2. 取得

当社は、個人情報を取得する際は、あらかじめ取扱う個人情報の項目、利用目的、お問い合わせ窓口などの必要な情報を公表または通知、もしくは明示し、ご本人の同意を得るよう努めます。個人情報に人種・信条などの要配慮個人情報が含まれる場合には、法令により認められた場合を除き、ご本人の同意を得ることなく個人情報を取得しません。また、第三者から個人情報を取得する場合であって、法令上、第三者提供を受ける際の確認義務および記録作成義務が発生する場合には、これを遵守します。

(個人情報の取得方法(「個人番号」を除く))

2-1. 当社は、例えば、次のような情報源から個人情報を取得しています。

- ・お客さまが、ウェブサイトの「口座開設申込」画面に、個人情報を入力することで直接提供される場合
- ・各地手形交換所などの共同利用者や個人信用情報機関などの第三者から、個人情報が提供される場合
- ・お客さまからお問い合わせやご相談などを電話で承る場合(なお、お客さまとの電話による通話内容は、対応品質向上と内容の確認のため録音する場合があります)

(個人番号の取得方法)

2-2. 当社は、原則として、次の情報源から個人番号を取得しています。

- ・お客さまが、ウェブサイトの届出画面に、個人番号を入力することで直接提供される場合

3. 利用目的

当社は、あらかじめご本人の同意を得た場合、または法令により認められた場合を除き、あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱い、およびそのための措置を講じます。

(個人情報の利用目的(「個人番号」を除く))

3-1. 当社は、お客さまの個人情報を次の業務を行うために必要な範囲で、適正かつ適法な手段により取得し、利用します。

- ・預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務など、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ・その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱が認められる業務を含む)

具体的には、次の利用目的で利用します。なお、銀行法施行規則第13条の6の6などにより、個人情報情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供しません。また、銀行法施行規則第13条の6の7などにより、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報などの特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供しません。

また、お客さまご本人にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケートなどへの回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

- ・各種金融商品の口座開設など、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ・犯罪収益移転防止法に基づくお客さまご本人の確認などや、金融商品やサービスをご利用いただく資格などの確認のため
- ・預金取引や融資取引などにおける期日管理など、継続的なお取引における管理のため
- ・融資のお申込や継続的なご利用などに際しての判断のため
- ・適合性の原則などに照らした判断など、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ・与信事業に際してお客さまの個人情報を加盟する個人情報情報機関に提供する場合など、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ・他の事業者などから個人情報の処理の全部または一部について委託された場合などにおいて、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ・お客さまとの契約や法律などに基づく権利の行使や義務の履行のため
- ・市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施などによる金融商品やサービスの研究や開発のため
- ・ダイレクトメールの発送など、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ・取得した閲覧履歴やお取引などの情報を分析して、趣味・嗜好に応じた金融商品やサービスに関する広告の配信、ダイレクトメールの発送のため
- ・取得した行動履歴などの情報を分析し、信用スコアを算出したうえで、当該スコアを第三者へ提供するため
- ・提携会社などの商品やサービスの各種ご提案のため
- ・各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ・お取引に関するご照会やご連絡、その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため

(個人番号の利用目的)

3-2. 当社が取得する、お客さまの「個人番号」の利用目的は次の通りです。

個人番号について、法で認められている利用目的以外では利用しません。

- (1) 金融商品取引に関する法定書類作成事務
- (2) 預貯金口座付番に関する事務
- (3) 公金受取口座の登録・変更・抹消などに関する事務
- (4) 災害時および相続時における預貯金口座付番の情報提供に関する事務
- (5) 本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務

(6) その他、上記の各利用目的に関連する事務

(ダイレクト・マーケティングの中止)

3-3. ダイレクトメールや電話、電子メールによるご案内について、お客さまがご希望されない場合は、当社のウェブサイトでお手続きください。

4. 個人情報の提供先

当社は、法令により認められた場合を除いて、別途事前にご本人の同意を得ることなく、各種情報を第三者へ提供しません。第三者に個人情報を提供する場合であって、法令上、第三者提供を行う際の記録作成義務が発生する場合には、これを遵守します。また、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合があります。その場合は、個人情報の安全管理が図られるよう適切に業務委託先を監督します。

(個人情報の共同利用(「個人番号」を除く))

4-1. 当社は、第三者への提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合には、その旨ならびに共同利用して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ、当社のウェブサイトなどにおいてお客さまに明示したうえで、個人データを共同利用します。

(1) ソニーフィナンシャルグループとの共同利用に関する事項(保護法 27 条 5 項 3 号関係)

ソニーフィナンシャルグループ(以下(イ)で定める者をいいます)は、個人データの共同利用を次の通り行います。

当該共同利用は、金融商品取引法など、個人情報保護法以外の関連法令などによる制限がある場合、当該法令などに則り取扱います。

(ア) 共同して利用する個人データの項目

- A. 属性に関する情報(例として、住所、氏名、生年月日、性別、勤務先、役職、電話番号や電子メールアドレスなどの連絡先、個人識別符号などの個人を識別・特定することが可能な情報、およびご家族に関する情報など)
- B. 財務に関する情報(例として、収入・支出、資産・負債の状況など)
- C. お取引に関する情報(例として、商品・サービスの種類、取引金額、契約日などの申込にかかる情報、保険事故などにおける請求にかかる情報、取引ニーズ、証券番号、取引店番号・口座番号などの各種管理番号、取引履歴・記録・経緯、お取引の可否の判断に関する情報など)
- D. ソニーフィナンシャルグループ(以下(イ)で定める者をいいます)が提供するアプリやウェブサイト、その他書面などを通じて取得される情報(例として、アプリなどの利用状況、閲覧履歴、位置情報、アンケートなどの回答データなど)

(イ) 共同して利用する者の範囲

ソニーフィナンシャルグループ株式会社ならびにその連結対象会社および持分法適用会社のうち、保護法 27 条 5 項 3 号に基づく对外告知を実施済みの会社(以下、ソニーフィナンシャルグループといいます)

(ウ) 共同利用の目的

- A. ソニーフィナンシャルグループが提供する各種金融商品やサービスの企画・開発のため
- B. ソニーフィナンシャルグループの企業情報、各種金融商品やサービスその他の関連情報についてのご提案、ご案内、ご提供またはそれらへのご意見やお問い合わせへの対応のため
- C. その他、上記 A. B に付随する業務およびソニーフィナンシャルグループの業務運営を円滑に履行するため

(エ)個人データの管理について責任を有する者の名称

当該個人データを原取得したソニーフィナンシャルグループ各社 (<https://sonybank.jp/stpl/04-company.html>)

(ソニーグループ各社への提供)

4-2. 当社は、提供先の利用目的、提供する個人データの項目などを明確にしたうえで、第三者提供に関するご本人の同意をあらかじめ取得した場合に限り、ご本人の個人データをソニーグループ各社(*)へ提供することがあります。その場合、提供する個人データは、提供目的に必要な項目に限定し、その他の目的に利用されることはありません。

(*)ソニーフィナンシャルグループ(ソニーフィナンシャルグループ株式会社ならびにその連結対象会社および持分法適用会社)を除くソニーグループ各社を指します。

詳細は、ソニーグループ関連会社一覧をご参照ください。

ソニーグループ関連会社一覧(<https://www.sony.com/ja/SonyInfo/CorporateInfo/Subsidiaries/>(ソニーグループ株式会社のページへリンクします))

(個人データの取扱の委託(「個人番号」を除く))

4-3. 当社は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱の委託を行っています。

- ・口座開設お申込書、キャッシュカード、取引残高報告書などの発送に関わる事務
- ・外国為替などの対外取引関係業務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

(特定個人情報などの取扱の委託)

4-4. 当社は、次の事務を遂行するために必要な範囲で、特定個人情報などの取扱の委託を行っています。

- ・金融商品取引にかかる法定書類作成事務
- ・預貯金口座付番に関する事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

(外国への移転)

4-5. 当社は、お客さまの個人情報を、業務委託先や共同利用先を含む外国の事業者などの第三者に提供する場合、次のいずれかに該当する場合を除き、お客さまの同意に基づき提供します。

- (1) 第三者が日本と同等の水準の個人情報保護制度を有している国として法令に定められている国にある場合
- (2) 第三者が外国にある第三者において個人情報取扱事業者が講ずべきとされている措置に相当する措置を講じている場合

当社は、外国にある業務委託先(再委託先などを含む)への個人データの提供にあたっては、情報の安全管理のために必要かつ適切な措置が行われていることを確認します。

また、ご本人からの求めに応じて、当該外国にある業務委託先(再委託先などを含む)における安全管理のための措置などに関する情報を提供します。また、同意取得時に個人情報提供する第三者が特定できないなどの理由により、外国にある第三者への提供に関する事項を提供できなかった場合、事後的に第三者が特定できたときは、ご本人からの求めに応じて、外国にある第三者への提供に関する事項について情報提供が可能です。詳細は、8-3. のお申し出窓口にお問い合わせください。

5. 安全管理措置に関する事項

当社では、国際標準化機構(ISO)の27001規格群や米国国立標準技術研究所(NIST)のSP800シリーズなどの業界標準やベストプラクティスに基づき定められたソニーフィナンシャルグループ共通のポリシーを適用し、当社が取得・保有する個人情報に対して厳重なセキュリティ対策を講じています。

この対策には、組織的な情報セキュリティマネジメントの実施や定期的な見直し、従業員に対する定期的な教育研修、定期的な情報資産の棚卸、物理的な安全管理措置の実施(従業員の入退室管理、端末管理など)、通信の暗号化、厳格なアクセス制御、情報システムに対する定期的な脆弱性管理、などが含まれます。

(安全管理措置)

5-1. 当社では、当社が取得・保有する個人情報に対して、次の通り厳重なセキュリティ対策を講じています。

・基本方針の策定

当社では、個人情報の適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドラインなどの遵守」、「質問および苦情処理の窓口」などについての基本方針を策定しています。

・個人情報の取扱いにかかる規律の整備

当社では、取得、利用、保存、提供、削除・廃棄などの段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務などについて個人情報の取扱規程を策定しています。

・組織的安全管理措置

当社では、個人情報の取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人情報を取扱う役職員および当該役職員が取扱う個人情報の範囲を明確化し、法令や取扱規程に違反している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。

・人的安全管理措置

当社では、個人情報の取扱いに関する留意事項について、役職員に定期的な研修を実施しています。

・物理的安全管理措置

当社では、個人情報を取扱う区域において、役職員の入退室管理および持ち込む機器などの制限を行うとともに、権限を有しない者による個人情報の閲覧を防止する措置を実施しています。

・技術的安全管理措置

当社では、アクセス制御を実施して、担当者および取扱う個人情報データベースなどの範囲を限定しています。

・外的環境の把握

当社が外国において個人情報を取扱う場合には、当該外国における個人情報の保護に関する制度を把握したうえで安全管理措置を実施しています。

6. 子どもの個人情報

当社は、子どもに関する個人情報の収集、保管および使用に適用される法令のすべてを遵守するよう努めます。もし、お子さまが保護者または後見人の同意なく個人情報を当社に提供したことに気付いた場合、保護者または後見人におかれましては、「8. 問い合わせ窓口」までご連絡ください。

7. プライバシーポリシーの変更

当社は、法令で認められた範囲において、本プライバシーポリシーを随時変更することができるものとします。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本プライバシーポリシーを本ウェブサイトを通じてご本人に周知します。ま

た、当社は、個人情報適切に取扱うために、社会・環境の変化などを踏まえ、本プライバシーポリシーの見直しを含めた個人情報管理態勢の継続的な強化・改善に努めます。

8. 問い合わせ窓口(ご相談への対応)

当社は、個人情報の開示、訂正、利用(商品やサービスの紹介など)の停止、消去その他の個人情報の取扱いに関するお問い合わせ、ご意見、苦情・相談などに対し、法令の規定に基づき、適切に対応します。ご本人が個人情報を提供された窓口までご連絡ください。なお、手続の詳細は、保有個人データに関する開示などの請求要領をご覧ください。

(個人データの正確性の確保)

8-1. 当社は、お客さまの個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めています。ご提供されたお客さまの個人データを修正、更新する必要がある場合には、当社のウェブサイトで修正、更新していただくか、ソニー銀行カスタマーセンターまでお申し出ください。

(開示などの請求手続)

8-2. 当社の保有個人データに関する利用目的の通知(保護法 32 条 2 項関連)、開示(保護法 33 条 1 項関連)、訂正など(保護法 34 条 1 項関連)および利用停止など・第三者提供の停止(保護法 35 条 1 項・3 項・5 項関連)に関するご請求(以下、「開示などの請求」といいます)は、開示などの請求手続をご覧ください。

開示などの請求手続(<https://sonybank.jp/stpl/04-03.html>)

(保有個人データの取扱いに関する苦情・相談のお申し出窓口)

8-3. 当社の保有個人データの取扱いや安全管理措置などに関する苦情・相談は、次の窓口にて承ります。

ソニー銀行 カスタマーセンター(<https://sonybank.jp/inquiry/cs/>)

(認定個人情報保護団体)

8-4. 当社は、次の認定個人情報保護団体に加盟しています。各団体では、加盟会社の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしています。

・全国銀行個人情報保護協議会 <http://www.abpdpc.gr.jp/>

【苦情・相談窓口】全国銀行協会相談室および銀行とりひき相談所

電話 03-5222-1700 またはお近くの銀行とりひき相談所

・日本証券業協会 個人情報相談室 <http://www.jsda.or.jp/>

【苦情・相談窓口】電話 03-6665-6784

・一般社団法人金融先物取引業協会 個人情報苦情相談室 <https://www.ffaj.or.jp/>

【苦情・相談窓口】電話 03-5280-0881

信託約款

米ドル建実績配当型合同運用指定金銭信託

(商品名:米ドル建投資パートナーシップファイナンスデジタル証券(2026 年第 1 号))約款

(商品コード:3048202601001)

第1 条 (信託目的)

- (1) 委託者および三井住友信託銀行株式会社(その承継人を含む。以下「受託者」といいます。)は、米ドル建実績配当型合同運用指定金銭信託 取引報告書(以下「取引報告書」といいます。)記載の金銭を受益者のために利殖することを目的として、委託者が取引報告書記載の金銭を信託し、受託者がこれを引き受けることにつき、この信託契約をもって合意します。
- (2) この信託の当初の元本および収益の受益者は委託者としてします。委託者は受益者を指定または変更することはできません。また、委託者は、この信託約款に定めるものを除き、この信託に関して何ら権利を有しないものとします。
- (3) この信託の委託者は、日本国内に居住し、ソニー銀行株式会社(以下「ソニー銀行」といいます。)に円普通預金口座および米ドル普通預金口座を保有する者に限られます。なお、委託者及び受益者は、信託受益権を保有する間は、当該預金口座を解約しないものとします。
- (4) この信託は信託証書を発行しません。

第2 条 (追加信託)

この信託には、信託金を追加することはできません。

第3 条 (信託の設定および信託期間)

- (1) 委託者は、第 1 条第 1 項の目的に従い、取引報告書記載の金銭(その口数は 1 口以上、1 口単位とします。なお、口数は、1,000 米ドル毎に 1 つの単位を構成し、信託元本償還の基礎とされる単位とします。)を 2026 年 10 月 8 日までに、ソニー銀行において開設された委託者名義の米ドル普通預金口座から引き落とす方法により、三井住友信託銀行が別途指定する口座に入金するものとし、当該入金をもって、信託設定日に受託者に当該金銭を交付したものとみなします。
- (2) 信託契約は、2026 年 10 月 19 日(以下「信託設定日」といいます。)に効力を生じ、2027 年 10 月 18 日(同日が営業日(全ての休日参照都市(東京及びニューヨークとします。))において、本契約に関連する金融市場が開かれており、かつ、本契約に基づく債務の履行に必要な場所において借入人が営業を行っている日をいい、以下同じとします。))でない場合には、その翌営業日とします。以下「信託期間満了予定日」といいます。)をもって終わるものとします。
- (3) 前項の定めにかかわらず、第 15 条第 1 号ただし書き、または、同条第 2 号ないし第 8 号に該当する場合には、同条に従い、当該各号に規定する日をもって信託期間は終了するものとします。

第4 条 (合同運用)

- (1) 信託金は、この信託約款に基づき運用方法を同じくする他の信託金と合同して運用します。
- (2) 前項に基づき合同して運用した信託財産(以下「合同運用財産」といいます。)について生じた損益は、合同運用財産

に属するそれぞれの信託金の各受益者に対し、信託金の元本の額により按分比例して帰属します。

第5条 （運用）

- (1) 受託者は、信託金を、貸付の方法により別紙 1 の貸付要項（以下「貸付要項」といいます。）記載の条件により運用するものとします。
- (2) 受託者は、前項に定める貸付（以下「本貸付」といいます。）による運用のほか、支払準備その他の必要があると受託者が認めた場合には、信託財産を有価証券に運用すること、又は運用方法を同じくする他の信託財産に属する金銭と合同して、銀行預金、金銭信託受益権（この信託の受託者を受託者とするもの、次条第 2 項に定義する利害関係人を受託者とするものを含みます。）若しくはコールローンに運用することができるものとします（以下、本項に基づき運用する信託財産を総称して、「余資運用」といいます。）。なお、合同運用財産に属する金銭を、運用方法を同じくする他の信託財産と合同して運用する場合、その損益は、合同運用財産と他の信託財産の間において、運用財産の元本または持分にに応じて分配するものとします。
- (3) 受託者は、合同運用財産に属する本貸付の貸付金（以下「信託貸付金」といいます。）について次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、信託貸付金の全部又は一部の譲渡を行うことがあります。この場合、当該行為により生じた損害について受託者は責任を負いません。
 1. この信託約款の適用される全ての信託契約が終了したとき
 2. 信託貸付金の借入人（以下「運用先」といいます。）が信託貸付金について期限の利益を喪失したとき
 3. 運用先による信託貸付金の元本又は利息の支払いが遅延したとき
 4. その他受託者が信託貸付金について債権保全を必要とする相当の事由が生じたと認めるとき
- (4) 受託者は、信託貸付金について、次の各号に掲げる行為を行うことができるものとします。この場合、当該行為により生じた損害について受託者は責任を負いません。
 1. 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算、「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」（平成 11 年 12 月 17 日法律第 158 号）に基づく特定調停若しくはこれらの手続に類似する手続（以下これらを総称して「法的整理手続」といいます。）に基づく、支払の猶予、期限の延長、信託貸付金の元本又は利息の免除、その他債務不履行により運用先に生じた信託貸付金に係る責任の免除
 2. 前号に掲げるもののほか、法的整理手続に属する一切の行為
- (5) 受託者は、信託貸付金についての債務不履行その他いかなる事由が生じた場合でも、運用先について法的整理手続開始の申立てを行う義務を負いません。
- (6) 受託者は、信託貸付金についての債務不履行その他いかなる事由が生じた場合であっても、運用先に対して信託貸付金の弁済資金の貸付を行う義務を負いません。
- (7) 受託者は、第 1 項または第 2 項に定める取引が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年 3 月 11 日法律第 43 号。その後の改正も含む。以下「兼営法」といいます。）第 2 条第 1 項において準用する信託業法（平成 16 年 12 月 3 日法律第 154 号。その後の改正も含む。以下「信託業法」といいます。）第 29 条第 2 項各号の取引に該当する場合には、信託法（平成 18 年 12 月 15 日法律第 108 号。その後の改正も含む。以下「信託法」といいます。）第 31 条第 3 項の通知は行わず、それに代えて、信託業法第 29 条第 3 項に基づき提供すべき情報を記載した書面により、受益者に報告するものとします。

第6条 （受託者との取引等）

- (1) 受託者は、必要があると受託者が認めた場合で、かつ、受益者の保護に支障を生じることがないと認められる場合には、信託財産を受託者への預金又は受託者の銀行勘定にて運用することができます。この場合、受託者が店頭に表示する普通預金利率によるものとします。ただし、受託者の別段預金への運用を行う場合には、付利は行いません。

- (2) 前項の場合に加えて、受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ、受益者の保護に支障を生ずることがないと認められる場合には、前条第 2 項に掲げる取引を受託者の銀行勘定(第三者との間において信託財産のためにする取引であって、受託者が当該第三者の代理人となって取引を行う場合を含みます。)、受託者の利害関係人(信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に定める利害関係人をいい、以下同じとします。)、または受託者の他の信託財産との間で、行うことができます。
- (3) 前項に定める取引を行う場合には、取引の種類に応じて、法令の定めに従い、次の各号のいずれかにより行うことができます。ただし、法令が改正された場合は、改正後の法令に従うものとします。
1. 取引所価格または前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額もしくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額に基づく取引条件
 2. 市場価格等に基づく公正な取引条件
 3. 鑑定価格を踏まえて調査した価格に基づく取引条件
 4. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な取引条件
 5. 前各号に準じ、同種および同量の取引を同様の状況下で行った場合に成立することとなる通常の取引条件と比べて、受益者に不利にならない取引条件
 6. 個別の取引ごとに当該取引について重要な事実を開示し、受益者の書面または電磁的方法により同意を得て取引を行う場合の当該同意を得た取引条件
- (4) 受託者は、第 1 項または第 2 項に定める取引を行った場合は、信託法第 31 条第 3 項の通知は行わず、それに代えて、信託業法第 29 条第 3 項に基づき提供すべき情報を記載した書面により、受益者に報告するものとします。
- (5) 受託者は、この信託の目的の達成を不可能または著しく困難にするものでない限り、受託者の銀行勘定または受託者の利害関係人の計算において、受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為を行うことができます。この場合、受託者は、信託法第 32 条第 3 項に定める受益者に対する通知は行いません。

第7条 (信託貸付金の担保および回収)

- (1) 本貸付について担保権の設定または保証の取得は予定されていません。信託貸付金の実行日に、受託者が運用先に対して有する固有財産としての貸付債権等に係る根担保および根保証、または実行日以後に受託者が取得する運用先への固有財産としての貸付債権等に係る根担保および根保証がある場合、当該根担保の実行によって受託者が回収した資金または当該根保証の履行によって受託者が回収した資金は、受託者が運用先に対して有する固有財産としての貸付債権等全額の弁済に充当した後、なお回収した資金の残余がある場合に限り、信託貸付金の弁済に充当される可能性があります。
- (2) 運用先が受託者に対して弁済を行う場合(運用先において法的整理手続の開始の決定がなされ、または解散命令、解散に関する株主総会決議、その他会社法の定める清算事由が発生し、かつ当該手続きもしくは状態が継続している場合を含みます。))において、受託者が運用先に対して信託貸付金以外の貸付債権等を有するときは、受託者は信託貸付金および信託貸付金以外の期限の到来している貸付債権等に対し、その債権残高に按分比例して充当するものとします。
- (3) 受託者は、必要があると受託者が認めた場合で、かつ、受益者の保護に支障を生ずることがないと認められる場合には、運用先に対する信託貸付金返還請求権と受託者の運用先に対する預金返還債務その他の債務(受託者の固有財産または他の信託の信託財産がその履行の責任を負担する債務を含みます。))とを、かかる債務の期限のいかんにかかわらず、対当額で相殺することができるものとします。

第8条 (信託事務の委託)

- (1) 受託者は、信託事務の遂行にあたり、以下の事務(いずれも法令等で認められる範囲に限るものとし、以下「信託委任事務」といいます。)を、受益者が指名する第三者に委託することができるものとします。
1. 受益者の氏名、住所等の変更にかかる受益者から受託者への届出の取次並びに受益者の本人確認
 2. 受益者の死亡および相続の発生等にかかる受益者から受託者への届出の取次並びに相続人の確定
 3. 中途解約にかかる受益者から受託者への届出の取次
 4. 受益者から受託者に対する各種照会等の取次
 5. この信託約款に基づく収益分配および元本償還にかかる受益者への金銭の交付事務
 6. 受益者から受託者への各種書面の発行依頼の取次。なお、かかる発行依頼は、受託者所定の書式で行わせるものとします。
 7. 犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」といいます。)等に基づき、受託者が履行すべき義務のうち、受託者が指定するものの履行(犯収法第6条に基づく確認記録の保存等を含みますが、これに限られません。)
 8. その他上記1から7までに付随する業務(届出書類の受託者への交付、受益者の死亡や相続人確定に際しての死亡届および戸籍謄本その他の関連書類の受領および受託者への交付を含むがこれに限られません。)
- (2) 委託者は、当初の受益者として、本項をもって、前項の委託先としてソニー銀行を指名します。受託者は、かかる指名に従って委託先としてソニー銀行を選任し、ソニー銀行との間において信託事務委任契約を締結するものとします。
- (3) ソニー銀行は、信託委任事務全部につき引き続き自ら責任を負うことを条件として、受託者の事前の書面による承諾を得て、信託委任事務の全部またはその一部を、法令等で認められた範囲において第三者に再委託することができるものとします。
- (4) 受託者は、前各項に定めるほか、以下の業務を、委託された信託業務を的確に遂行することができる者であると認める第三者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することがあります。
1. 信託財産の保存行為にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 受託者のみの指図により、委託された信託財産の処分等を行う業務
 4. 受託者の業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第9条 (信託財産の管理)

受託者は、信託財産について、その計算を明らかにする方法により、固有財産および他の信託財産に属する財産から分別して管理するものとします。

第10条 (信託勘定・元本補填・利益補足・予定配当率・損失の危険)

- (1) 受託者は、以下の各勘定を設定し、合同運用財産に属する金銭を、以下の各勘定において管理するものとします。
1. 合同運用財産元本勘定
 2. 合同運用財産収益勘定
- (2) 合同運用財産においては、合同運用財産に属する信託金、信託貸付金の元本回収金、信託貸付金の譲渡代金(信託貸付金の金額を超過する価額で譲渡した場合の当該超過額を除きます。)、および余資運用にかかる払戻金(利息を除きます。)を合同運用財産元本勘定に記帳し、信託貸付金の利息、余資運用にかかる利息、およびその他の合同運用財産に属する金銭を合同運用財産収益勘定に記帳するものとします。
- (3) 受託者は、信託財産の運用に関し、元本の補填および利益の補足は行いません。また預金保険の適用はありません。
- (4) 受託者は、金融情勢等を勘案の上、予定配当率を決定します。なお、受益者に分配する収益金の額は第13条に定

める方法により計算し、受益者に通知した予定配当率は、これを保証するものではなく、また、いかなる場合も、第 13 条第 1 項に基づき算定される金額を超える収益金の分配がなされることはありません。

- (5) 信託財産の運用にあたっては、運用先の債務履行状況等により、信託財産の欠損(信託元本における欠損を含みません。)が生じることがあります。

第11 条 (租税・事務費用)

信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は、信託財産の中から支払います。なお、受託者は、信託事務処理に必要な諸費用について合同運用財産から前払を受ける必要があると判断した場合には、受益者に対する通知を行うことなく、当該前払を受けることができるものとし、この場合、受託者は、信託法第 48 条第 3 項本文に定める通知を行うことを要しないものとします。

第12 条 (計算期日)

- (1) 信託財産に関する計算期日は、2027 年 10 月 18 日を初回とする毎年 10 月 18 日(ただし、該当日が営業日でない場合は、その翌営業日)、または、第 15 条もしくは法令に基づき信託が終了した日(以下「信託終了日」といいます。)とします。
- (2) 受託者は、各計算期日において、計算期間における損益の計算を行います。なお、「計算期間」とは、直前の計算期日(同日を含みません。ただし、初回は信託設定日(同日を含みます。))とします。)から当該計算期日(同日を含みます。))までの期間をいいます。

第13 条 (利益処分)

- (1) 各計算期日の 2 営業日後の日(以下「分配金支払日」といいます。))において、合同運用財産収益勘定に属する金銭は、次の順位および方法により処理します。
1. 弁済期の到来した租税を支払います。
 2. 弁済期日の到来した諸経費(ソニー銀行に支払う信託受益権の募集の取扱い等の委託に係る手数料、信託事務委任手数料等を含み、信託報酬は含みません。以下同じとします。)を支払います。
 3. 当該分配金支払日に対応する計算期間における信託報酬として、第 14 条第 1 項に定める信託報酬を支払います。
 4. 各受益者に対して、第 4 項に定める繰延収益分配額(もしあれば)に満つるまで、同項に定める繰延対象計算期間の収益金の分配として支払います。なお、第 4 項に定める繰延対象計算期間を異にする繰延収益分配額が複数ある場合には、繰延対象計算期間の前後によって順位をつけるものとし、繰延対象計算期間が前のものから順に支払います。
 5. 各受益者に対して、当該分配金支払日に対応する計算期間における収益金の分配として、以下に定める算式により計算される収益金の予定分配額を支払います。

(算式)

各受益者に対する収益金の予定分配額：単位予定配当額×各受益者が保有する口数

(単位予定配当額)

当該分配金支払日に対応する計算期間の初日における一口当たりの信託元本の額×予定配当率×当該計算期間にかかる計算期日の直前の計算期日(同日を含みます。ただし、初回は信託設定日(同日を含みます。))とします。)から当該計算期間にかかる計算期日(同日を含みません。))までの実日数÷365 日(セント未満を切り捨てます)

6. 残額につき、第 14 条第 2 項に定める追加信託報酬として支払います(ただし、第 15 条第 1 号ただし書きに該当する場合は、合同運用財産元本勘定に振替えます。)

(2) 前項の処理に際して、同順位の支払・留保が複数ある場合で、当該順位にかかる支払・留保に要する全額に合同運用財産収益勘定に属する金銭の残高が不足する場合は、各支払・留保の額に応じて按分した金額の支払・留保を行うものとします。なお、かかる按分計算により端数が生じる場合には、別途定める場合を除き、セント未満切り捨ての端数処理を行うものとします。

(3) 前項の定めにかかわらず、第 1 項第 4 号までの処理をした後の合同運用財産収益勘定に属する金銭が同項第 5 号に定める金額の総額に満たない場合は、各受益者に対して、当該分配金支払日に対応する計算期間における収益金の分配として、以下に定める算式により算出される金額を支払います。

(算式)

各受益者に対して支払う金額：第 1 項第 4 号までの処理をした後に合同運用財産収益勘定に属する金銭の額 ÷ 各受益者が保有する口数の合計数 × 各受益者が保有する口数(セント未満を切り捨てます)

(4) 前項に定める場合には、当該分配金支払日が最終の分配金支払日である場合を除き、第 1 項第 5 号に定める各受益者に対する収益金の予定分配額の支払に不足する金額(かかる不足金額を「繰延収益分配額」といいます。)の支払が、その直後に到来する分配金支払日に繰り延べられるものとし、以降も同様とします(なお、この場合の、繰り延べられた収益金の分配にかかる計算期間を「繰延対象計算期間」といいます。)。なお、第 1 項第 4 号に基づく支払が行われた場合には、その支払額につき繰延収益分配額が逦減するものとし、また、本項による繰り延べが生じた場合であってもこれによる収益金の分配の追加または遅延損害金等は発生しないものとします。

(5) 第 3 項の定めにかかわらず、第 1 項第 3 号までの処理をした後(ただし、同項第 4 号に基づき先順位の繰延収益分配額の支払をした場合には当該支払をした後とします。以下本項において同様とします。)の合同運用財産収益勘定に属する金銭が一の繰延対象計算期間にかかる繰延収益分配額の総額に満たない場合には、各受益者に対して、当該繰延対象計算期間における収益金の分配として、以下に定める算式により算出される金額を支払います。

(算式)

各受益者に対して支払う金額：第 1 項第 3 号までの処理をした後に合同運用財産収益勘定に属する金銭の額 ÷ 各受益者が保有する口数の合計数 × 各受益者が保有する口数(セント未満を切り捨てます)

(6) 受益者に対する分配金の支払いは、各分配金支払日に、ソニー銀行に開設された各受益者名義の米ドル普通預金口座に入金する方法により行います。なお、受益者につき相続が開始した後、第 19 条第 4 項の規定に基づき承継手続が行われる前に各分配金支払日が到来した場合も同様とします。

(7) 受託者は、受益者に対する分配金の支払いにあたり、適用される源泉所得税(地方税を含む。以下同じとします。)相当額を米ドル建で算定し、控除して支払うものとします。

第14 条 (信託報酬)

(1) 受託者は、各分配金支払日において、対応する各計算期間の信託報酬として、当該計算期間の初日における信託元本の額に 0.14%を乗じ、当該計算期間にかかる計算期日の直前の計算期日(同日を含みます。ただし、初回は信託設定日(同日を含みます。))とします。)から当該計算期間にかかる計算期日(同日を含みません。)までの実日数を乗じ 365 で除す方法により計算された金額(セント未満の端数は切り捨てます。)を信託財産の中から受領します。

(2) 前項に定める信託報酬に加え、受託者は、第 13 条第 1 項第 6 号および第 22 条第 2 項に基づき追加信託報酬を受領します。

第15 条 (信託の終了事由)

この信託は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、それぞれ以下の各号に定める日（同日が営業日でない場合には、その翌営業日とします。）に終了します。

1. 信託期間満了予定日が到来した場合には、当該日。ただし、同日において信託貸付金の全部または一部について回収がなされていない場合には、信託期間満了予定日後に、(i)信託貸付金が全額弁済される日、または、(ii)信託貸付金の全部の換価処分が完了する日のいずれか早く到来した日
2. 信託期間満了予定日が到来する前に、信託貸付金が全額弁済された場合、または、信託貸付金の全部の換価処分がなされた場合には、当該日
3. 第17条第2項の定めにより、この信託契約が解約される場合には当該日
4. 第17条第3項の定めにより、この信託が終了される場合には当該日
5. 第17条第5項の定めにより、この信託が解除されたとみなされる場合には当該日
6. 第26条第5項の定めにより、受益者が受託者に対して信託受益権の買取り請求した場合には当該買取りの請求があった日の直後の計算期日
7. 受託者が、経済情勢の変化その他相当の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能または著しく困難であると認めた場合には、当該事由が発生した日
8. その他法令に基づきこの信託が終了する場合には当該日

第16条（受益権の分割）

委託者または受益者は、信託受益権の分割を行うことはできません。

第17条（信託の解約等）

- (1) この信託契約は解約することはできません。
- (2) 前項にかかわらず、受託者は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、この信託契約の解約ができるものとします。
 1. 委託者または受益者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当する場合。
 2. 委託者または受益者が、次のAないしEのいずれかに該当する場合。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 3. 委託者または受益者が、自らまたは第三者を利用して次のAないしEのいずれかに該当する行為をした場合。
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いて受託者の信用を棄損し、または受託者の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
 4. この信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、また

はそのおそれがあると合理的に認められる場合。

- (3) 第 1 項にかかわらず、受益者（以下の 1 の場合はその相続人）が次の各号の一にでも該当したとして受託者にこの信託契約の終了を請求し、受託者がやむをえないと認めて承諾した場合は、この信託契約を終了させることができるものとします（ただし、この信託契約の一部を終了させることはできません。）。なお、受益者が本項に基づきこの信託契約の終了を請求した場合において、受託者が信託委任事務の委託先であるソニー銀行を通じて受益者に請求した場合、受益者は、受益者が次の各号の一に該当したことを証する書面を提示しなければならないものとします。
1. 受益者が死亡したとき
 2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 3. 受益者が破産手続開始の決定を受けたとき
 4. 受益者が疾病等により生計を維持できなくなったとき
 5. その他前四号に準じる事由があるものとして受託者が認めるとき
- (4) 次の各号の一にでも該当している場合には、受託者は前項に基づく承諾をしないものとします。
1. 受託者が前項に基づく終了の請求を受けた時点において、第 5 条第 2 項に基づき管理運用されている銀行普通預金または受託者の銀行勘定向けの貸付残高が、信託受益権の元本金額を下回る場合
 2. 受託者が前項に基づく終了の請求を受けてから第 22 条第 4 項に基づく支払を行うまでの間に第 5 条第 2 項に基づき管理運用されている銀行預金または受託者の銀行勘定向けの貸付残高が信託元本の金額を下回ることが、受託者が前項に基づく終了の請求を受けた時点において見込まれる場合
- (5) 第 1 項にかかわらず、委託者が信託設定日までに第 3 条第 1 項に定める交付を行わない場合には、信託設定日をもって当然にこの信託契約は解除されたものとみなし、この信託契約に係る委託者および受益者たる地位を失うものとします。なお、かかる場合には、委託者は、受託者に対し、かかる解除により受託者に生じた一切の損害を賠償するものとします。
- (6) 受託者は、第 26 条第 5 項に基づき、信託約款の変更に異議のある受益者から信託受益権の買取請求を受けた場合を除き、いかなる場合であっても信託受益権を買取る義務を負いません。
- (7) 委託者および受益者は、その合意により受託者を解任することはできないものとします。

第18条（受益権のセキュリティトークンによる管理）

- (1) 受益権の発行、管理および譲渡は、プラットフォームサービス契約に基づき、Securitize Japan 株式会社が提供するシステム（以下「システム」といいます。）上に作成される、受益権に関する残高および譲渡等に係る情報を電磁的に記録したデータ（以下「データベース」といいます。）を利用して行うものとします（以下、データベース上の記録である財産的価値を「セキュリティトークン」といいます。）。
- (2) 受益者は、ソニー銀行を通じて、セキュリティトークンの管理、移転などの取引を行うものとします。そのため、ソニー銀行は、受益者から委託を受けて、データベースにおいてセキュリティトークンを移転するために必要な情報等を保管します。
- (3) 受託者は、信託設定日において、委託者をセキュリティトークンの当初の名義人としてデータベースに記録します。
- (4) 受託者は、受益者が行使することができる権利の行使日の前営業日時点におけるデータベースにおいて受益者として記録された者（以下「基準時受益者」といいます。）のみを、受益者として取り扱うものとします。受託者がこの信託契約に基づき受益者に対して負う債務その他一切の義務は、基準時受益者に対して履行することにより、これを果たしたものとみなされるものとし、受益者は、これを異議なく承めます。
- (5) 受託者は、この信託契約のその他の規定にかかわらず、受益者に対する通知、報告、その他この信託契約に基づく

権利の行使または義務の履行を行う場合には、ソニー銀行を通じて書面もしくは電磁的方法により行うものとし、受益者は、これを異議なく承します。受益者は、受託者に対する請求、通知、報告、その他この信託契約に基づく権利の行使または義務の履行を行う場合には、ソニー銀行を通じて書面もしくは電磁的方法により行うものとし、それ以外の方法にはよらないものとします。

- (6) システムトラブルその他の理由(以下「システムトラブル等」といいます。)によりシステムが利用できない場合、受託者は、システムトラブル等によりシステムが利用できなくなった日の前営業日時点におけるデータベースにおいて受益者として記録された者を受益者として扱うものとします。システムの利用再開が見込めない場合、受託者は、ソニー銀行を通じて、受益者に対して通知をすることにより、システムの利用を終了し、受益権の譲渡を可能にするための代替手段を講じるものとします。
- (7) 受託者は、システムトラブル等により生じた損害については、受益者に対して一切の責任を負いません。
- (8) 受益権およびセキュリティトークンの管理に関する事項は、この信託契約の他、別途受託者が定める事務取扱要領に従うものとします。

第19条 (受益権の譲渡、質入、相続による承継等)

- (1) 受益者は、いかなる場合でも、信託受益権について、譲渡、質入、譲渡担保その他の担保提供等の処分(以下「譲渡等」といいます。)を行うことはできません。
- (2) 前項の規定にかかわらず、受益権の譲渡は、次項に定めるところに従い、当該受益権の譲渡に係る受託者の承諾が行われた場合に限り、データベース上の譲渡希望受益者(以下で定義します。)名義のセキュリティトークンの残高の減算および譲受希望受益者(以下で定義します。)名義のセキュリティトークンの残高の加算により行われるものとし、当該方法以外の方法により、受益権の譲渡を行うことはできないものとします。
- (3) 受益権を譲渡しようとする受益者(以下「譲渡希望受益者」といいます。)は、当該受益権の譲渡を受けようとする者(以下「譲受希望受益者」といいます。)と共同で、ソニー銀行を通じて、受託者に対して受益権譲渡承諾依頼書兼承諾書を提出することにより、データベース上の自己名義のセキュリティトークンの残高の減算に必要な手続(以下「譲渡手続」といいます。)を行うことができます。譲渡手続が行われ、受託者が当該受益権の譲渡を承諾した場合には、譲渡希望受益者が譲渡を希望した受益権口数相当分について、データベース上で譲渡希望受益者名義のセキュリティトークンの残高の減算が行われ、同口数相当分について譲受希望受益者名義のセキュリティトークンの残高の加算が行われるものとし、これにより譲渡希望受益者から譲受希望受益者へ受益権の譲渡の効力が発生するものとします。但し、受託者は、当該受益権の譲渡の承諾について原則として行わないものとします。
- (4) 前各項の規定にかかわらず、受益者につき相続が開始した場合、当該受益者(以下「承継元受益者」といいます。)の有する受益権を相続により承継した者(以下「承継先受益者」といいます。)は、遺産分割協議その他の相続に係る所定の手続完了後、ソニー銀行を通じて、この信託が終了するまでに受託者に対して受託者が別途指定する書面を提出することにより、データベース上に自己名義のセキュリティトークンの残高を加算するために必要な手続(以下「承継手続」といいます。)を行うことができます。承継手続が行われた場合には、データベース上で承継元受益者名義のセキュリティトークンの残高の減算が行われ、減算口数相当分について承継先受益者名義のセキュリティトークンの残高の加算が行われるものとします。この場合、受託者は、所定の書面に確定日付を付すことにより、当該譲渡に係る対抗要件を具備させるものとします。

第20条 (マネー・ローンダリング等にかかる取引の制限)

- (1) 受託者は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者または受益者が正当な理由なく指定された期限までに回答

しない場合、受託者は、信託契約の締結等のこの信託約款に基づく取引の一部を制限する場合があります。

- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情を考慮して、受託者がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、受託者は、信託契約の締結等のこの信託約款に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前二項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者または受益者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと受託者が認める場合、受託者は当該取引の制限を解除します。

第21条（最終計算）

- (1) この信託が終了したとき（ただし、第15条第3号ないし第6号による終了を除きます。）は、受託者は、信託終了日を計算期日として第13条の収益計算を行い、最終計算書を作成します。また、この信託が第15条第3号、第4号または第6号により終了したときは、次条第3項、第4項または第5項に定めるところに従い受益者に対する信託元本の償還（第15条第6号による信託の終了に伴う収益金の分配が行われる場合は、当該収益金の分配を含みます。）を行い、最終計算書を作成します。最終計算書については、受益者の承認を求めるものとします。なお、支払が信託終了日の翌日以降になる場合であっても、当該信託終了日から支払日までの期間については、付利は行わないものとします。
- (2) 信託終了の場合、受託者が前項の承認を求めた日から1ヶ月以内に受益者が異議を述べなかったときは、当該計算を承認したものとみなします。

第22条（信託財産の交付）

- (1) 受益者に対する信託元本の償還は、ソニー銀行に開設された受益者名義の米ドル普通預金口座に入金する方法により支払います。なお、受益者につき相続が開始した後、第19条第4項の規定に基づき承継手続が行われる前にこの信託が終了した場合も同様とします。
- (2) 第15条（ただし、同条第3号ないし第6号を除きます。）によりこの信託が終了した場合には、信託終了日の2営業日後の日において、合同運用財産元本勘定に属する金銭をもって、信託元本の償還を行います。ただし、合同運用財産元本勘定に属する金銭が、信託元本の償還に要する金額に不足する場合には、以下に定める算式により計算される金額を、信託元本の償還として、各受益者に対して支払います。なお、本項に基づく信託元本の償還を行った後に合同運用財産元本勘定に残存する金銭がある場合には、第14条第2項に定める追加信託報酬として受託者が受領します。

（算式）

合同運用財産元本勘定に属する金銭の額 ÷ 各受益者が保有する口数の合計数 × 各受益者が保有する口数（セント未満の端数は切り捨てます）

- (3) 第15条第3号によりこの信託が終了した場合には、この信託約款に基づき運用方法を同じくする他の信託契約により設定された信託が第15条第3号ないし第6号に相当する以外の事由により終了する場合の信託終了日の2営業日後の日において、前項の規定に準じた方法により計算された金額を、受益者に対する信託元本の償還として支払うものとします。なお、第13条その他この信託約款の他の規定にかかわらず、最終の計算期間にかかる受益者に対する収益金の分配その他の第13条に定める信託財産内の金銭の処理は行わないものとします。
- (4) 第15条第4号によりこの信託が終了した場合には、当該信託の信託終了日以降、所定の手続完了後に、信託終了日時点における信託元本の金額を、受益者に対する信託元本の償還として支払うものとします。なお、第13条その

他この信託約款の他の規定にかかわらず、最終の計算期間にかかる受益者に対する収益金の分配その他の第 13 条に定める信託財産内の金銭の処理は行わないものとします。

- (5) 第 15 条第 6 号によりこの信託が終了した場合には、信託終了日の 2 営業日後の日に第 13 条に定める処理を行うほか、必要な場合は信託貸付金の一部元本を回収の上、信託終了日の 2 営業日後の日において、合同運用財産元本勘定に属する金銭をもって、受益者に対する信託元本の償還として支払うものとします。
- (6) 第 15 条第 1 号ただし書きに該当する場合、信託終了日以外の各計算期日の 2 営業日後の日においても、第 2 項ただし書きの規定に準じた方法により計算された金額を、受益者に対する信託元本の償還として支払うものとします。

第23 条 （受益者への報告）

- (1) 受託者は、以下の事項について、それぞれ以下に定める方法により、受益者に報告し、または受益者の閲覧に供します。なお、受託者は、受益者からの申出等を勘案し、受託者の合理的な裁量により、次の各号の書面または当該書面に記載されるべき情報をいずれも電磁的方法にて交付または提供することができるものとします。
 - 1. 第 13 条により分配する収益金に関する事項
計算期日に収益計算を行い、収益計算書を受益者に交付します（但し、当該計算期日が信託期間満了予定日である場合、本 1 の事項については本項 2 の最終計算書に含めるものとします。）。
 - 2. 信託終了時の最終計算に関する事項
信託終了時に最終計算書を作成し、受益者に交付します。
 - 3. 合同運用財産に属する主要な信託財産の状況に関する事項
計算期日に信託財産状況報告書（信託業法第 29 条第 3 項に基づき提供すべき情報を記載した書面および信託法第 37 条第 2 項の書類を含みます。）を作成し、受益者に交付します。
- (2) 受益者は、信託法第 37 条第 2 項の書類の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、同法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求はできないものとします。受託者は、信託委任事務の委託先であるソニー銀行を通じて受益者の要請があり、閲覧の必要性があると認められ、かつ当該要請が適時になされた場合、受益者が信託委任事務の委託先であるソニー銀行を通じて受託者が別途定める書面を提出することにより守秘義務を負担することを前提として、受託者の本店営業部において受託者と受益者の間であらかじめ合意した営業時間内に、対象となる情報を受益者による閲覧に供するものとします。なお、受託者は、(i)信託貸付金の残高に関する情報、その他受託者が必要と認めた情報、並びに、(ii)運用先に関する情報のうち、受託者が必要と認めた情報に限定して、受益者による閲覧または謄写に供するものとします。
- (3) 受託者は、この信託約款に定めのあるもののほかは、信託法に定める受益者への通知を行わないものとします。ただし、法令に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが法令に違反するものについては、この限りではありません。

第24 条 （善管注意義務）

- (1) 受託者は、信託貸付金について、受託者が有する自己の資産およびこの信託以外の信託に属する資産と同等の注意をもって、管理を行うものとします。
- (2) 受託者は、運用先に対していかなる場合においても担保の設定または保証を請求する義務を負担しません。
- (3) 受託者は、この信託約款の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、信託事務を遂行するかぎり、原因の如何にかかわらず一切の損害について責任を負いません。
- (4) 受託者がこの信託約款や法令に基づく任務を怠った場合において、信託財産に損失が生じたことにかかる措置につ

いては、信託財産に対し金銭によるてん補の方法により行うものとします。

- (5) 前項の場合において、信託財産に変更が生じたことにかかる措置について、原状回復が適当であると受託者が判断する場合は、この信託約款の信託目的に則し受託者が合理的と考える原状回復の方法により行うものとします。ただし、原状回復が適当でないと受託者が認める場合は、この限りではありません。

第25条（権利の消滅）

受託者の責に帰さない事由によって、第13条の収益金の分配、または第22条の信託財産の交付ができない場合、受益者が信託終了日の後10年間受託者に対してその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、信託財産は受託者に帰属するものとします。

第26条（信託約款の変更）

- (1) 受託者は、信託約款の変更の内容が(i)受益者の一般の利益に適合し、又は(ii)信託契約の目的に反せず、かつ、当該変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合には、受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示によって、この信託約款を変更できるものとします（疑義を避けるため付言すると、信託法第103条第1項各号に掲げる事項に係る変更は含まれません。）。この場合において、受託者は、受益者への通知、インターネット上での周知その他の一般に周知方法として適切な手段と考えられる方法によりあらかじめ当該変更を受益者に周知し、1ヶ月以上の期間を置いたうえで当該変更を実施するものとします。
- (2) 受託者は、前項に定める方法による他、委託者及び受益者のすべての同意を得る方法により、この信託約款を変更できるものとします。
- (3) 受託者は、前二項に定める方法に加え、本項ないし第6項の定める方法に従い、この信託約款を変更できるものとします。この場合において、受託者は、兼営法第5条の定めに従って公告の手続をとるとともに、変更する内容、時期等について受益者に通知します。
- (4) 受益者は、前項の公告に定めた期間（1ヶ月以上の期間とします。）内に限り、この信託約款の変更について異議を述べることができます。
- (5) 前項の信託約款の変更に異議のある委託者または受益者は、受託者に対して信託受益権の買取りを請求することができます（受益者が受託者に対して信託受益権の買取り請求を行った場合にも、解約手続をもってこれに替えるものとします。）。この場合、第17条第1項の規定にかかわらず、受託者は解約手続を行うこととしますが、その解約は、本項に基づく買取りの請求があった日の直後の計算期日をもって行います。
- (6) 委託者および受益者が第4項の期間内に異議を述べなかった場合には、この信託約款の変更を承諾したものとみなします。
- (7) この信託約款は、受託者の承諾なく前各項に掲げる以外の方法による変更はできません。

第27条（届出事項）

次の場合には、委託者、その相続人または受益者は、直ちに信託委任事務の委託先であるソニー銀行を通じて受託者に通知のうえ受託者所定の手続をとるものとします。当該手続の前に生じた損害について、受託者は一切の責任を負いません。

1. 取引報告書を喪失し再発行が必要なとき。
2. 委託者、受益者、代理人または同意者もしくはそれらの代表者について、住所、氏名、名称その他届出事項に変更が生じたとき。
3. 委託者、受益者、代理人または同意者が死亡したとき、もしくはその行為能力に変動があったとき。

第28条（通知）

- (1) この信託契約に関する受益者への通知、報告等は、届出られた宛先に対して、直接の交付、郵送その他配達、ファクシミリ、インターネットによる通信等（いずれの方法においても受領の確認ができるものに限る。）にて行うものとします。
- (2) 届出のあった宛先にあてて受託者が通知または送付書類を発送した場合には、到着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 前項の規定は、受託者が委託者、または受益者の住所を知ることができず、通知または送付書類を発送できない場合にも適用します。

第29条（法令の適用）

- (1) この信託には、信託法および信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年12月15日法律第109号）による改正後の法律が適用されるものとします。
- (2) この信託約款に定める法令の改正（引用条文の項番の変更等を含む。）が生じたときは、相当する改正後の法令が適用されるものとします。

第30条（債権放棄特約および破産手続申立権の放棄）

- (1) 委託者および受益者は、この信託に基づく信託財産について、破産手続開始の申立てその他これらに類似する申立てをしないものとします。
- (2) この信託約款の他の規定にかかわらず、この信託に基づく受託者の委託者および受益者に対する債務（以下「本債務」といいます。）の支払は、この信託に基づく信託財産（以下「責任財産」といいます。）のみを引当として、その範囲内でのみ行われ、受託者の本債務についての責任は受託者の固有財産および他の信託の信託財産に一切及ばないものとします。ただし、受託者の信託事務の履行にかかる善管注意義務その他の義務違反による損害賠償債務については、この限りではありません。
- (3) この信託に基づく責任財産の金額が、本債務の支払額に対し不足する場合には、当該不足額について、委託者、受益者の有する債権は当然に消滅するものとし、かかる不足額に対応する債務も消滅し、復活することはないものとします。

第31条（氏名開示請求）

受託者は、一の受益者から他の受益者の氏名または名称、および住所並びに他の受益者が有する信託受益権の内容を開示するよう請求を受けた場合であっても、当該事項の開示は要しないものとします。

第32条（端数処理）

この信託の計算においてセント未満の端数が生じた場合には、この信託約款に別段の定めがある場合を除き、切り捨てるものとします。また、その他の計算において端数等の調整が必要な場合は、受託者の裁量により処理することができるものとします。

第33条（存続条項）

この信託の終了後においても、第25条、第30条ないし第34条は有効に存続するものとします。

第34条（準拠法および管轄裁判所）

この信託約款の準拠法は日本法とします。また、この信託約款に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には受託者の本店営業部の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第35 条 （受託者の公告の方法）

受託者は、法令に別段の定めがある場合を除き、日本経済新聞に掲載する方法により公告を行います。なお、受託者は、公告の方法を変更することがあります。

第36 条 （法令の適用）

- (1) この信託には、信託法および信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年 12 月 15 日法律第 109 号）による改正後の法律が適用されるものとします。
- (2) この信託約款に定める法令の改正（引用条文の項番の変更等を含む。）が生じたときは、相当する改正後の法令が適用されるものとします。

〈指定紛争解決機関〉

受託者が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人信託協会（連絡先：信託相談所、電話番号：0120-817-335 または 03-6206-3988）です。

(信託約款別紙 1:貸付要項)

運用先	ソニー銀行株式会社
貸付人	受託者たる三井住友信託銀行株式会社
資金用途	GIC Private Limited および米ソニー・ミュージックグループ (Sony Music Group) との音楽カタログ資産の投資パートナーシップへの投資
契約形態	金銭消費貸借契約 (以下「本金銭消費貸借契約」といいます。)
貸付金額	最大 1,000 万米ドル (ただし、米ドル建実績配当型合同運用指定金銭信託 (商品名: 米ドル建投資パートナーシップファイナンスデジタル証券 (2026 年第 1 号)) の信託元本の合計額から受託者が合理的に決定する一定の留保額を控除した額を上限とします。)
貸付実行予定日	2026 年 10 月 19 日 (信託設定日と同日)
返済期日	2027 年 10 月 18 日 (信託期間満了予定日と同日)
返済方法	期限一括返済
利払日	2027 年 10 月 18 日を初回とする毎年 10 月 18 日 (同日が営業日でない場合にはその翌営業日) 及び返済期日
利息計算期間	各利払日の直前の利払日 (同日を含む。) から各利払日 (同日を含まない。) までの期間をいう。但し、第 1 回目の利息計算期間は、貸付実行予定日 (同日を含む) から 2025 年 6 月 3 日 (但し、同日が営業日でない場合にはその翌営業日とする。) (同日を含まない。) までの期間とし、最後の利息計算期間は、最後の利払日の直前の利払日 (同日を含む。) から最後の利払日 (同日を含まない。) までの期間とする。
適用利率	5.15231% (年率)
利息算出方法	$a \times b \times c \div 365$ a = 利息計算期間の期初における本貸付の未返済元本残高 (但し、当該利息計算期間中 (当該利息計算期間の初日である直前の利払日を含む。) において期限前弁済が行われた場合は、当該利息計算期間の期初における本貸付の未返済元本残高から当該期限前弁済に係る元本金額を控除した残額とする。) b = 利息計算期間に係る適用利率 c = 利息計算期間に属する実日数
遅延損害金	年 14%
担保	無担保
期限前弁済	借入人都合による期限前弁済は不可
費用の負担	借入人は、本金銭消費貸借契約書の作成、その他本金銭消費貸借契約書に関して必要な一切の費用を負担します。
準拠法	日本法

有価証券届出書抜粋

【有価証券届出書】

第一部【証券情報】

第1【内国信託受益権の募集（売出）要項】

1【内国信託受益権の形態等】

米ドル建実績配当型合同運用指定金銭信託（商品名：米ドル建投資パートナーシップ ファイナンスデジタル証券（2026年第1号））（以下「本信託」といいます。）の受益権（以下「本受益権」又は「本商品」といいます。）は、記名式（※1）の合同運用指定金銭信託受益権（※2）です。

（※1）本受益権について、証券は発行されず、また、通帳及び証書でのお取扱いはありませんが、三井住友信託銀行株式会社（以下「当社」又は「本受託者」といいます。）が、受益者の氏名を管理します。

（※2）合同運用指定金銭信託とは、運用方法を同じくする信託金を信託約款に指定された範囲で合同運用し、その収益を信託金額及び期間に応じて受益者に交付する金銭信託をいいます。本受益権は、合同運用指定金銭信託の受益権です。本信託の運用の基本方針並びに運用対象及び方法については、下記「第二部 信託財産情報 第1 信託財産の状況 3 信託の仕組み (1) 信託の概要 ② 信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項 (イ) 運用の基本方針について」及び同「(ロ) 運用対象及び方法」をご参照ください。

本受益権は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）第2条第3項に定める電子記録移転権利に該当する、金融商品取引法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権であり、金融商品取引法第2条第3項に規定する「第一項有価証券」に該当します。本受益権の受益者（以下「本受益者」又は「お客さま」といいます。）となる者は、ソニー銀行株式会社と本受益権の管理等に関する契約（以下「保護預り契約」といい、また、保護預り契約の当事者としてのソニー銀行株式会社を指して、以下「取扱登録金融機関」といいます。）を締結する必要があります。本受益権に関して、本受託者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（注） 本受益権は、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第1号に掲げる電子記録移転権利に該当する権利であり、金融商品取引法第5条第1項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第2条の13第8号に定める特定有価証券であり、また、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。）第1条第5号イに定める内国信託受益権です。

本受益権に係る財産的価値の記録及び移転のために用いる技術並びに本受益権の取得及び譲渡のために用いるプラットフォームの詳細は以下のとおりです。

(1) 本受益権に係る財産的価値の記録及び移転のために用いる技術の名称、内容及び選定理由

本受益権の発行、譲渡及び償還を、Securitize Japan株式会社（以下「Securitize」

といいます。)が開発する分散型台帳技術(以下「DLT」といいます。)を用いたコンピュータシステムである「Securitizeプラットフォーム」(以下「Securitize PF」といいます。)にて管理し、本受益権に係る財産的価値の記録及び移転がSecuritize PFへの記録によって行われます。Securitize PFの構成技術としては、「プライベート型」のDLTを採用し、具体的なDLT基盤として「Quorum」を採用しています。各技術の選定理由は以下のとおりです。

① 「プライベート型」DLTの内容及び選定理由

一般に、デジタル証券基盤技術はその特性に応じて大きく2種類のものに大別されます。

1つ目は「パブリック型」と呼ばれる誰でもノード(ネットワークに参加する者又は参加するコンピュータ等の端末のことをいいます。以下同じです。)としてのネットワーク参加が可能なデジタル証券基盤技術です。例として、BitcoinやEthereumのブロックチェーンが挙げられます。2つ目は「プライベート型」と呼ばれる、単独又は許可された特定の参加者のみがノードとしてネットワーク運用を行うデジタル証券基盤技術です。

Securitize PFは国外において「パブリック型」を用いて安全にセキュリティ・トークンを扱っている実績があり、さらに「プライベート型」も選択することが可能になっています。一方、現在までの国内のセキュリティ・トークンの事例においては、顧客資産の流出防止の観点から、セキュリティ確保の蓋然性が高い「プライベート型」が選定されています。「プライベート型」の持つ以下の特性は、セキュリティリスクを極小化する観点から、より望ましい技術として本受託者は評価し、本受益権に係るDLTとして「プライベート型」を選択しています。

(イ) ネットワークにアクセス可能な者が限定可能

「パブリック型」では不特定多数の主体がネットワークにアクセスすることが可能ですが、「プライベート型」ではアクセス範囲の限定が可能です。

(ロ) トランザクションを承認し得るノードの限定・選択が可能

「パブリック型」では誰でもブロックチェーンに取り込まれるデータを承認するノードとして参加することができるため、不特定の者がネットワーク上でトランザクション(価値データを移転する記録をいいます。以下同じです。)を承認することが可能ですが、「プライベート型」ではブロックチェーンに取り込まれるデータを承認することができるノードとして参加するためにはネットワーク運営者の許可が必要なため、データの承認者が限定され、また特定の者を選択することも可能です。

(ハ) トランザクション作成者の特定が容易

Securitize PFでは、「パブリック型」においても、デジタル証券基盤技術上で公開されているアドレスを、その保有者の氏名・住所等の本人情報と紐づけることが可能であり、ネットワーク上でトランザクションを作成することが可能なアドレスや価値データの移転先アドレスは本人情報と紐付けられたアドレスに限定することが可能です。これにより、「パブリック型」でも安全な取引が可能になっていますが、「プライベート型」ではブロックチェーンに取り込まれるデータを承認できるノードの保有者が特定されているため、アクセス元を解析するこ

とで、誰がいつトランザクションを書き込んだかも含めて追跡することが可能です。

② DLT基盤「Quorum」の内容及び選定理由

「Quorum」は、「ConsenSys」（本社：米国ニューヨーク州、CEO: Joseph Lubin）が開発する「プライベート型」のDLT基盤です。スマートコントラクトにEthereumと互換性があり、データの秘匿化機能を重視している点が特徴です。「Quorum」の有する以下の特徴から、「プライベート型」DLTの中でもより望ましい基盤として発行者（本受託者）は評価しています。

（イ）取引情報のプライバシー確保が容易

データ構造上、特定メンバーのみがアクセスできる範囲を必要に応じて調整することが可能となっており、容易にプライバシーを確保することが可能です。

（ロ）高い処理性能と強い整合性の担保

「Quorum」では、高い処理性能とトランザクション・ファイナリティ（処理の整合性）を担保するコンセンサス・アルゴリズム（ブロックチェーンネットワークにおける合意形成の方法）が構築されており、トランザクションの安定性を確保することが可能です。

（2）本受益権の取得及び譲渡のために用いるプラットフォームの名称、内容及び選定理由

本受益権の取得及び譲渡は、Securitize PFを利用して行います。本受益権の募集は、本受益権の募集の取扱いを行うソニー銀行株式会社（本受益権の募集の取扱いを行う当事者としてのソニー銀行株式会社を指して、以下「取扱会社」といいます。）が管理する既存のコンピュータシステム（以下「取扱会社システム」）を通じて行いますが、当該コンピュータシステムはSecuritize PFと連携しています。

・Securitize PFの内容及び選定理由

セキュリティ・トークンの取引を支える仕組みとして、投資家の権利が保全され、譲渡に際しても安定的に権利を移転でき、かつそれらの処理を効率的に実現できるプラットフォームを選択することが重要であると発行者（本受託者）は考えております。発行者（本受託者）は、以下の特徴からSecuritize PFは本受益権の取得及び譲渡のために用いるプラットフォームとして適切であると評価しています。

（イ）セキュリティ・トークンのセキュアな管理

Securitize PFでは、セキュリティ・トークンを移転するために必要な秘密鍵等の情報をSecuritize PFのサーバ環境内で複層のかつ自動的に暗号化して管理しています。

Securitize PFでは、セキュリティ・トークンを移転するために必要な秘密鍵等の情報を投資家自身が保有するか、当該秘密鍵等の情報を投資家に代わって「カストディアン」が管理し、セキュリティ・トークンの譲渡に伴う処理を包括的に実行するかの選択が可能となっています。本件においては、カストディアンとしての三井住友信託銀行株式会社が本受益権に係る財産的価値の記録及び移転に必要な秘密鍵等の情報を管理し、セキュリティ・トークンをセキュアに管理します。

(ロ) 取扱会社とのシステム接続による取引実現

Securitize PFは、取扱会社が投資家に対して提供する取扱会社システムと接続することから、投資家は取扱会社システムを通じてセキュリティ・トークンの取引を行うことが可能です。したがって、取扱会社が提供する取扱会社システムを通じてシームレスなセキュリティ・トークンの取引が実現され、投資家に対して高い利便性を提供することができます。

2【発行数】

該当事項はありません。

3【発行価額の総額】

1,000万米ドルを上限とします。

但し、信託財産の運用状況等によっては、募集の制限や停止を行うことがあります。

4【発行価格】

額面1,000米ドルにつき金1,000米ドル

5【給付の内容、時期及び場所】

(1) 元本について

① 受取時期

元本は、原則として、2027年10月18日（同日が営業日（法令に定める銀行の休日以外の日をいい、以下同じ。）でない場合には、その翌営業日とします。以下「信託期間満了予定日」といいます。）の2営業日後の日に金銭で支払います。

ただし、信託期間満了予定日において、信託貸付金の全部又は一部について回収がなされていない場合には、信託貸付金が全額弁済されるまで、又は信託貸付金の換価処分に必要な期間に応じて、本商品の信託期間が延長されるおそれがあります。また、下記「第二部 信託財産情報 第1 信託財産の状況 3 信託の仕組み (1) 信託の概要 ④その他 (e) 信託の終了について」に記載の信託終了事由に該当する場合、信託期間満了予定日に限らず信託終了し、原則として、信託終了日の2営業日後の日に信託元本を交付します。

なお、信託終了日から信託元本の交付日までの期間については、付利されません。

② 受取場所

取扱会社に開設された本受益者名義の米ドル普通預金口座に振込みます。

(2) 配当金について

① 配当金計算日

配当金は、原則として、計算期日（2027年10月18日を初回とする毎年10月18日（ただし、該当日が営業日でない場合は、その翌営業日、又は信託終了日をいいます。以下同じ。））において計算を行います。

② 課税上の取扱い

本信託は、所得税法第2条第1項第11号に定める「合同運用信託」に該当し、本信託から生じる配当金は利子所得として課税されます。個人の受益者の場合、20.315%（国税15.315%（復興特別所得税を含みます。）、地方税5%）の税金が源泉分離課税されますので確定申告する必要はありません。また、少額貯蓄非課税制度（マル優制度）は利用できません。

さらに、本信託は、実績配当型の合同運用指定金銭信託であり、投資信託に適用される税制の適用はありません。また、少額投資非課税制度（NISA）等の適用もありません。

為替差益は、雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者で、為替差益を含めた給与所得と退職所得以外の所得が年間20万円以下であれば所得税の確定申告は不要です。為替差損は、黒字の雑所得から控除できます。

なお、課税上の取扱いは、税制改正等により将来変更される可能性があります。

③ 計算方法

配当金の額は、原則として、以下の計算式で算出されます。

配当金の額＝単位予定配当額×各受益者が保有する口数

単位予定配当額＝1口当たりの信託元本額（※1）×予定配当率×配当金計算期間に対応する日数（※2）÷365（セント未満は切り捨てます。）

（※1）1口当たりの信託元本額は、当該計算期日にかかる計算期間の初日における1口当たりの元本の額とします。

（※2）配当金計算期間に対応する日数は、当該計算期間にかかる計算期日の直前の計算期日（同日を含みます。ただし、初回は2026年10月19日（以下「信託設定日」といいます。）（同日を含みます。）とします。）から当該計算期間にかかる計算期日（同日を含みません。）までの実日数とします。

④ 受取時期

各計算期日の2営業日後の日に配当金を交付します。

なお、計算期日から配当金の交付日までの期間については、付利されません。

⑤ 受取方法

取扱会社に開設された本受益者名義の米ドル普通預金口座に入金します。

⑥ 受取場所

取扱会社に開設された本受益者名義の米ドル普通預金口座に入金します。

(3) 受益者からの申出による中途解約について

① 中途解約のお取り扱い

本信託は、原則として信託期間中の解約はできません。但し、特別解約事由（※1）に該当し、かつ解約不能事由（※2）に該当しない場合で、本受託者がやむを得

ないと認めたときは、本受益者は、例外的に中途解約の請求を行うことができます。
なお、信託契約について、一部を解約することはできません。

(※1) 特別解約事由

- (a) 受益者が死亡したとき
- (b) 受益者が天変地異その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- (c) 受益者が破産手続開始の決定を受けたとき
- (d) 受益者が疾病等により生計を維持できなくなったとき
- (e) その他これらに準ずる事由があるものとして本受託者が認めるとき

(※2) 解約不能事由

- (a) 中途解約の請求時点で、本信託が信託約款の規定に基づき管理運用している普通預金等の残高が、解約請求の金額（信託受益権の元本金額）を下回る場合
- (b) 本受託者が中途解約の請求を受けてから、解約金（信託受益権の元本金額）を支払うまでの間に、本信託が信託約款の規定に基づき管理運用している普通預金等の残高が解約金（信託受益権の元本金額）を下回ることが中途解約の請求時点で見込まれる場合

② 解約金の計算方法

信託終了日時点における信託元本の金額を、本受益者に対する信託元本の償還として支払います。

③ 解約金の受取時期

信託終了日以降、所定の手続き終了後に金銭で支払います。

④ 解約金の受取場所

取扱会社に開設された本受益者名義の米ドル普通預金口座に振込みます。

(4) 信託約款の変更に伴う解約について

① 信託約款の変更に伴う解約

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号。その後の改正を含みます。）（以下「兼営法」といいます。）第5条に基づき本受託者が金融庁長官の認可を得て本信託の信託約款を変更しようとするときに、当該変更に異議のある委託者又は本受益者は、本受託者に対して本受益権の買取りを請求することができます（本受益者が本受託者に対して本受益権の買取請求を行った場合にも、解約手続をもってこれに替えるものとします。）。この場合、本受託者は解約手続を行うこととします（下記「第二部 信託財産情報 第1 信託財産の状況 3 信託の仕組み (1) 信託の概要 ④ その他 (f) 信託約款の変更及び公告の方法」をご参照ください。）。

② 支払金額の計算方法

信託約款の変更に伴い本信託が解約される場合の支払金額の計算式は、原則として、以下のとおりです。

支払金額＝信託元本＋予定分配額（※）

（※） 予定分配額は、本受益者が本受託者に対して本受益権の買取り請求を行った日の直後の計算期日にかかる計算期間の初日（但し、初回は信託設定日とします。）時点の信託元本額に基づき、上記「(2) 配当金について－③ 計算方法」記載の計算式で算出されます。

③ 支払金額の受取時期

信託約款の変更に伴い本信託が解約される場合の支払金額は、本受益者が本受託者に対して本受益権の買取り請求を行った日の直後の計算期日の2営業日後に金銭で支払います。

④ 課税上の取扱い及び支払金額の受取場所

配当金に関する課税上の取扱い及び支払金額の受取場所については、上記「(1) 元本について ②受取場所」、「(2) 配当金について ② 課税上の取扱い」及び「(2) 配当金について ⑥ 受取場所」をご参照ください。

6【募集の方法】

本受益権については、金融商品取引法で定められる一定数（50名）以上に対する勧誘が行われるものとして、募集（金融商品取引法第2条第3項）を行います。募集の取扱いは、取扱会社としてのソニー銀行株式会社に委託します。なお、本受託者は、当該委託に伴い、取扱会社に対し、信託財産から取扱手数料（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）を支払います。

7【申込手数料】

該当事項はありません。

8【申込単位】

1口以上1口単位（1口は1,000米ドルとします。）

9【申込期間及び申込取扱場所】

(1) 申込期間

2026年7月29日（水）から2026年9月28日（月）

(2) 申込取扱場所

取扱会社の以下のログイン後サイトより申込取扱いを行います。

[URL] <https://sonybank.jp/pages/ka/kaga010a/input/>

10【申込証拠金】

該当事項はありません。

11【払込期日及び払込取扱場所】

(1) 払込期日

信託金の払込期日は、2026年10月19日（月）です。

(2) 払込取扱場所

三井住友信託銀行 本店営業部
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

1 2 【引受け等の概要】

該当事項はありません。

1 3 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

1 4 【その他】

(1) 本受益権の様式

本受益権について、証券は発行されず、また、通帳及び証書での取扱いはありません。

(2) 申込方法

本受益権の申込みは、原則として、名義人本人による手続が必要となります。

本受託者が本受益者に対して交付する一切の書面、報告及び通知が、取扱会社を通じて電磁的方法により提供されることについて、本受益者においてあらかじめ承諾することが必要です。また、本受益者が本受託者に対して行う申出、届出その他の通知は、本受託者が別途指定する場合を除き、原則として取扱会社を通じて電磁的方法により行うことが必要となります。

また、申込金は、2026年10月8日（木）までに取扱会社に開設された受益者名義の米ドル普通預金口座から引き落としの方法により出金し、信託設定日までに本受託者が指定する口座に入金します。

本受益者の米ドル普通預金口座の残高不足により申込金の出金ができなかった場合、信託設定日において信託金の交付が行われず、信託契約が解除されたものとみなされます。

なお、出金日から信託設定日までは付利されません。予定どおり、信託設定日に信託が設定される場合、申込金は信託設定日に信託金に振り替えられます。

(3) その他申込み等に関する事項

本受益権の申込みに当たっては、取扱登録金融機関と保護預り契約を締結する必要があり、本受益者につき相続が開始した場合、本受益者の有する受益権を相続により承継した者（以下「承継先受益者」といいます。）は、本受益権の承継先受益者への承継に係る本受託者が別途指定する書面の提出を取扱登録金融機関に委託することが必要です。

なお、同一人による本受益権の申込みは最大100口までとなります。

(4) 本邦以外の地域での発行
該当事項はありません。

(5) 申込日及び信託契約日
本受託者が所定の手続に従い取扱会社を通じて申込みの受付を完了した日が「申込日」となり、2026年10月19日が「信託契約日」となります。

(6) 追加信託
本受益権の追加発行は行われません。

第2【内国信託社債券の募集（売出）要項】

該当事項はありません。

第二部【信託財産情報】

第1【信託財産の状況】

1【概況】

(1)【信託財産に係る法制度の概要】

本信託は、金銭を当初の信託財産（委託者が当初に信託する財産を「当初の信託財産」といいます。以下同じ。）とする合同運用指定金銭信託です。本受託者は、信託法（平成18年法律第108号。その後の改正を含みます。）（以下「信託法」といいます。）、信託業法（平成16年法律第154号。その後の改正を含みます。）（以下「信託業法」といいます。）、兼営法、金融商品取引法等の各種関係法令に基づき、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等をはじめとする法令上の義務に従い、信託財産（金銭）の引受け（受託）を行っています。本受託者は、本受益権（受益債権）の保有者（本受益者）に対して、信託財産に属する財産のみをもってその履行責任を負うこととなります。なお、本受益権は、金融商品取引法第2条第3項に規定する「第一項有価証券」として、金融商品取引法の適用を受けます。

(2)【信託財産の基本的性格】

本信託は、安全性に配慮しながら、ソニー銀行株式会社向けの米ドル建信託貸付金等で運用する、実績配当型の金銭信託です。

(3)【信託財産の沿革】

本信託の当初の信託財産たる金銭は、本受益者のために利殖することを目的として、委託者から本受託者に信託されます。

(4)【信託財産の管理体制等】

①【信託財産の関係法人】

(イ) 本受託者：三井住友信託銀行株式会社

本信託の受託者として、委託者から信託された信託金につき、安全性に配慮しながら、配当金の分配、信託元本の支払等を行います。

また、本受益権の管理（本受益権の秘密鍵の管理を含む）を行います。

(ロ) 取扱会社：ソニー銀行株式会社

本受託者との間で2026年7月28日付で募集の取扱い等に関する契約を締結し、本受益権の募集の取扱いを行います。

また、本受益権の秘密鍵の管理を行います。

(ハ) 取扱登録金融機関：ソニー銀行株式会社

本受益者との間で保護預り契約を締結し、本受益権に係る秘密鍵管理・本受益者につき相続が開始した場合の、承継先受益者への承継に係る本受託者が別途指定する書面の提出事務を行います。また、本受託者との間で、2026年7月28日付で信託事務委任契約を締結し、本受益権に係る配当金の分配及び元本償還に関する事務等

を行います。

(二) 受益者データ提供会社：Securitize Japan株式会社

本受益権の発行、譲渡及び償還を管理するSecuritize PFを提供するSecuritize Japan株式会社は、受益者データ提供会社として、本受託者との間で、2023年7月19日付でプラットフォームサービス契約（その後の変更を含みます。）を締結しており、本受託者が受益者を管理するために必要なデータ提供等を本受託者に対して行います。

②【信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度】

(イ) 本信託は、委託者から信託された信託金を、本信託の信託約款に基づく信託契約により信託された他の信託金と合同して運用します。また、本信託は、安全性に配慮しながら、ソニー銀行株式会社向けの米ドル建信託貸付金等で運用を行います。なお、合同運用財産の一部は、支払準備その他の必要があると本受託者が認めた場合には、有価証券に運用し、又は運用方法を同じくする他の信託財産に属する金銭と合同して、銀行預金、金銭信託受益権（この信託の受託者を受託者とするもの、受託者の利害関係人（信託業法第29条第2項第1号に定める利害関係人をいいます。以下同じとします。））若しくはコールローンで運用することがあります。

(ロ) 本信託は預金とは異なります。元本及び配当金の保証はありません。また、預金保険、投資者保護基金の対象ではありません。

③【信託財産の管理体制】

(イ) 受託者における管理体制について

本信託の信託財産は、信託法によって、本受託者の固有財産や、本受託者が受託する他の信託の信託財産とは分別して管理することが義務付けられています。

本受託者の信託財産の管理体制及び信託財産に関するリスク管理体制は、以下のとおりです。また、定期的に外部監査を実施します。なお、本受託者の統治に関する事項については、下記「第三部 受託者、委託者及び関係法人の情報 第1 受託者の状況 1 受託者の概況 (2) 受託者の機構」をご参照ください。

a 信託財産管理に係る重要事項、適正な管理体制の整備・確立

経営会議等で制定済の「信託財産管理に係る管理規則」「信託財産運用に係る管理規則」等に従い、本信託財産の運用管理に係る重要事項や適正な管理体制の整備・確立を行います。

b 信託財産の管理

資産金融部は、本信託の信託約款、「信託引受に係る管理規則」「信託引受審査に係る規則」「信託財産管理に係る管理規則」「信託財産運用に係る管理規則」その他の規程類に基づき本信託の信託財産を管理します。

また、資産金融部は、「信託財産管理に係る管理規則」「信託財産運用に係る

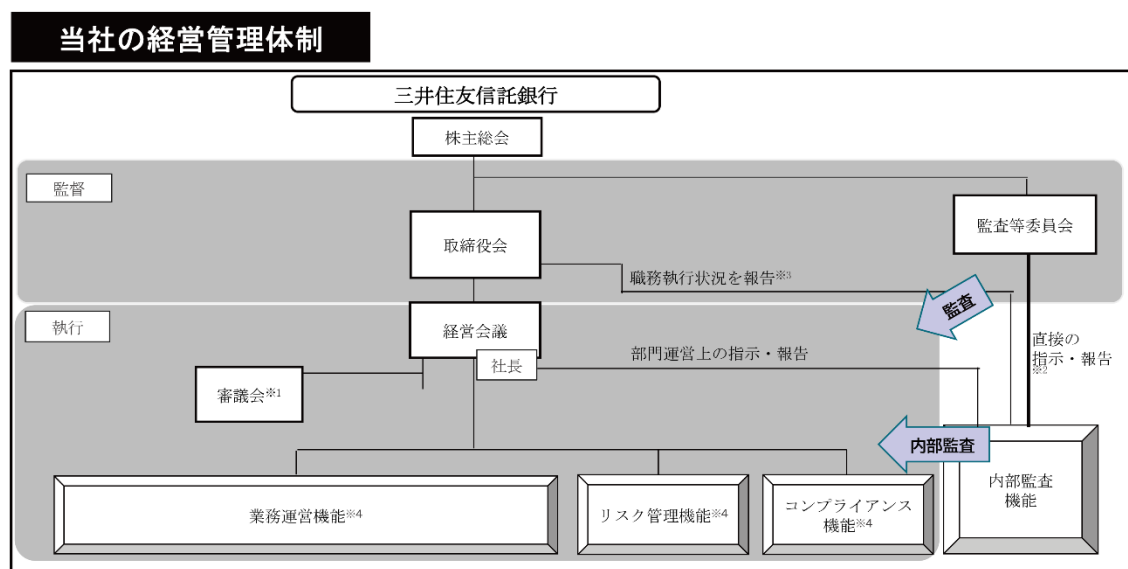
管理規則」等に従い、管理において問題が生じた場合には、FD・コンプライアンス統括部、資産運用企画部その他の部署（以下これらの部署を個別に又は総称して「資産運用企画部等」といいます。）へ報告します。資産金融部は、資産運用企画部等から指摘された問題等について、遅滞なく改善に向けた取組みを行います。

c リスクモニタリング

資産金融部及び資産運用企画部等から独立した業務監査部署である内部監査部が、資産金融部及び資産運用企画部等に対し、本信託の信託財産について、諸法令、本信託の信託約款及び規程類を遵守しながら、信託目的に従って最善の管理が行われているかという観点から、法令・制度変更その他の環境変化への対応状況等の監査を実施しています。また、内部監査部は、必要に応じて、監査対象部署に対し、対応内容等を取り纏めて報告することを求めます。

d リスク管理態勢

本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスクカテゴリー毎にリスク管理部署を置いています。本受託者のリスク管理に係る組織体制は、以下のとおりです。経営会議及び各委員会では、各リスクの状況をモニタリングするとともに、リスク管理・運営に関する重要事項を審議します。各リスクに係る管理・運営方針は、経営会議及び各委員会での審議を踏まえ、取締役会が決定します。



※1 投融資審議会、財務審議会、受託財産運用・管理審議会、IT審議会

※2 内部統制システムを活用した監査等委員会監査に関連する直接の指示・報告

※3 内部監査部統括役員（執行役員）の職務執行状況を報告

※4 商品審査協議会、コーポレートコミュニケーション協議会、人的資本協議会、リスク管理協議会、FD・コンプライアンス協議会等を協議機関として設置

2【信託財産を構成する資産の概要】

（1）【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】

本受託者は、信託法、信託業法、兼営法、金融商品取引法等の各種関連法令に基づき、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等をはじめとする法令上の義務に従い、信

託財産（金銭）の引受け（受託）を行います。

（２）【信託財産を構成する資産の内容】

本信託の当初の信託財産は、委託者から信託された金銭です。

（本信託の信託財産の運用に関する事項については、下記「３ 信託の仕組み」をご参照ください。）

（３）【信託財産を構成する資産の回収方法】

該当事項はありません。

（本信託の信託財産の運用に関する事項については、下記「３ 信託の仕組み」をご参照ください。）

３【信託の仕組み】

（１）【信託の概要】

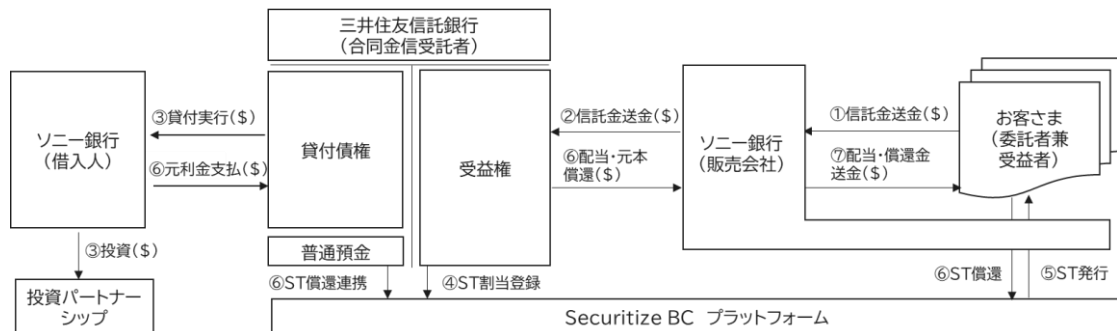
①【信託の基本的仕組み】

（イ）仕組みの概要

本信託は、委託者から信託された信託金を、本信託の信託約款に基づく信託契約により信託された他の信託金と合同して運用します。委託者から信託された信託金は、ソニー銀行株式会社向けの米ドル建信託貸付金等で運用を行います。なお、合同運用財産の一部は、支払準備その他の必要があると本受託者が認めた場合には、有価証券に運用し、又は運用方法を同じくする他の信託財産に属する金銭と合同して、銀行預金、金銭信託受益権若しくはコールローンで運用することがあります。本信託は、運用対象であるソニー銀行株式会社向けの米ドル建信託貸付金にかかる債務者であるソニー銀行株式会社から元本及び利息を受け取り、これを主な原資として本受益者に配当金の分配及び信託元本の支払を行います。

本受益権に係る財産的価値の記録及び移転のために用いる技術並びに本受益権の取得及び譲渡のために用いるプラットフォームは、Securitizeが開発するSecuritize PFです。詳細については、上記「第一部 証券情報 第１ 内国信託受益権の募集（売出）要項 １ 内国信託受益権の形態等（１）本受益権に係る財産的価値の記録及び移転のために用いる技術の名称、内容及び選定理由」及び同「（２）本受益権の取得及び譲渡のために用いるプラットフォームの名称、内容及び選定理由」をご参照ください。

<本信託のスキーム図>



<資金及びセキュリティ・トークン発行償還の流れ>

- ①取扱会社は、取扱会社に開設された受益者名義の米ドル普通預金口座から、信託金相当額の金銭（米ドル建）を引き落とします。
 - ②取扱会社は、本受託者に米ドル建信託金を送金します。
 - ③本受託者は、取扱会社から送金された米ドル建信託金を原資に、ソニー銀行株式会社に対して貸付を実行します。また、米ドル建信託金の一部は、本受託者の米ドル普通預金等で運用します。ソニー銀行株式会社は、当該貸付により調達した資金を、GIC Private Limited及び米ソニー・ミュージックグループ（Sony Music Group）との音楽カタログ資産の投資パートナーシップに投資します。
 - ④本受託者は、Securitizeのセキュリティ・トークンプラットフォーム上で、お客さまの本受益権の権利をセキュリティ・トークンとして登録する処理を行います。なお、登録処理には、秘密鍵と呼ばれる専用の乱数パスワードを用いますが、本受益者の秘密鍵は、デジタル証券総合取引約款に基づき取扱会社が預かり、取扱会社は本受託者との間で秘密鍵等の管理に関する事務の委託契約を締結することで、本受託者が委託契約の範囲において本受益者の秘密鍵の管理を行います。なお、秘密鍵の預託及び管理の委託に伴い本受益者が負担する費用はありません。
 - ⑤本受益者は、Securitizeのセキュリティ・トークンプラットフォームから発行された本受益権（セキュリティ・トークン）を取得します。なお、本受益者は、ソニー銀行のログイン後サイトウェブページを通じて、本受益権の保有状況をご確認いただけます。
 - ⑥本受託者は、信託貸付金の利息及び元金（米ドル建）及び普通預金の利息及び元金（米ドル建）等を原資に、本受益者に対する本受益権の配当金及び元本償還金相当額（米ドル建）を取扱会社へ送金します。これに伴い、本受益者のセキュリティ・トークンは、Securitizeのセキュリティ・トークンプラットフォーム上で、償還処理が行われます。
 - ⑦取扱会社は、本受託者から送金された資金（米ドル建）を、本受益者の米ドル普通預金口座に送金します。
- (ロ) 音楽カタログ資産について
- 音楽カタログ資産とは、過去に制作・公開された楽曲に紐づくさまざまな著作権

を指します。主にソングライター（作詞家・作曲家）が生み出す歌詞やメロディーに紐づく出版権、アーティスト（シンガーなど）が生み出す歌が録音された原盤（録音物）に紐づく原盤権などがあります。これらの権利からは、音楽配信やストリーミング、放送、広告利用などを通じて著作権の使用料（ロイヤリティー収入）が発生するため、近年では、こうしたロイヤリティー収入が長期的な視点で安定した価値創出を目指す投資対象として注目されています。

お客さまの米ドル建信託金を原資とする信託貸付金により音楽カタログ資産の投資パートナーシップに対する投資が行われることから、お客さまは本商品の購入を通して、間接的に世界中のさまざまなアーティストを応援することができます。なお、本商品は、お客さまの米ドル建信託金を、ソニー銀行向けの米ドル建貸付などで運用する合同運用指定金銭信託の信託受益権であり、音楽著作権や音楽カタログ資産を直接保有・運用する商品ではありません。

（ハ）ソニー銀行

本信託の運用対象である米ドル建信託貸付金は、受託者としての三井住友信託銀行株式会社を貸付人、ソニー銀行株式会社を借入人として、2026年10月19日に締結される、当初信託金額から余資運用に充当する一定の額を差し引いた金額を貸付金額とし、最終返済期日を2027年10月18日とする金銭消費貸借契約に基づく金銭債権です。借入人は、貸付人に対して、利息計算期日において、利息計算期間（利息計算期日（同日を含みます。）から直後の利息計算期日（同日を含みません。）までの期間をいいます。）における利息を支払うこと、及び、借入人は、貸付人に対して、最終返済期日において、貸付元本の返済を一括して支払うことが合意されています。

本信託の運用対象である信託貸付金の債務者であるソニー銀行株式会社の詳細は以下のとおりです。

a 債務者の名称等

（a）名称

ソニー銀行株式会社

（b）組織形態

株式会社

（c）沿革

ソニー株式会社（現：ソニーグループ株式会社）

2001年	1月	● 金融庁に銀行免許の予備審査申請を提出 ● 銀行免許の予備審査終了
	3月	

ソニー銀行株式会社

2001年	4月	● ソニー銀行株式会社を設立（東京・港区） ● 内閣総理大臣より銀行業の営業免許を取得 ● 営業開始、サービスサイト「MONEYKit」オープン
	6月	

	9月 12月	● 取り扱い商品は円普通預金、円定期預金、投資信託、カードローン ● 三井住友銀行のATMと接続開始 ● 外貨預金の取り扱い開始 ● スタンダード&プアーズ（S&P）より格付けを取得 ● 「MONEYKit-PostPet」のサービス開始
2002年	1月 3月 6月	● 全国郵便局（現：ゆうちょ銀行）のATMと接続開始 ● 住宅ローンの取り扱い開始 ● ソニー生命を引受保険会社とする団体信用生命保険の取り扱い開始 ● 目的別ローンの取り扱い開始
2003年	12月	● 東京三菱銀行（現：三菱UFJ銀行）のATMと接続開始
2004年	4月 6月 10月 12月	● ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（現：ソニーフィナンシャルグループ株式会社）設立 ● ソニー生命、ソニー損保とともに、ソニーフィナンシャルグループの一員となる ● 100億円の増資実施（資本金237.5億円） ● ソニー損保のソニー銀行住宅ローン専用火災保険の販売開始 ● ソニー生命のライフプランナーによるソニー銀行住宅ローンの取り次ぎ業務開始
2005年	3月 8月 9月 12月	● 本社移転（東京・港区） ● UFJ銀行（現：三菱UFJ銀行）のATMと接続開始 ● 株主構成の一部変更 ● クレジットカードの取り扱い開始 ● マネックス証券との提携により、金融商品仲介業務を開始
2006年	2月 6月 12月	● 25億円の増資実施（資本金250億円） ● モバイルバンキングのサービス開始 ● カスタマーセンターをフリーダイヤル化 ● セブン銀行ATMと接続開始
2007年	4月 6月 10月	● ソニー生命を引き受け保険会社とする住宅ローン3大疾病保障特約付団体信用生命保険の取り扱い開始 ● インターネット専業の証券子会社「ソニーバンク証券」を設立 ● ソニーバンク証券との金融商品仲介サービス開始 ● ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（現：ソニーフィナンシャルグループ株式会社）が東証一部に上場
2008年	1月	● ソニー生命がソニー銀行代理業務を開始

	3月	● ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 （現：ソニーフィナンシャルグループ株式会社）の 完全子会社となる
	4月	● 環境ISO（ISO14001）の認証を取得
	5月	● グリーン電力証書システムを導入
	10月	● 60億円の増資実施（資本金280億円）
	11月	● 外国為替証拠金取引の取り扱い開始
		● 日本格付研究所（JCR）より格付けを取得
		● ローソンATM（現：ローソン銀行ATM）と接続開始
		● イーネットATMと接続開始
		● 60億円の増資実施（資本金310億円）
2009年	7月	● 本社移転（東京・千代田区）
	10月	● シンジケート・ローン業務へ参入
2010年	6月	● 初の来店型相談窓口「住宅ローンプラザ」オープン
2011年	6月	● 開業10周年を迎える
	7月	● スマートリンクネットワーク（現：ソニーペイメン トサービス株式会社）を子会社化
	8月	● 住宅ローン新商品「変動セレクト住宅ローン」の取 り扱いを開始
		● スマートフォンサイトを開設
2012年	7月	● ワンタイムパスワードを導入
	8月	● ソニーバンク証券の全株式をマネックスグループへ 譲渡
2013年	1月	● マネックス証券との新たな金融商品仲介サービスを 開始
	4月	● J-クレジット制度の活用を開始
2014年	2月	● 新「ソニーカード」の取り扱い開始
	8月	● イオン銀行ATMと接続開始
2015年	4月	● スマートリンクネットワークが社名を「ソニーペイ メントサービス」に変更
	7月	● 新カードローンの取り扱い開始
2016年	1月	● Visaデビット付きキャッシュカード Sony Bank WALLET の取り扱い開始
	4月	● Sony Bank WALLET アプリの提供開始
	6月	● 開業15周年を迎える
	10月	● 外貨建て投資信託の取り扱い開始
2017年	1月	● 優遇プログラム「Club S」開始
	3月	● Sony Bank WALLET / PlayStation®デザインの発行開 始
	8月	● 国内銀行初の投資型クラウドファンディング事業 「Sony Bank GATE」開始

	10月 12月	● タカシマヤプラチナデビットカードの発行開始 ● 本社移転（東京都・千代田区） ● 自動資産運用サービス WealthNavi for ソニー銀行の提供開始
2018年	5月 7月 8月 10月	● 住宅ローンの仮審査において独自に開発したAI（人工知能）を活用した自動審査の運用を開始 ● セット定期プログラムの取り扱い開始 ● 住宅ローンでがんに対応した団体信用生命保険の取り扱い開始 ● 住宅ローン新商品「固定セレクト住宅ローン」の取り扱い開始
2019年	2月 6月 9月 10月 11月	● ソニー銀行 アプリの提供開始 ● 住宅ローン「電子契約サービス」の取り扱い開始 ● ANAマイレージクラブ / Sony Bank WALLET の取り扱い開始 ● ゆうちょ銀行への住宅ローン媒介業務の委託を開始 ● Sony Bank WALLET の Google Pay™ への対応開始 ● ANAマイル付き外貨定期預金の取り扱い開始
2020年	2月 3月 6月 8月 9月 10月	● ITフリーランスを対象とした住宅ローン商品の提供開始 ● English online banking の提供開始 ● iDeCo（個人型確定拠出年金）の取り扱い開始 ● オリックス銀行による住宅ローンの取り扱い開始 ● ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（現：ソニーフィナンシャルグループ株式会社）、東京証券取引所市場第一部上場廃止 ● ソニー株式会社（現：ソニーグループ株式会社）がソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（現：ソニーフィナンシャルグループ株式会社）を完全子会社化 ● オリックス銀行が提供する遺言代用信託「家族ヘツナグ信託」の取り扱い開始 ● CONSULTING PLAZAでのオンライン相談の全国対応開始
2021年	2月 4月 6月 10月	● 100億円の増資実施（資本金360億円） ● eKYCを活用した「スマホ口座開設」の取り扱い開始 ● 開業20周年を迎える ● 50億円の増資実施（資本金385億円） ● マネックス・アセットマネジメントの投資一任運用サービス「ON COMPASS+」の提供開始
2022年	2月	● 「子ども応援プログラム」の取り扱い開始 ● 環境配慮型住宅への住宅ローン特別金利の提供開始

	5月	● 省エネルギー性に優れた建物を対象とした住宅ローンに充当するグリーンボンドの発行
	10月	● 千葉銀行と業務提携に関する基本合意書締結
2023年	2月	● ソニー損保とソニー銀行による商品・サービスの相互取り扱い開始
	5月	● 住宅ローン ペアローン・担保提供の対象者拡大
	7月	● ブロックチェーン技術を活用した新商品「デジタル証券」の取り扱い開始
2024年	1月	● ソニーペイメントサービスの一部株式の譲渡
	2月	● サステナビリティ・リンク・ボンドの発行
	3月	● 「デジタル証券」の第2号案件となる米ドル建グリーンファイナンスセキュリティ・トークンの募集の取扱開始
	4月	● ステ이블コイン発行に向けた実証実験の検討開始
	7月	● web3エンタテインメント領域向けアプリ「Sony Bank CONNECT」をリリース
	8月	● 住宅ローンにおける「登記書類のオンライン・ペーパーレス化対応」を開始
	9月	● 顧客対応業務での生成AIの活用開始
	10月	● ファイナンシャルアライアンスへの住宅ローン媒介業務の委託開始
2025年	1月	● 西日本ローン事業部の営業開始
		● 手話・筆談サービスの提供開始
	3月	● Sony Bank WALLET のApple Pay対応開始
	5月	● 新勘定系システムの稼働開始
		● ファミリーデビットカードの取扱開始
	6月	● web3関連事業の子会社設立
		● 2025年 オリコン顧客満足度調査「ネット銀行」「外貨預金」にて総合1位を獲得

(d) 事業の内容

銀行業務及び金融商品取引業務

(e) 営業の概況

下記「第三部 受託者、委託者及び関係法人の情報 第3 その他関係法人の概況 取扱会社」をご参照ください。

b 債務者に係る債権への集中の状況

ソニー銀行株式会社は、本信託の主たる信託財産であるソニー銀行株式会社向けの米ドル建信託貸付金の唯一の債務者です。

c 債権の内容

上記のとおりです。

②【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】

（イ）運用の基本方針について

本信託は、委託者から信託された信託金を、本信託の信託約款にもとづく信託契約により信託された他の信託金と合同して運用します。委託者から信託された信託金は、ソニー銀行株式会社向けの米ドル建信託貸付金等で運用を行います。なお、合同運用財産の一部は、支払準備その他の必要があると本受託者が認めた場合には、有価証券に運用し、又は運用方法を同じくする他の信託財産に属する金銭と合同して、銀行預金、金銭信託受益権若しくはコールローンで運用することがあります。

（ロ）運用対象及び方法

- a 本受託者は、合同運用財産を、安全性に配慮しながら、ソニー銀行株式会社向けの米ドル建信託貸付金等で運用します。
- b 本受託者は、支払準備その他の必要があると本受託者が認めた場合には、ソニー銀行株式会社向けの米ドル建信託貸付金等で運用される金銭以外の合同運用財産に属する金銭を、有価証券に運用し、又は運用方法を同じくする他の信託財産に属する金銭と合同して、銀行預金、金銭信託受益権若しくはコールローンで運用するものとします。なお、本受託者は、必要があると本受託者が認めた場合で、かつ、本受益者の保護に支障を生じることがないと認められる場合には、合同運用財産を本受託者への預金又は本受託者の銀行勘定に対する貸付にて運用することができるものとし、この場合、本受託者が店頭に表示する普通預金利率によるものとします。但し、本受託者の別段預金への運用を行う場合には、付利は行いません。
- c 本受託者は、合同運用財産に属する信託貸付金について次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、信託貸付金の全部又は一部の譲渡を行うことがあります。この場合、当該行為により生じた損害について本受託者は責任を負いません。
 - ① 本信託の信託約款の適用される全ての信託契約が終了したとき
 - ② 信託貸付金の借入人が信託貸付金について期限の利益を喪失したとき
 - ③ 信託貸付金の借入人による信託貸付金の元本又は利息の支払いが遅延したとき
 - ④ その他本受託者が信託貸付金について債権保全を必要とする相当の事由が生じたと認めるとき
- d 本受託者は信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ、本受益者の保護に支障を生じることがないと認められる場合には、上記bに記載の取引を本受託者の銀行勘定（第三者との間において信託財産のためにする取引であって、本受託者が当該第三者の代理人となって取引を行う場合を含みます。）、

本受託者の利害関係人、又は本受託者の他の信託財産との間で、行うことができます。

(ハ) 決算日における損益分配の基準

各計算期日の2営業日後の日（以下「分配金支払日」といいます。）において、合同運用財産収益勘定に属する金銭は、次の順位及び方法により処理します。

- ① 弁済期の到来した租税を支払います。
- ② 弁済期日の到来した諸経費（取扱会社を支払う信託受益権の募集の取扱い等の委託に係る手数料、信託事務委任手数料等を含み、信託報酬は含みません。以下同じとします。）を支払います。
- ③ 当該分配金支払日に対応する計算期間における信託報酬として、信託約款に定める信託報酬を支払います。
- ④ 各受益者に対して、繰延収益分配額（もしあれば）に満つるまで、繰延対象計算期間の収益金の分配として支払います。なお、繰延対象計算期間を異にする繰延収益分配額が複数ある場合には、繰延対象計算期間の前後によって順位をつけるものとし、繰延対象計算期間が前のものから順に支払います。
- ⑤ 各受益者に対して、当該分配金支払日に対応する計算期間における収益金の分配として、以下に定める算式により計算される収益金の予定分配額を支払います。

（算式）

各受益者に対する収益金の予定分配額： 単位予定配当額×各受益者が保有する口数

（単位予定配当額）

当該分配金支払日に対応する計算期間の初日における一口当たりの信託元本額×予定配当率×当該計算期間に係る計算期日の直前の計算期日（同日を含みます。但し、初回は信託設定日（同日を含みます。）とします。）から当該計算期間に係る計算期日（同日を含みません。）までの実日数÷365日（セント未満は切り捨てます）

- ⑥ 残額につき、追加信託報酬として支払います（但し、下記「④その他（e）信託の終了について 1）」の但書に記載の事由に該当する場合には、合同運用財産元本勘定に振替えます。）。

(ニ) 管理体制について

本信託の信託財産の管理体制に関する事項については、上記「1 概況（4）信託財産の管理体制等 ③信託財産の管理体制」をご参照ください。

(ホ) 信託業務の委託について

- 1) 本受託者は、本信託に係る信託業務の一部について、第三者（本受託者の利害関係人を含みます。）に委託することがあります。
- 2) 本受託者は、上記1)に定める委託をするときは、次に掲げる基準の全てに適合する者を委託先として選定します。

- a) 委託先の信用力等に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと
 - b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - c) 委託先において、委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- 3) 本受託者は、上記1) に定める本受託者の利害関係人に対する業務の委託を行う場合には、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和57年大蔵省令第16号。その後の改正を含みます。）（以下「兼営法施行規則」といいます。）第23条第3項の定めにより行うことができます。
- 4) 上記1) ないし3) にかかわらず、本受託者は以下の業務を、本受託者が適当と認める者（本受託者の利害関係人を含み、この場合、兼営法施行規則第23条第3項の定めによります。）に委託することができるものとします。
- a) 信託財産の保存にかかる業務
 - b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務
 - c) 本受託者（本受託者から指図の権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により委託先が行う業務
 - d) 本受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

③【委託者の義務に関する事項】

（イ）取扱会社での普通預金口座維持義務

委託者は、本受益権を保有する間は、取扱会社において開設した円普通預金口座及び米ドル普通預金口座を解約しないものとします。

（ロ）届出事項

次に掲げる場合には、委託者、その相続人又は本受益者は、直ちに取扱登録金融機関を通じて本受託者に通知のうえ本受託者所定の手続をとることが必要となります。当該手続の前に生じた損害について、本受託者は責任を負いません。

- a 取引報告書を喪失し再発行が必要なとき。
- b 委託者、本受益者、代理人又は同意者若しくはそれらの代表者について、住所、氏名、名称その他届出事項に変更が生じたとき。
- c 委託者、本受益者、代理人又は同意者が死亡したとき、若しくはその行為能力に変動があったとき。

④【その他】

（a）元本償還・配当交付について

元本償還及び配当の支払手続については、事務取扱要領に従うものとされています。なお、本書の日付現在、事務取扱要領においては、以下の手続が規定される予定です。

本受託者は、配当償還支払日 7 営業日前の日におけるSecuritize PF上の記録に

に基づき、本受益者に対する本受益権の配当金及び元本償還金相当額の支払いのためのデータ（以下「償還・配当支払データ」といいます。）を作成します。本受託者は、配当償還支払日に償還・配当支払データに基づき償還金及び配当金の合計額を取扱登録金融機関の口座に入金します。取扱登録金融機関は、本受託者から送付を受けていた償還・配当支払データに基づき、配当償還支払日に、償還金及び配当金を受益者の口座に入金します。

(b) 信託期間について

信託期間は、原則として1年です。但し、本信託の信託期間満了予定日において、信託貸付金が全額回収されず残存している場合、信託貸付金の全額弁済が行われる、又は信託貸付金の売却処分に必要な期間に応じて、本信託の信託期間が延長される可能性があります。なお、本信託に係る信託契約は、原則として中途解約はできません。また、本受益者の請求による中途解約等により信託期間満了予定日と異なる日が信託終了日となることがあります。

(c) 費用について

本受益者が本信託の申込みから本信託の終了までの間に直接又は間接的に負担する費用は、次のとおりです。なお、これらの費用の総額については、本受益者の申込時点では確定しないため表示できません。

1) 直接負担する費用

- a) 申込手数料：なし。
- b) 中途解約手数料：なし。
- c) 残高証明書発行手数料：本受益者において指定日付時点の残高証明書の発行を希望する場合、1通に対して所定の手数料がかかります。

2) 間接的に負担する費用

a) 信託報酬

信託報酬は、信託財産の中から収受します。各計算期間の信託報酬は、各計算期日における信託元本の額に対して0.14%（年率）を乗じ、直前の計算期日（同日を含みます。但し、初回は信託設定日（同日を含みます。）とします。）から各計算期日（同日を含みません。）までの実日数を乗じ、365で除す方法により計算した金額（セント未満は切り捨てます。）となります。また、本信託内に残余収益がある場合、当該残余収益は信託報酬として受領します（但し、信託期間が延長される場合には、合同運用財産元本勘定に振替えます。）。

b) 本信託の募集取扱手数料

本受託者は、信託財産の中から取扱会社に対して、本信託の募集の取扱いにかかる手数料を支払います。各計算期日における募集の取扱いにかかる手数料は、各計算期間の初日における信託元本の額に対して1.238%（年率）を乗じ、直前の計算期日（同日を含みます。ただし、初回は信託設定日（同日を含みます。）とします。）から各計算期日（同日を含みません。）まで

の実日数を乗じ365で除す方法により計算した金額（税込）（セント未満は切り捨てます。）となります。

c) 本信託の信託事務委任手数料

本受託者は、信託財産の中から取扱会社に対して、本信託の信託事務委任にかかる手数料を支払います。各計算期間の信託事務委任にかかる手数料は、各計算期間の初日における信託元本の額に対して0.016%（年率）を乗じ、直前の計算期日（同日を含みます。但し、初回は信託設定日（同日を含みます。）とします。）から各計算期日（同日を含みません。）までの実日数を乗じ、365で除す方法により計算した金額（税込）（セント未満は切り捨てます。）となります。

d) その他の信託財産にかかる費用

信託事務の処理に必要な費用（租税公課を含みます。）を、信託財産の中から支払います。当該費用は、発生時まで確定しないため表示できません。

(d) 受益者からの申出による中途解約の取扱い

本信託は、原則として信託期間中の解約はできません。但し、特別解約事由に該当し、かつ解約不能事由に該当しない場合で、本受託者がやむを得ないと認めたときは、本受益者は、例外的に中途解約の請求を行うことができます。その場合、本受益者は、取扱会社の求めに応じ、特別解約事由を証する書面を提出する必要があります。なお、本信託の信託約款について、一部を解約することはできません。

(e) 信託の終了について

本信託は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、それぞれ1) から7) に定める日（同日が営業日でない場合には、その翌営業日とします。）に終了します。

- 1) 信託期間満了予定日が到来した場合には、当該日。但し、同日において信託貸付金の全部又は一部について回収がなされていない場合には、信託期間満了予定日後に、(i) 信託貸付金が全額弁済される日、又は、(ii) 信託貸付金の全部の換価処分が完了する日のいずれか早く到来した日
- 2) 信託期間満了予定日が到来する前に、信託貸付金が全額弁済された場合、又は、信託貸付金の全部の換価処分回収又は譲渡（上記1）に定める場合を除きます。）がなされた場合日には、当該日
- 3) 以下のいずれかに該当し、取引を継続することが不適切である場合に、本受託者による解約がされる場合には当該日
 - ① 委託者又は本受益者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当する場合。
 - ② 委託者又は本受益者が、次の(1)ないし(5)のいずれかに該当する場合。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 委託者又は本受益者が、自ら又は第三者を利用して次の(1)ないし(5)のいずれかに該当する行為をした場合。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いて本受託者の信用を棄損し、又は本受託者の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- ④ この信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合。
- 4) 上記(d)に定める本受益者からの申出による全部解約が終了される場合には当該日
- 5) 委託者が信託設定日までに金銭の交付を行わないことにより解除されたとみなされる場合には当該日
- 6) 本受益者が本受託者に対して本受益権の買取り請求した場合には当該買取りの請求があった日の直後の計算期日
- 7) 本受託者が、経済情勢の変化その他相当の事由により信託目的の達成又は信託事務の遂行が不可能又は著しく困難であると認めた場合には、当該事由が発生した日
- 8) その他法令に基づき終了する場合には当該日

(f) 信託約款の変更及び公告の方法

本信託は、兼営法第5条に規定される「定型的信託契約約款」による信託に該当しますので、本信託の信託約款の変更については以下のとおりとなります。

- 1) 本受託者は、本信託の信託約款の変更の内容が(i)本受益者の一般の利益に適合し、又は(ii)信託契約の目的に反せず、かつ、当該変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合には、本受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示によって、本信託の信託約款を変更できるものとします(信託法第103条第1項各号に掲げる事項に係る変更は含まれません。)。この場合において、本受託者は、本受益者への通知、インターネット上での周知その他の一般に周知方法として適切な手段と考えられる方法によりあらかじめ当該変更を本受益者に周知し、1ヶ月以上の期間を置いた上で当該変更を実施するものとします。

- 2) 本受託者は、上記1) に定める方法による他、委託者及び本受益者の全ての同意を得る方法により、この信託約款を変更できるものとします。
 - 3) 本受託者は、上記1) 及び2) に定める方法に加え、本3) ないし6) に掲げる方法に従い、本信託の信託約款を変更できるものとします。この場合において、本受託者は、兼営法第5条の定めに従って公告の手続きをとるとともに、変更する内容、時期等について本受益者に通知します。
 - 4) 本受益者は、前項の公告に定めた期間（1ヶ月以上の期間とします。）内に限り、本信託の信託約款の変更について異議を述べることができます。
 - 5) 上記4) の本信託の信託約款の変更に異議のある委託者又は本受益者は、本受託者に対して本受益権の買取りを請求することができます。この場合、本受託者は解約手続を行うこととしますが、その解約は、当該買取りの請求があった日の直後の計算期日をもって行います。
 - 6) 委託者及び本受益者が上記4) の期間内に異議を述べなかった場合には、この信託約款の変更を承諾したものとみなします。
 - 7) 本信託の信託約款は、本受託者の承諾なく上記1) ないし5) に掲げる以外の方法による変更はできません。
- (g) 本受託者が対象事業者となっている認定投資者保護団体
ございません。
- (h) 本受託者が契約している指定紛争解決機関
一般社団法人信託協会
連絡先 信託相談所
電話番号 0120-817-335 又は 03-6206-3988

(2) 【受益権】

本受益者は、本信託の信託約款に基づき、元本及び配当金を受領する権利を有します。

但し、元本の補てん及び配当金の保証はなく、本受託者は合同運用財産に属する財産のみをもって履行するものとします。

本受益者が受け取る元本及び配当金の内容は、上記「第一部 証券情報 第1 内国信託受益権の募集（売出）要項 5 給付の内容、時期及び場所」に記載したとおりです。なお、詳細については、本信託の信託約款をご参照ください。

(3) 【内国信託受益権の取得者の権利】

上記「(2) 受益権」に記載のとおりです。なお、詳細については、本信託の信託約款をご参照ください。

4 【信託財産を構成する資産の状況】

(1) 【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】

該当事項はありません。

(2) 【損失及び延滞の状況】

該当事項はありません。

(3) 【収益状況の推移】

該当事項はありません。

5【投資リスク】

(1) リスク要因

以下には、本受益権への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。但し、以下は本受益権への投資に関する全てのリスク要因を網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。これらのリスクが顕在化した場合、本受益権への投資者は、当初予定されていたとおりの配当金が受け取れない、又は元本に損失が生じる可能性があります。

各投資者は、自らの責任において、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で本受益権に関する投資判断を行う必要があります。

なお、本書に記載の事項には、将来に関する事項が含まれますが、別段の記載のない限り、これらの事項は本書の日付現在における本受託者の判断によるものです。

① 本信託の運用財産に関するリスク

本信託は、委託者から信託された信託金を、本信託の信託約款に基づく信託契約により信託された他の信託金と合同して運用します。また、本信託は、安全性に配慮しながら、ソニー銀行株式会社向けの米ドル建信託貸付金等で運用を行います。本信託は、信託財産として当該信託貸付金等を保有することが見込まれています。本信託は、経済的には、信託財産を直接所有している場合とほぼ同様の利益状況に置かれますので、本受益権に対する投資に関しては、以下の信託財産に関するリスクが存在します。

(イ) 信用リスク

- ・本受益権は、以下の場合に元本が毀損し、又は、配当金が予定配当率に基づき計算された金額を下回るおそれがあります。

a ソニー銀行株式会社の信用リスク

本信託の運用先であるソニー銀行株式会社に法的倒産手続き等が発生した場合

b 三井住友信託銀行（銀行勘定）の信用リスク

本信託について、合同運用財産の余資運用先である米ドル普通預金等における運用先である三井住友信託銀行（銀行勘定）に法的倒産手続き等が発生した場合

② 本受益権に関するリスク

(イ) 本受益権の流動性・譲渡制限に関するリスク

- ・本受益権は、受益者につき相続が開始した場合を除き、いかなる場合でも譲渡、質入、譲渡担保その他の担保提供等（譲渡等）の処分をすることはできません。
- ・また、本信託は、特別解約事由に該当し、かつ解約不能事由に該当しない場合で、本受託者がやむを得ないと認めた場合を除き、受益者は、中途解約の請求を

行うことはできません。したがって、本受益者は、本受益権を希望する時期に償還することはできません。

- ・本信託の運用対象である信託貸付金が弁済されずに、信託貸付金の売却処分代金により本商品の元本償還が行われる場合、本商品及び信託貸付金の流通市場がないため、買い手が限定され、売却できないことがあり、売却価格や売却時期に影響を及ぼすおそれがあります。
- ・本受託者は、信託約款第26条第5項に基づき、信託契約の変更に異議がある本受益者から買取請求を受けた場合を除き、いかなる場合であっても本信託の運用対象である信託受益権を買取る義務を負いません。

(ロ) 本受益権の信託配当及び元本償還に関するリスク

- ・本受益権について、信託配当及び元本償還は保証されません。本信託の運用財産である信託貸付金の利払い及び元本返済の金額が減少した場合には、本受益権の信託配当及び元本償還が減少又は行われなかったことがあります。

(ハ) 信託期間延長リスク

- ・信託期間満了予定日において、ソニー銀行株式会社が債務の履行を行わなかった場合には、ソニー銀行株式会社からの信託貸付金の回収又は売却処分に必要な期間まで、本受益権の信託期間が延長されるおそれがあります。この場合、信託貸付金の処分価格によっては、本受益権について、元本が毀損し、又は、配当金が予定配当率に基づき計算された金額を下回るおそれがあります。

③ セキュリティ・トークンに関するリスク

- ・本受益権の売買その他の取引にあたっては、Securitizeが運営、管理するブロックチェーンネットワークの存在を前提とする情報システムが用いられており、かつ、本受益権はブロックチェーンネットワーク及びコンセンサス・アルゴリズム（ブロックチェーンネットワークにおける合意形成の方法）を用いて、権利の移転や記録の管理が行われるため、サイバー攻撃により不正アクセスが行われた場合等には、本受益権に係る情報が流出し、又は本受益権に係る記録が改ざんされ若しくは消滅する可能性があります。その結果、本受益権の実体法上の権利関係と記録に乖離が生じ、技術的な理由によりブロックチェーンネットワーク及びコンセンサス・アルゴリズムにおける本受益権に係る記録を改ざん等が発生する前の時点の記録に戻すことが困難となるおそれがあります。かかる場合には、実体法上の権利者に対する本受益権の信託配当及び元本償還が行われなくなる、実体法上の権利者が本受益権を譲渡することができなくなる、又は本受益権の譲渡に係る記録ができなくなる等により、損害を被る可能性があります。
- ・その他上記以外の原因により本受益権の記録の管理に用いるブロックチェーンネットワーク若しくは受益権を管理する本受託者が管理するシステムや利用する通信回線に重大な障害が生じた場合又は取扱金融商品取引業者のシステム障害等により、権利の移転や記録の管理をSecuritizeが運営、管理するブロックチェーンネットワーク又は本受託者が管理するシステムに通常どおり連携できなくなっ

た場合には、本受益権の信託配当及び元本償還、譲渡及び譲渡に係る記録等に大幅な遅延が生じ、又はこれらができなくなり、損害を被る可能性があります。

- ・本受益権の権利の帰属に係る記録の管理はブロックチェーンネットワークの存在を前提とする情報システムを通じて行われることから、本商品の保有者の情報は情報システム上登録されます。当該情報は本受託者及び本受託者が業務を委託するソニー銀行株式会社によって適切に管理される予定ですが、サイバー攻撃により不正アクセスが行われ、当該情報の漏洩や不正利用等の事態が生じるおそれがあります。
- ・本受益権は、Securitize PF上に記録されます。したがって、Securitize PFが本受託者の期待どおりに利用できない場合又はSecuritize PFからの提供データに何らかの事由により誤りがあった場合、本受益権等の保有、譲渡や決済等に関して影響が生じることにより、損害を被る可能性があります。また、Securitize PFは、Securitizeによって運営及び管理され、また、Securitize PFにおいて本受益権を表示する財産的価値（トークン）の記録及び移転に係るトランザクションを承認するノードは、Securitizeのみが保有します。そのため、Securitizeが管理するシステムや利用する通信回線に重大な障害が生じた場合又はその信用状況等が悪化し本受託者の期待どおりに業務を行うことができない場合等は、本受益権の保有、譲渡や決済等に関して影響が生じることにより、損害を被る可能性があります。

④ 円換算に関するリスク

- ・本商品は、委託者から信託された米ドル建金銭を、米ドル建で運用し元本償還金及び配当金を米ドル建でお支払いしますが、当該元本償還金及び配当金をその後円換算する場合、外国為替相場の変動により、当初信託時の米ドル建信託金の円換算額を下回る（円貨ベースで元本割れとなる）おそれがあります。

⑤ その他のリスク

- ・将来、本受益権にかかる法制度や課税制度の変更等が行われた場合、本受益権の元本が毀損し、又は、配当額が予定配当率に基づき計算された金額に不足するおそれがあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

① 受託者、取扱登録金融機関及びSecuritizeのリスク管理体制

(イ) サイバー攻撃等による記録の改ざん・消滅に対する管理体制

- ・上記「(1) リスク要因 ③セキュリティ・トークンに関するリスク」に記載のサイバー攻撃等による本受益権の記録の改ざんや消滅の原因、これらに対する低減策及び万が一意図しない移転が生じた場合の対応は以下のとおりです。

a 記録の改ざん・消滅が生じ得る原因

本受益権の記録の改ざん・消滅を生じさせるには、「トランザクションに署名するための秘密鍵」が必要です。秘密鍵については、外部犯によるシステムへの不正侵入による奪取のほか、内部犯による悪意やなりすましによる不正利用の可

能性があります。また、「システムの想定外の作動」によることも考えられます。

b 記録の改ざん・消滅に対する低減策

「秘密鍵の保全」としては、受益者からの委託により秘密鍵の管理を行う当社が、Securitize PFの提供するセキュリティ・トークンを移転するために必要な秘密鍵を外部からアクセス不可な状態で管理する機能を用いて、外部犯による奪取や内部犯による不正利用を防止します。Securitize PFにおいて、当社が使用する機能についても、そのセキュリティ対策の十分性について、外部の専門家による技術的な検証・評価を実施しています。

「システムの想定外の作動」に対しては、システムを提供するSecuritizeが、所定のルールに基づき、想定シナリオの網羅的な実行可能性を予め確認する業務サイクルテストの実施といったシステムトラブルの未然防止策を講じています。

c 記録の改ざん・消滅が生じた場合の対応

本受益権の記録の改ざん・消滅が生じた際は、本受益権の管理者である、本受託者としての三井住友信託銀行株式会社が、その管理するシステム上の記録内容（権利情報）を本来の正しい状態に復旧します。

具体的には、「強制移転機能」を実行します。本機能により、本受益権の記録の改ざん・消滅に係る情報を強制的に取り消す形の処理を実行することで、あるべき姿に復旧することを可能としています。

従って、本受託者は、本受益権の記録の改ざん・消滅が生じたとしても、システムを復旧することで顧客資産の流出を防ぐことが可能と考えています。

(ロ) システム障害に対する管理体制

- ・本受託者の免責条項に該当しないシステム障害が生じた場合には、Securitizeが本受託者に当該システム障害発生の連絡を行い、本受託者とともに受益者保護の観点での対応策を検討・実行します。

なお、信託財産の管理体制については、上記「1 概況 (4) 信託財産の管理体制等」をご参照ください。

第2【信託財産の経理状況】

本信託財産の第1期の信託計算期間は、信託設定日（同日を含みます。）から2027年10月18日（同日を含みます。）までです。本書の日付現在、本信託財産は、第1期の信託計算期間を終了していませんので、第1期に関する財務諸表は作成されていません。従って、該当事項はありません。

本信託財産の第2期以後の信託計算期間については、各計算期日の翌日（同日を含みます。）から、その後に最初に到来する計算期日（同日を含みます。）までの期間を信託計算期間とします。

本信託財産の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）に基づいて作成されます。

1【貸借対照表】

該当事項はありません。

2【損益計算書】

該当事項はありません。

第3【証券事務の概要】

1 名義書換の手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

本受益権は、本受託者の指定するシステムであるSecuritize PF上で管理されます。そのため、本受益者となる者は、取扱登録金融機関と本受益権に係る保護預り契約を締結する必要があります。

<受益権の譲渡手続>

本受益者は、いかなる場合でも、本受益権について、譲渡、質入、譲渡担保その他の担保提供等の処分を行うことはできません。

なお、本受益権の譲渡は、当該本受益権の譲渡に係る本受託者の承諾が行われた場合に限り、「Securitize PF」上に作成される、受益権に関する残高及び譲渡等に係る情報を電磁的に記録したデータ（以下「データベース」といいます。）への記録によって行われます。具体的には、本受益権を譲渡しようとする本受益者（以下「譲渡希望受益者」といいます。）は、当該本受益権の譲渡を受けようとする者（以下「譲受希望受益者」といいます。）と共同で、取扱登録金融機関を通じて、本受託者に対して受益権譲渡承諾依頼書兼承諾書を提出することにより、データベース上の自己名義の本受益権の残高の減算に必要な手続（以下「譲渡手続」といいます。）を行うことができます。譲渡手続が行われ、本受託者が当該本受益権の譲渡を承諾した場合には、譲渡希望受益者が譲渡を希望した受益権口数相当分について、データベース上で譲渡希望受益者名義の本受益権の残高の減算が行われ、同口数相当分について譲受希望受益者名義の本受益権の残高の加算が行われるものとし、これにより譲渡希望受益者から譲受希望受益者へ本受益権の譲渡の効力が発生するものとします。但し、本受託者は、当該本受益権の譲渡の承諾について原則として行わないものとします。

もっとも、本受益者につき相続が開始した場合、当該本受益者の有する受益権を相続により承継した者は、遺産分割協議その他の相続に係る所定の手続完了後、取扱登録金融機関を通じて、本信託が終了するまでに本受託者に対して本受託者が別途指定する書面を提出することにより、譲渡手続が可能です。なお、かかる譲渡手続の詳細については、取扱登録金融機関へお尋ねください。

2 本受益者に対する特典

該当事項はありません。

3 内国信託受益権の譲渡制限の内容

本受益者は、原則として、本受益権について、いかなる場合でも譲渡等を行うことはできません。

4 その他内国信託受益権事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

第4【その他】

・目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、本信託の基本的性格を記載する他、募集事項等記載書面及び有価証券報告書の主要内容を要約し、目論見書の概要として、目

論見書の巻頭に記載することがあります。

- ・目論見書に用語解説等を掲載することがあります。
- ・目論見書に本信託の信託約款を添付します。なお、目論見書の記載項目のうち信託約款と内容が重複する項目については、概略のみを記載し、信託約款を参照すべき旨を併せて記載することで、有価証券届出書の内容の記載に代えることがあります。
- ・有価証券届出書の内容のうち目論見書に記載すべき事項について、投資者の理解を助けるため、各所に図表等を加えることがあります。
- ・目論見書に当社の社名をロゴ・マークにより表示する場合、当社の属する企業グループのロゴ・マークとして、図案をあわせて表示する場合があります。
- ・本信託の有価証券届出書はEDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)を通じて提出している旨及び目論見書の記載事項はEDINETで入手可能な旨を記載することがあります。
- ・本受益権について、証券は発行されないため、その様式及び券面に記載される事項について、該当事項はありません。
- ・本受益権について、金融商品取引法第37条の6その他の規定によるクーリングオフ制度の適用はありません。
- ・本信託における信託貸付金と、ソニー銀行株式会社が別途当社から借り入れた貸付金（もしあれば）が回収等に際して競合する場合があります。その場合は、弁済期限が到来している貸付金それぞれの残高で按分比例します。

第三部【受託者、委託者及び関係法人の情報】

第1【受託者の状況】

1【受託者の概況】

(1) 資本金の額等

2026年3月末現在、資本金は342,037百万円です。また、発行可能株式総数は、3,400,000,000株であり、1,674,537,008株を発行済です（詳細は、下表のとおりです。）。

最近5年間ににおける資本金の額の増減はありません。

① 株式の総数

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	3,000,000,000
第2回第二種優先株式	200,000,000(注) 1
第3回第二種優先株式	200,000,000(注) 1
第4回第二種優先株式	200,000,000(注) 1
第1回第三種優先株式	100,000,000(注) 2
第2回第三種優先株式	100,000,000(注) 2
第3回第三種優先株式	100,000,000(注) 2
第4回第三種優先株式	100,000,000(注) 2
第1回第四種優先株式	100,000,000(注) 3
第2回第四種優先株式	100,000,000(注) 3
第3回第四種優先株式	100,000,000(注) 3
第4回第四種優先株式	100,000,000(注) 3
計	3,400,000,000

- (注) 1. 第2回ないし第4回第二種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとします。
2. 第1回ないし第4回第三種優先株式の発行可能株式総数は併せて100,000,000株を超えないものとします。
3. 第1回ないし第4回第四種優先株式の発行可能株式総数は併せて100,000,000株を超えないものとします。

② 発行済株式

種類	事業年度末 現在発行数(株) (2026年3月31日)	有価証券報告書 提出日現在 発行数(株) (2026年6月17日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	1,674,537,008	同左	—	完全議決権株式 であり、権利内 容に何ら限定の ない当社におけ る標準となる株 式。 なお、単元株式 数は1,000株であ ります。
計	1,674,537,008	同左	—	—

(2) 受託者の機構

会社の機関の内容

○取締役会

2019年6月の機関設計の移行に伴い、個別の業務執行に係る決定権限を取締役会から業務執行取締役へ大幅に委任しており、取締役会は、経営の基本方針を決定するとともに、業務執行取締役等の職務の執行を監督することをその中心的役割としております。また、取締役21名のうち7名を社外取締役とすることにより、経営の透明性向上と監督機能強化を図っております。

○監査等委員会

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は5名の監査等委員である取締役で構成されており、うち3名は社外取締役となっております。

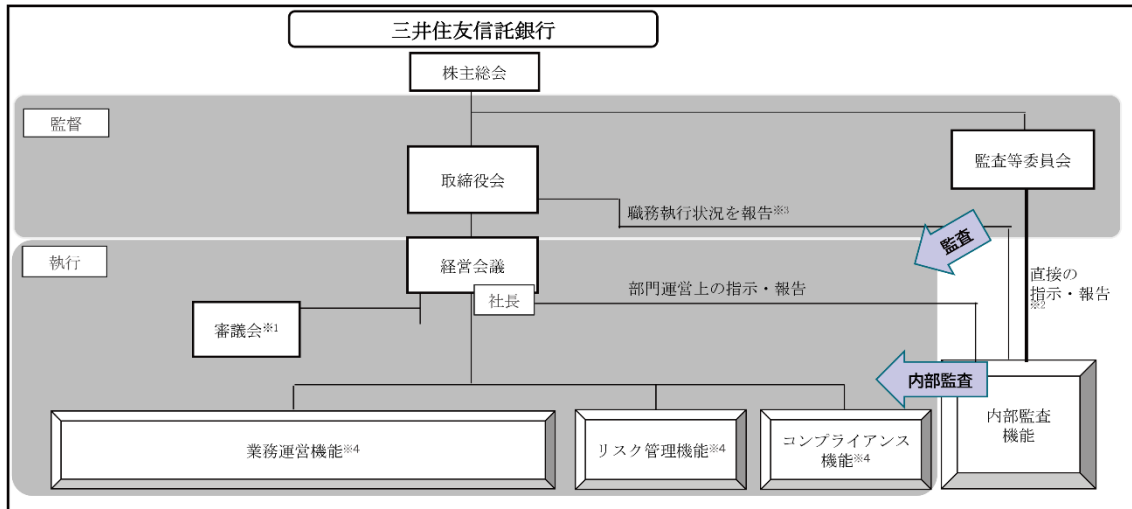
監査等委員会は、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等から職務の執行状況についての報告聴取、内部監査部からの報告聴取、重要書類の閲覧等により、業務執行取締役の職務執行状況を監査しております。

○経営会議等

当社では、経営の意思決定プロセスにおける相互牽制機能の強化と透明性の確保を図るため、経営に関する重要事項を協議又は決定する機関として経営会議を設置しております。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項について協議又は決定を行う他、取締役会決議事項の予備討議等を行っております。

また、重要な投融資案件を協議又は決定する「投融資審議会」、ALM（資産及び負債の総合的管理）に関する方針や設備投資、固定資産の取得・処分等に関する重要事項等を協議又は決定する「財務審議会」、受託財産の運用・管理に関する重要事項を協議又は決定する「受託財産運用・管理審議会」、IT・デジタル戦略やサイバーセキュリティ等に関する重要事項を協議又は決定する「IT審議会」といった各種審議会を設置しております。

当社の経営管理体制



※ 1 投融資審議会、財務審議会、受託財産運用・管理審議会、IT審議会

※ 2 内部統制システムを活用した監査等委員会監査に関連する直接の指示・報告

※ 3 内部監査部統括役員（執行役員）の職務執行状況を報告

※ 4 商品審査協議会、コーポレートコミュニケーション協議会、人的資本協議会、リスク管理協議会、FD・コンプライアンス協議会等を協議機関として設置

2【事業の内容及び営業の概況】

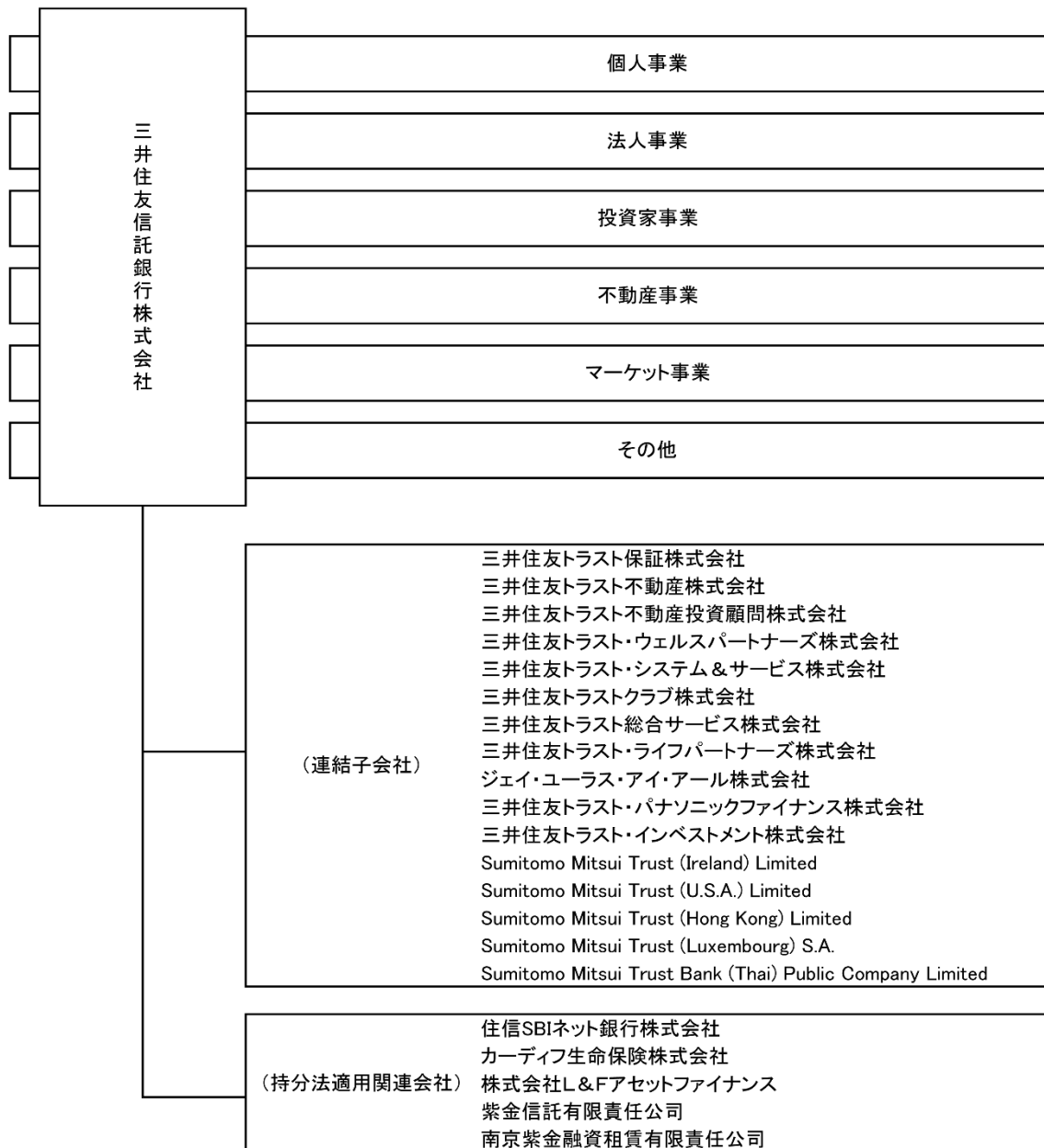
1 事業の内容

当社は、持株会社である三井住友トラストグループ株式会社の下、銀行、資産運用・資産管理、不動産業務関連など様々なグループ会社で構成される三井住友トラストグループの中核をなす信託銀行として、統一されたグループ経営戦略に基づき、多様な事業を行っております。

当社及び当社の関係会社は、当社、連結子会社36社及び持分法適用関連会社20社で構成されております。

当社及び当社の関係会社の事業に係る位置付け及び報告セグメントとの関係は次のとおりであり、主要な関係会社を記載しております。なお、2026年8月3日付で、住信SBIネット銀行はドコモSMTBネット銀行に商号を変更することを予定しています。事業の区分は本受託者の第14期有価証券報告書「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

2026年3月31日現在



2 主要な経営指標等の推移

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
		(自2021年 4月1日 至2022年 3月31日)	(自2022年 4月1日 至2023年 3月31日)	(自2023年 4月1日 至2024年 3月31日)	(自2024年 4月1日 至2025年 3月31日)	(自2025年 4月1日 至2026年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,249,695	1,695,357	2,349,790	2,780,299	2,819,918
うち連結信託報酬	百万円	110,539	109,721	116,269	120,885	125,435
連結経常利益	百万円	203,664	265,045	86,295	346,309	375,802
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	149,223	177,649	65,821	243,052	297,394
連結包括利益	百万円	66,845	180,512	393,204	101,766	608,676
連結純資産額	百万円	2,348,510	2,468,222	2,791,467	2,762,197	3,236,902
連結総資産額	百万円	64,346,726	68,737,987	75,578,189	77,945,182	81,862,437
1株当たり純資産額	円	1,385.34	1,456.34	1,648.81	1,631.40	1,912.01
1株当たり当期純利益	円	89.11	106.08	39.30	145.14	177.59
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	3.60	3.53	3.65	3.50	3.91
連結自己資本利益率	%	6.44	7.45	2.53	8.84	10.02
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△185,086	2,556,372	4,256,169	3,963,616	1,175,557
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△845,015	960,590	△2,577,514	△1,731,195	△1,547,936
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△116,693	△156,900	△53,959	△51,036	△154,047
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	15,653,061	19,092,918	20,757,770	22,997,916	22,485,430
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	20,281 〔2,090〕	20,571 〔2,148〕	20,972 〔2,280〕	21,180 〔2,341〕	20,645 〔2,104〕
信託財産額	百万円	248,215,419	256,225,715	257,466,804	263,279,750	265,351,740

(注) 1. 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を2022年度の期首から適用しております。2022年度以降に係る主要な経営指標等については、時価算定会計基準適用指針を適用した後の指標等となっております。

2. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を、非支配株主持分控除後の期中平均連結純資産額で除して算出しております。
5. 連結株価収益率は、株式が非上場であるため、記載しておりません。
6. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

(2) 受託者の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
経常収益	百万円	839,361	1,310,130	1,956,473	2,184,377	2,253,534
うち信託報酬	百万円	110,539	109,721	116,269	121,189	125,594
経常利益	百万円	150,808	224,597	58,701	310,745	335,285
当期純利益	百万円	113,343	169,135	57,839	239,563	263,408
資本金	百万円	342,037	342,037	342,037	342,037	342,037
発行済株式総数 普通株式	千株	1,674,537	1,674,537	1,674,537	1,674,537	1,674,537
純資産額	百万円	2,051,305	2,127,915	2,364,571	2,347,195	2,585,187
総資産額	百万円	62,530,092	66,824,746	73,338,642	75,486,614	79,242,493
預金残高	百万円	32,898,724	35,041,223	37,151,896	37,387,431	39,495,404
貸出金残高	百万円	30,916,363	31,947,351	33,773,133	32,253,158	33,687,400
有価証券残高	百万円	7,951,169	6,999,285	9,952,494	11,431,249	13,295,000
1株当たり純資産額	円	1,224.99	1,270.74	1,412.07	1,401.69	1,543.82
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) 普通株式	円	32.01 (17.92)	40.68 (21.97)	52.43 (22.81)	77.52 (47.82)	103.54 (50.17)
1株当たり当期純利益	円	67.68	101.00	34.54	143.06	157.30
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	3.28	3.18	3.22	3.10	3.26
自己資本利益率	%	5.52	8.09	2.57	10.16	10.68
配当性向	%	47.29	40.27	151.79	54.18	65.82
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	13,608 [514]	13,757 [550]	13,848 [629]	13,947 [704]	13,810 [695]
信託財産額	百万円	248,215,419	256,225,715	257,466,804	263,279,750	265,351,740
信託勘定貸出金残高	百万円	2,131,254	2,154,605	2,407,320	2,531,925	3,421,140
信託勘定有価証券残高	百万円	859,127	846,569	830,452	858,567	658,175

- (注) 1. 時価算定会計基準適用指針を第11期(2023年3月)の期首から適用しております。2022年度以降に係る主要な経営指標等については、時価算定会計基準適用指針を適用した後の指標等となっております。
2. 第14期(2026年3月)の普通株式の中間配当についての取締役会決議は2025年11月12日に行いました。
3. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。
5. 自己資本利益率は、当期純利益を期中平均純資産額で除して算出しております。

- 6. 株価収益率、株主総利回り及び最高・最低株価は、株式が非上場であるため、記載しておりません。
- 7. 信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段残高は、該当金額がないため記載しておりません。
- 8. 信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産残高は、該当金額がないため記載しておりません。
- 9. 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高は、該当金額がないため記載しておりません。

3【経理の状況】

受託者の経理の状況については、以下に掲げる書類の経理の状況をご参照ください。

(1) 受託者が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第14期 （自2025年4月1日 至2026年3月31日） 2026年6月17日に
関東財務局長に提出。

② 半期報告書

該当事項はありません。

③ 訂正報告書

該当事項はありません。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

本受託者は、信託法及び兼営法において準用する信託業法の定めるところにより、次に掲げる行為及び取引が禁止されています。

1 信託法により禁止される行為（信託法に定める例外に該当する場合を除きます。）

- (1) 信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含みます。）を固有財産に帰属させ、又は固有財産に属する財産（当該財産に係る権利を含みます。）を信託財産に帰属させること
- (2) 信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含みます。）を他の信託の信託財産に帰属させること
- (3) 第三者との間において信託財産のためにする行為であって、自己が当該第三者の代理人となっていくもの
- (4) 信託財産に属する財産につき固有財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であって本受託者又はその利害関係人と受益者との利益が相反することとなるもの

2 兼営法において準用する信託業法により禁止される取引（兼営法において準用する信託業法に定める例外に該当する場合を除きます。）

- (1) 自己又はその利害関係人と信託財産との間における取引

(2) 一の信託の信託財産と他の信託の信託財産との間の取引

(3) 第三者との間において信託財産のためにする取引であって、自己が当該第三者の代理人となつて行うもの

但し、本受託者は、信託法及び兼営法において準用する信託業法に定める例外として、本信託の信託約款において、兼営法施行規則第23条第3項の要件のほか本信託の信託約款に定める要件を充足する場合に限り、自己又はその利害関係人と本信託財産との間における取引として、本信託財産に属する金銭の単独又は運用方法を同じくする他の信託財産に属する金銭と合同した、本受託者の銀行勘定における運用又は本受託者の銀行勘定に対する貸付による運用を行うことができるものとされています。

なお、本受託者は、当該取引をした場合には、当該取引の状況を信託財産状況報告書に記載し、当該書面を本受益者に交付することによって、兼営法第2条第1項が準用する信託業法第29条第3項の書面交付を行うものとします（但し、兼営法施行規則第23条第5項各号の規定により、兼営法第2条第1項が準用する信託業法第29条第3項本文に従った書面の交付が不要となる場合には、かかる書面交付がなされたものとみなされます。）。かかる書面交付がなされた場合には、信託法第31条第3項に定める受益者に対する通知がなされたものとみなされます。

5【その他】

該当事項はありません。

第2【委託者の状況】

委託者が発行者（金融商品取引法第2条第5項に規定する発行者をいいます。）とならないため、該当事項はありません。

第3【その他関係法人の概況】

取扱会社

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
ソニー銀行株式会社	38,500百万円 (2026年6月30日現在)	銀行業務及び金融商品取引業務。

2【関係業務の概要】

本受益権の取扱会社として、本受益権の募集の取扱い及び販売等を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

4【役員の兼職関係】

該当事項はありません。

5【その他】

該当事項はありません。